

別冊

上越市
第4次男女共同参画基本計画
(案)

上 越 市

目 次

第1章 基本となる考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	基本理念	2
4	計画の目標（目指すまちの姿）	2
5	計画期間	2
6	計画策定の背景	3
7	市民意識調査の結果及び第3次基本計画の進捗状況	6
8	第4次基本計画の特徴的な取組	12
9	計画の体系	14
10	施策の分野と基本目標	16

第2章 基本目標、重点目標、施策の方向

<施策の分野>	I	男女が等しく参画するための社会環境整備	
<基本目標>	1	男女共同参画を正しく理解できる社会づくり	22
<基本目標>	2	男女共同参画を実践できる環境づくり	31
<基本目標>	3	女性が活躍できる社会づくり	45
<基本目標>	4	推進体制の整備	54
<施策の分野>	II	配偶者等からの暴力防止・被害者支援	
<基本計画>	1	暴力を許さない社会づくり	58
<基本目標>	2	被害者等への支援	64

第3章 計画の推進

1	府内推進体制の整備・充実と連携強化	69
2	市民、事業者、地縁団体等との連携・協働	69
3	関係機関との連携強化	69

第1章 基本となる考え方

1 計画策定の趣旨

上越市では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと」と捉え、その推進に努めてきました。

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等が定められており、全ての人は、個人として尊重され、性別によって差別されない平等な存在です。全ての人が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができれば、社会全体の活力が増し、人々が将来に夢を持てるような社会環境となっていくと考えます。

一方で、ジェンダーと言われる「社会的・文化的につくり上げられた性差」は、様々な場面において、男女共同参画社会の実現の障壁となっていました。その解消に向け、特に性別を理由にして役割を固定的に分けてしまう「性別による固定的役割分担意識」及び「無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）」が根強く残っていること、女性活躍・女性参画の進捗が遅れていること、そして女性への暴力の問題の対応に関しては、地域生活に密着している地方行政こそが地域の状況に応じた具体的な施策を効果的に推進していかなければなりません。また、人口減少や少子高齢化の進行などに伴う問題に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会を取り巻く環境が大きく変化していく中にあって、支援を必要とする人を誰一人取り残さない施策の取組も、ますます求められています。

これまでの施策の取組と社会情勢の状況を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、上越市男女共同参画基本条例に基づき総合的かつ計画的な推進を図るために、「上越市第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項及び上越市男女共同参画基本条例（平成14年条例第1号）第11条第1項に基づく上越市の男女共同参画の推進に関する基本計画として策定するものです。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく上越市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という。）に位置付けられる計画です。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律64号。以下「女性活躍推進

法」という。) 第6条第2項の規定に基づく上越市の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下「女性活躍推進計画」という。)として位置付けられる計画です。

- (4) 上越市における最上位計画である「上越市第7次総合計画」並びに市民一人一人の人権尊重などあらゆる差別の解消を目指す「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画(第5次人権総合計画)」等、関連する市の各種計画や国・県の同種計画と整合を図り、男女共同参画社会の実現に向け、具体的な施策・事業の推進を規定する計画とするものです。

3 基本理念

「上越市男女共同参画基本条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権を尊重し、直接又は間接を問わず性別による差別的取扱いをなくすとともに、男女が個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- (2) 生涯にわたる性と生殖に関する健康及び権利を尊重すること。
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)からの暴力的行為(心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。以下同じ。)を根絶すること。
- (4) 市の政策又は事業者若しくは地縁団体等の方針の立案及び決定に男女が平等に参画できるようすること。
- (5) 男女が共に品位及び資質を高め、個人として能力を発揮できるように、男女平等の視点に立つて社会における制度及び慣行を見直すとともに、性別による固定的役割分担意識の解消を進めること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の強力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活等とを両立できること。
- (7) 男女共同参画の促進が国際社会における取組と密接に関係していることを理解すること。

4 計画の目標(目指すまちの姿)

「上越市男女共同参画基本条例」前文に基づき、本計画では

「男女が、互いの人権を尊重し社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち」を目指すまちの姿に掲げ、その実現に向け分野ごとに施策の展開を図ります。

5 計画期間

本計画は、上越市男女共同参画基本計画(平成14年度から平成22年度まで。以下「基本計画」という。)、第2次男女共同参画基本計画(平成23年度から平成29年度まで。以下「第2次基本計画」という。)及び、第3次男女共同参画基本計画(平成30年度から令和4年度まで。以下「第3次基本計画」という。)に続く第4次基本計画として、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

6 計画策定の背景

(1) 国及び新潟県の動き

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年を契機として、世界的に男女共同参画社会の実現に向けた取組が継続して進められてきました。近年では、平成 27 年（2015 年）に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にある「持続可能な開発目標（S D G s）」において、ジェンダー平等の達成、全ての女性のエンパワーメントの促進などが掲げられ、これを含む 17 のゴール、169 のターゲットについて、地球上の「誰一人取り残さない」ことを基本理念として各国で取組が加速しています。

日本では、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」を制定し、翌年には同法に基づく「男女共同参画社会基本計画」を策定、以降、基本計画の改定を重ねながら「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年（2015 年））など雇用の分野や、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30（2018）年）など女性参画の分野において施策を推進してきました。このほか、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、防災・復興分野における男女共同参画の推進など、総合的に取り組んできました。

令和 2 年（2020 年）からは、これまでの取組と様々な社会情勢の変化などを踏まえ、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に發揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、S D G s で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

新潟県では、平成 14 年（2002 年）に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき男女平等推進相談室を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。平成 18 年（2006 年）には、この条例の基本理念に基づき「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、以降、平成 25 年（2013 年）の第 2 次計画、平成 29 年（2017 年）に第 3 次計画をそれぞれ策定してきました。

現在は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）までを計画期間とする第 4 次計画に基づき、取り組むべき課題に対応しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。

- ①性別による固定的役割分担意識の解消
- ②人口減少・少子高齢化社会における女性が活躍できる環境づくり
- ③ワーク・ライフ・バランスの推進

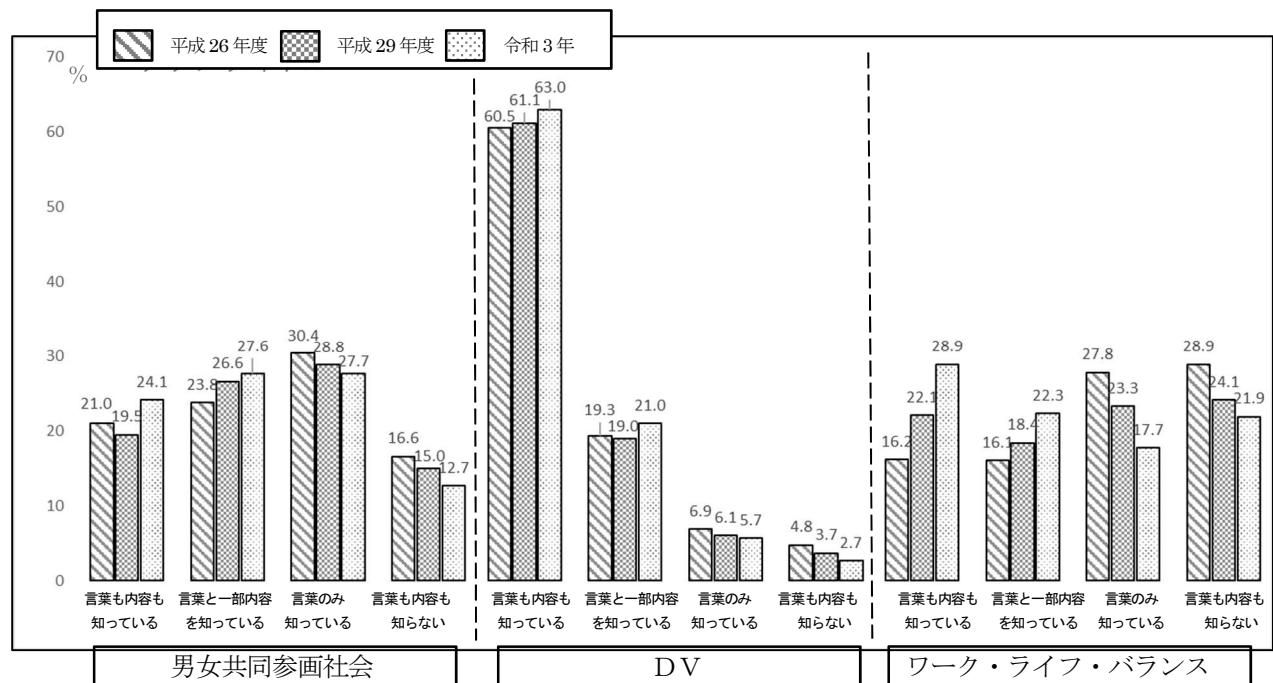
(2) 上越市の動き

上越市では、平成7年（1995年）3月に上越市女性行動計画「じょうえつ女性アクションプラン」を策定しました。その後、平成13年（2001年）には新潟県内でもいち早く「男女共同参画都市」を宣言し、翌年の平成14年（2002年）3月に「上越市男女共同参画条例」を制定するとともに、「上越市男女共同参画基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。以降、国や県の動きとも連動しながら平成23年（2011年）3月に第2次基本計画、平成30年（2018年）3月に第3次基本計画を策定し、これら基本計画に基づき行政内部の推進を始め、市民や地縁団体、市民活動団体、事業者等との協働により、当市における男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策に取り組んできました。

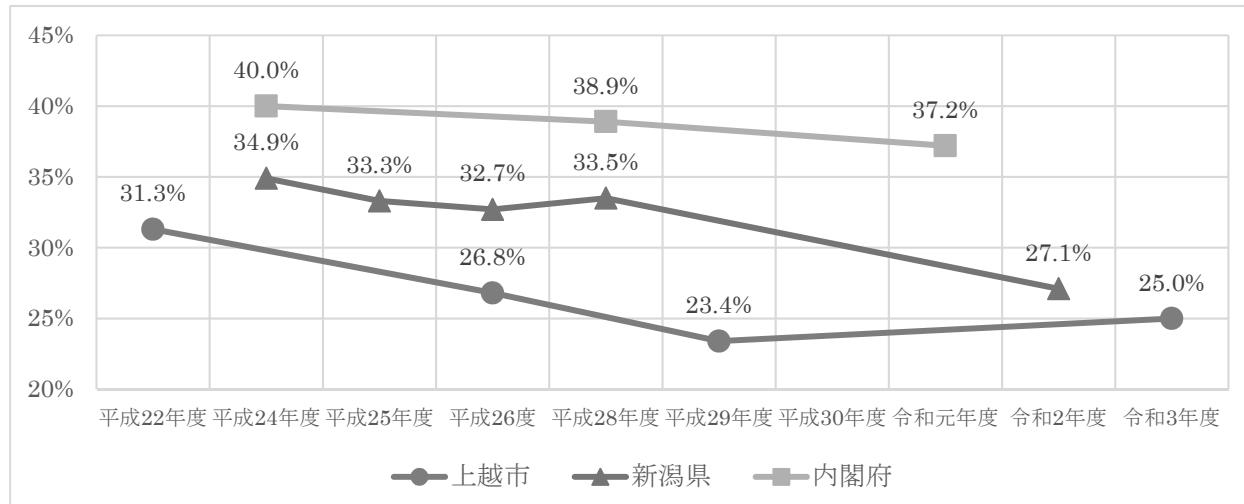
第4次基本計画の策定に当たり、令和3年（2021年）11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、「男女共同参画社会」や「DV（配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力）」、「ワーク・ライフ・バランス」に対する認知度・理解度が向上した一方で、男女の地位の平等感では「職場」や「政治」、「社会通念・習慣・しきたり等」の分野で低い傾向が見られるほか、「家事」や「育児」、「介護」に費やす時間が男性よりも女性の方が3時間以上長いなど、依然として「性別による固定的役割分担意識」が根強く残っていることが伺え、新潟県と同様、男女共同参画に関する意識啓発の強化が必要となっています。

この他にも、令和4年（2022年）2月実施の事業所アンケートの結果からは、ワーク・ライフ・バランスの推進を始めとする労働環境の見直しの必要性が見られるほか、あらゆる分野での女性の活躍推進や女性参画の拡大、更には女性に対する暴力の根絶などの課題が見られ、各種調査の結果を踏まえた様々な取組を重点的に行っていくことが必要となっています。

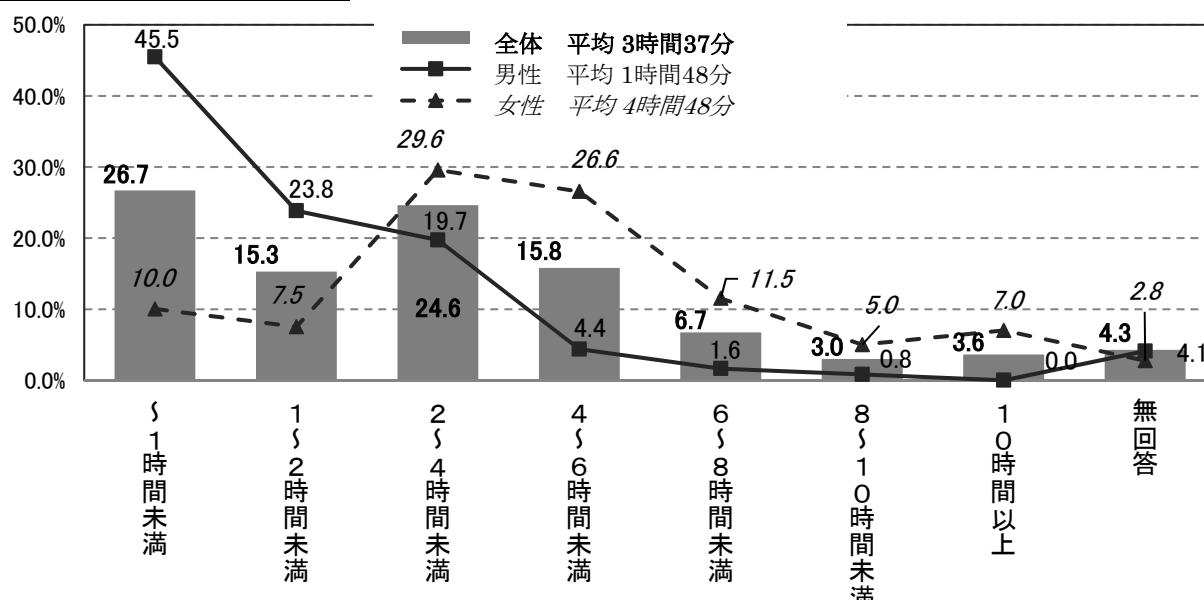
男女共同参画に関する主な言葉の認知度・理解度 【資料：「市民意識調査」】



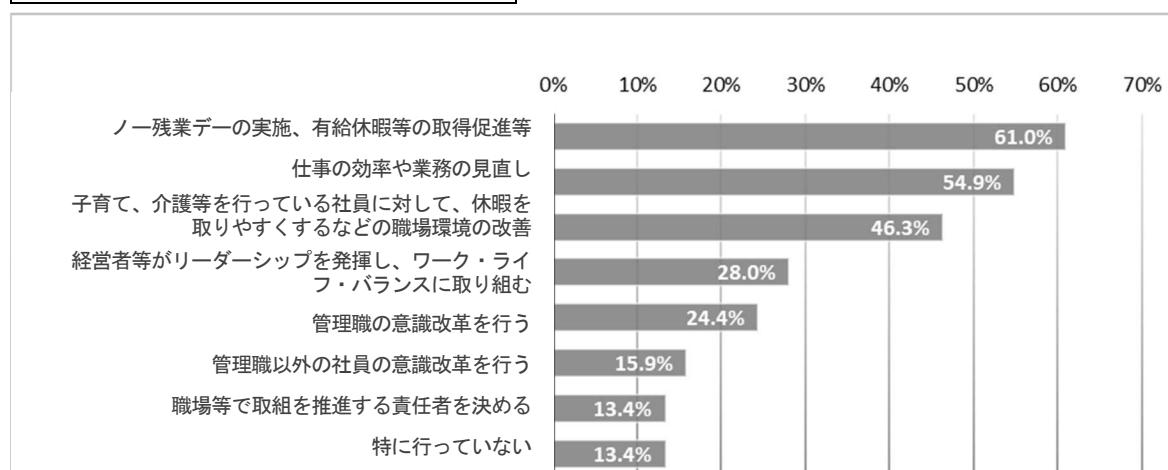
男女の地位の平等感の推移（各分野の平均値の比較）【資料：「市民意識調査」、内閣府「男女共同参画に関する世論調査」、新潟県「男女共同参画に関する県民意識調査」】



家事・育児・介護などの時間 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



ワーク・ライフ・バランスに関する取組 【資料：令和3年度「市内事業所アンケート」】



7 市民意識調査の結果及び第3次基本計画の進捗状況

(1) 上越市の男女共同参画に関する市民意識調査の結果

① 調査の目的

市民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、令和5年度からの第4次基本計画策定の基礎資料とするほか、男女共同参画社会実現に向け、調査結果を今後の市の施策に反映させ、一層の充実を図るため、調査を実施しました。

② 実施概要

- ・調査対象 上越市内在住の満18歳以上の男女 計2,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出
- ・調査方法 郵便による配付・回収及びオンラインによる回答
- ・調査期間 令和3年11月1日～26日（26日間）
- ・回収状況 772（内訳：男性365、女性399、その他・無回答8）
- ・回収率 38.6%

③ 結果の概要

【男女の地位の平等感】

男女の地位の平等感については、「学校教育」の分野が55.1%と最も高かったものの、それ以外の分野では前回の調査と同様に、10%から20%台と低い傾向がみられます。特に「社会通念・習慣・しきたり等」では10.5%と最も低くなっています、「家庭生活」や「職場」、「地域活動」を含めた身近な分野での平等感を高めるための取組の強化が必要となっています。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した割合は67.2%と、前回調査よりも10ポイント以上増えた一方で、「家事等に費やす時間」を見ると女性の方が男性よりも約2.7倍長いほか、「夫も妻も仕事をし、共に家事等をする」を理想としながらも現実は「夫も妻も仕事をし、妻が主に家事等をする」という回答が最も多いという結果から、依然として「性別による固定的役割分担意識」が根強く残っていることが伺えます。

【女性に対する暴力】

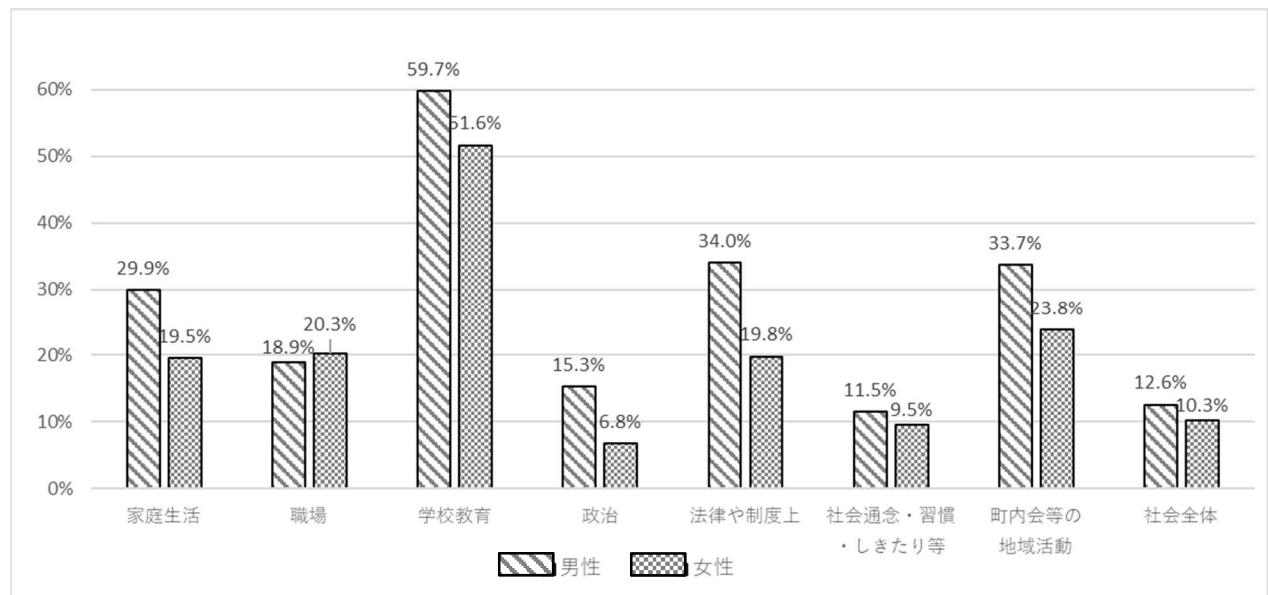
女性に対する暴力については、女性の人権が尊重されていないこととして「家庭内の夫から妻への暴力」と回答した割合が60.2%と最も高く、以下「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」58.7%、「痴漢行為やストーカー行為」50.4%と続き、いずれも前回よりも高い割合となっています。特に「家庭内の夫から妻への暴力(DV)」については、名称や言葉として「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部の内容を知っている」と回答した割合が83.9%と高く、DVは女性の人権を著しく侵害する暴力であるという認識が浸透してきている一方で、DVを受けたことがある女性がまだ3割も存在しているという今回の結果を踏まえると、引き続き女性への暴力根絶に向けた更なる取組を強化していく必要があります。

【育児、介護等と仕事】

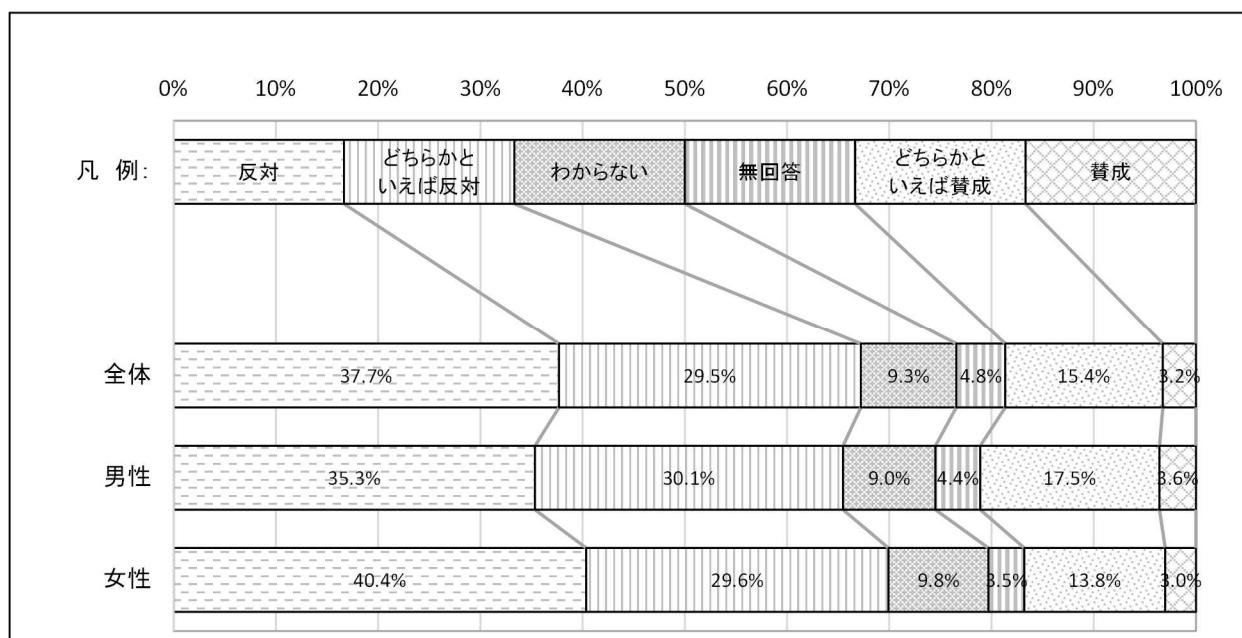
このほか、男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべき取組について最も多かった回答が「育児や介護中であっても仕事が続けられる支援」60.9%、次に「育児や介護等でいったん仕事を辞めた人の再就職の支援」56.6%、「保育や介護等の施設やサービスの充実」

51.0%と続いているおり、仕事と育児・介護等との両立や育児・介護等の後の再就職が課題となっています。その背景には、「性別による固定的役割分担意識」による女性の家事負担の多さや男性中心型労働慣行から仕事を何よりも優先させる意識などがあるものと考えられることから、いまだ根強く残るこれら意識等の解消に向けた啓発が重要であるとともに、労働環境の見直しについても、ワーク・ライフ・バランスの視点に立って性別にかかわらず働きやすい職場環境の整備を進めていくことがますます重要となっています。

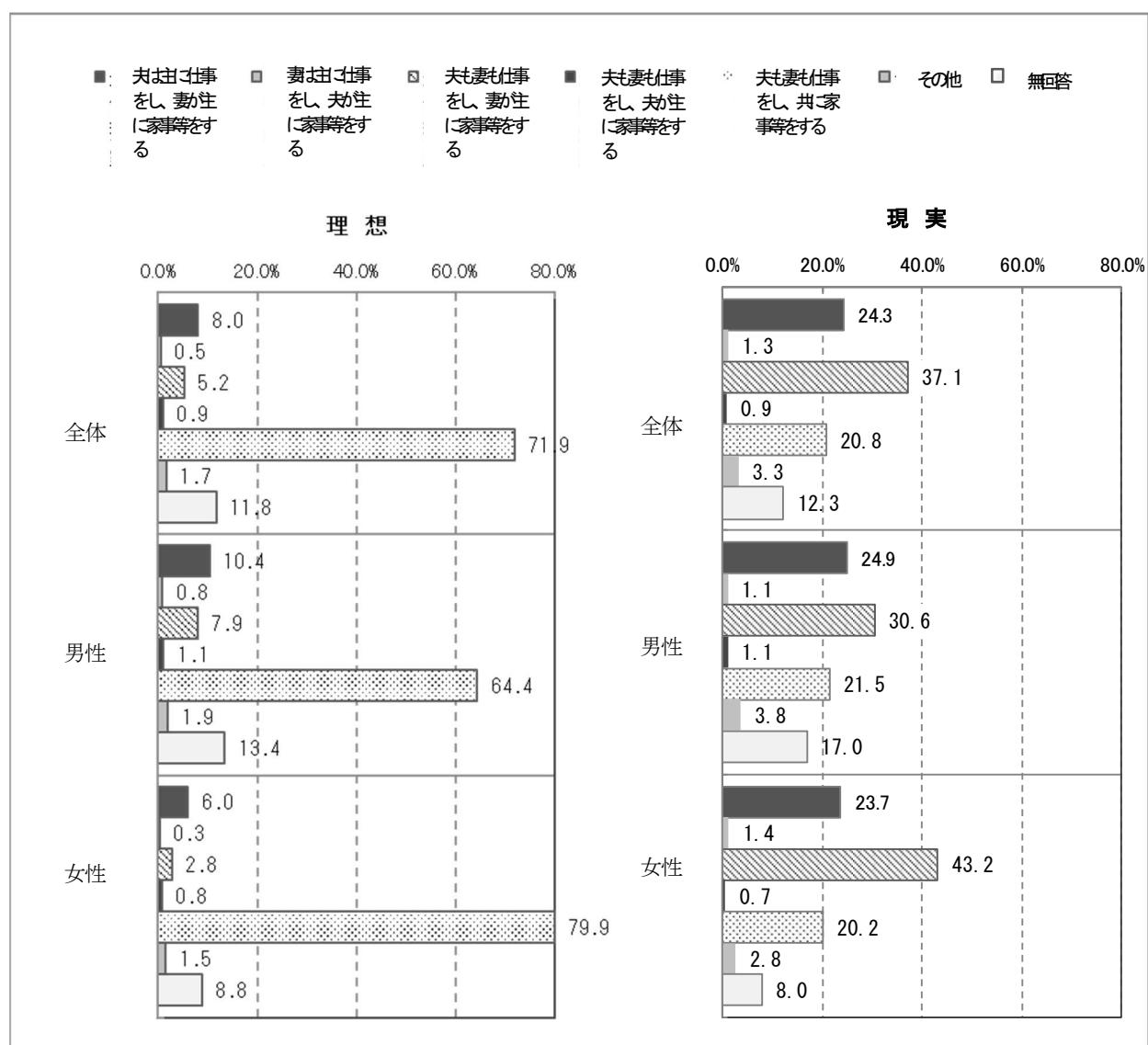
男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合） 【資料：令和3年度「市民意識調査】



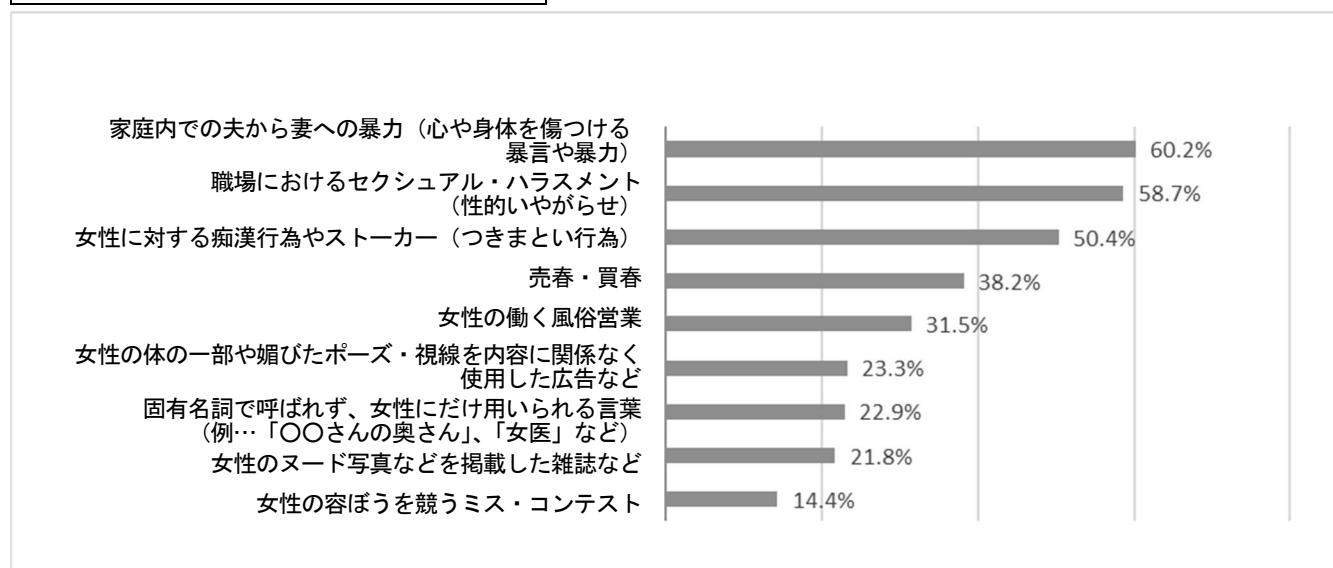
夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである 【資料：令和3年度「市民意識調査】



家庭での夫婦の役割分担「理想」と「現実」 【資料：令和3年度「市民意識調査」】

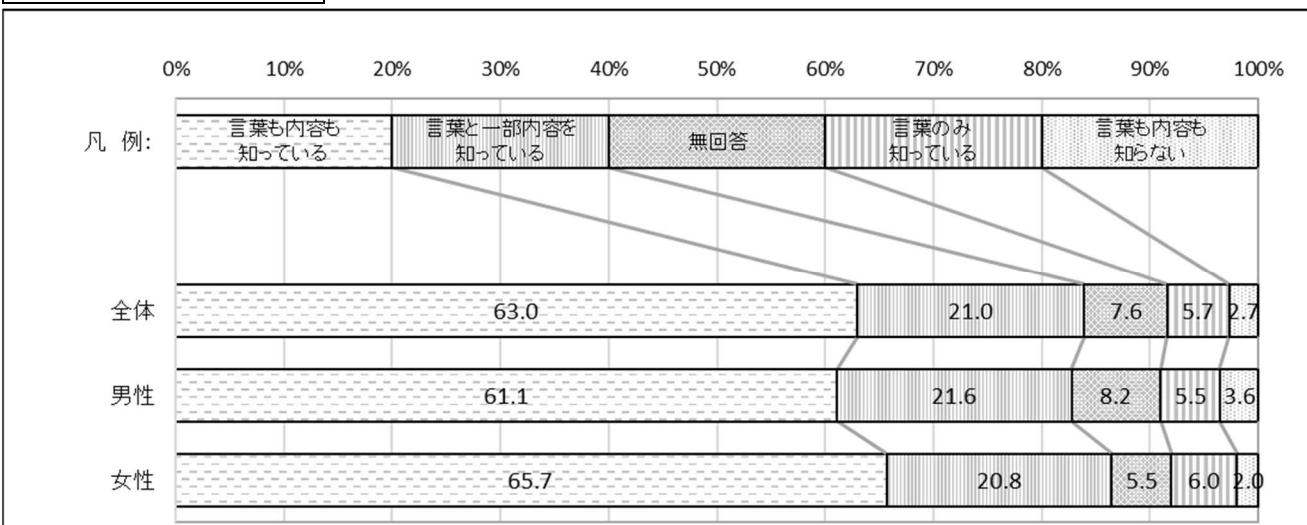


女性の人権が尊重されていないと感じること 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



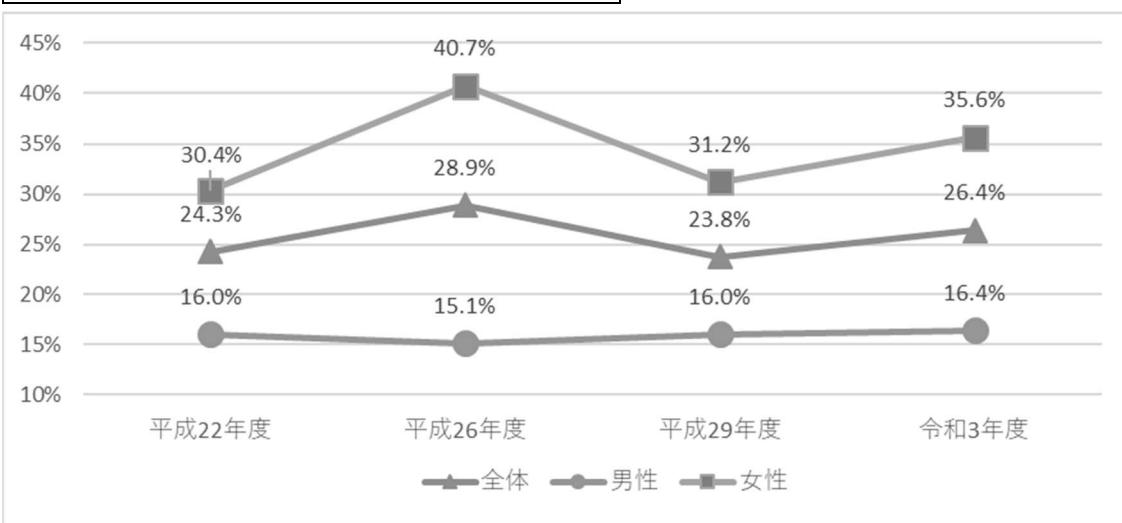
「DV」の認知度・理解度

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



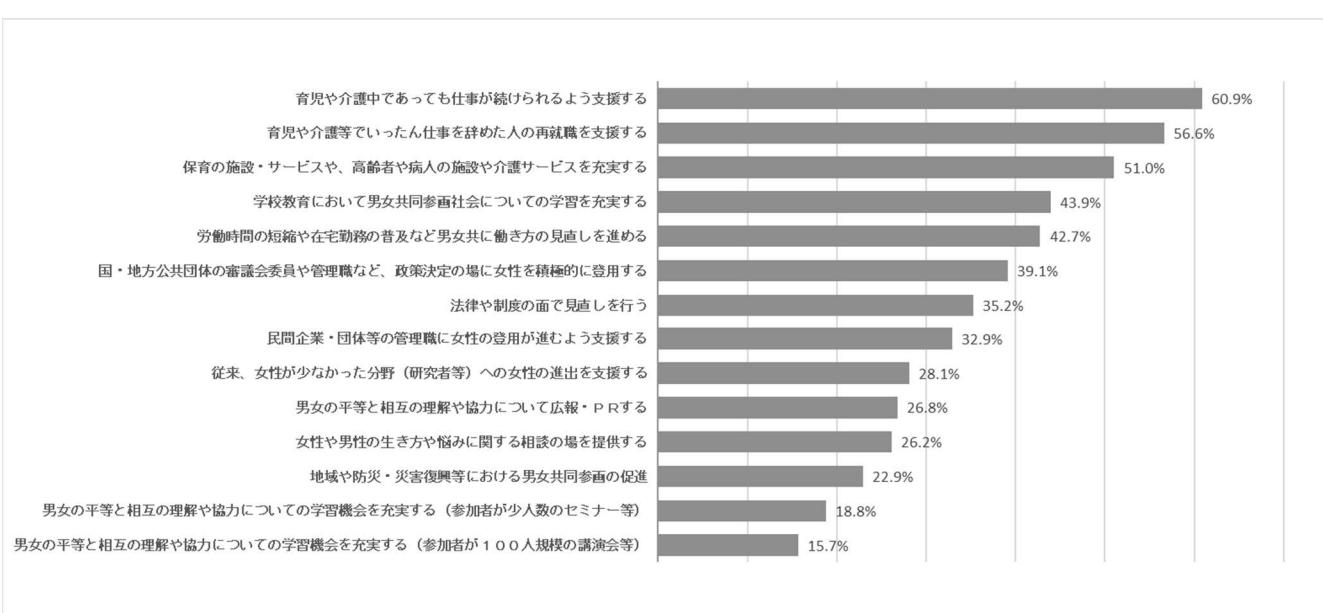
夫婦間又は交際相手間で暴力を受けたことがある

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきこと

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



(2) 第3次基本計画の進捗状況

第3次基本計画では、「男女が、互いの人権を尊重し社会のあらゆる分野で平等に参画できるまち」を掲げ、「男女が等しく参画するための社会環境整備」と「配偶者からの暴力防止・被害者支援」の2つの施策の分野においてそれぞれの指標を定めました。

また、取組に当たっては、施策の柱となる6つの基本目標を定めたほか、施策を推進していくための重点目標と指標を定めました。

【分野別】

■男女が等しく参画するための社会環境整備

令和4年度における「男女の地位の平等感」に関しては、家庭生活や職場など7つの項目の平均で40.0%としていた指標に対し、令和3年度実施の市民意識調査では25.0%となり、計画策定時の現状値である平成29年の指標に対して1.6ポイント改善されたものの、目標の達成には難しい状況となっています。

■配偶者からの暴力防止・被害者支援

令和4年度における「配偶者から暴力を受けたことがある女性の割合」に関しては、30.4%以下としていた指標に対し、令和3年度実施の市民意識調査では32.6%となり、目標の達成に2.2ポイント届かない結果となりました。また、計画策定時の現状値である平成29年度の指標に対しても1.4ポイント悪化する状況となっています。

分 野	指標項目	指標値		進捗状況（R4）
		現状H29	目標R4	
男女が等しく参画するための社会環境整備	男女の地位の平等感	23.4%	40.0%	►市民意識調査・・・25.0%
配偶者からの暴力防止・被害者支援	配偶者等から暴力を受けたことがある女性の割合	31.2%	30.4%以下	►市民意識調査・・・32.6%

【重点目標別】

重点目標別では、令和3年度に実施した市民意識調査を始めとする各種調査結果及び令和3年度実績において、設定した22の項目のうち、指標を達成している項目は10項目となりました。また、指標は達成していないものの、平成29年度から上昇・改善が図られた項目は5項目となりました。

■施策の分野I 男女が等しく参画するための社会環境整備

[基本目標1] 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況（R4）
		現状H29	目標R4	
(1) 男女共同参画についての理解の促進	男女共同参画社会の認知度	46.1%	60.0%	►市民意識調査・・・51.7%
(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	「社会通念・習慣・しきたりなど」で男女が平等と感じる人の割合	10.1%	18.4%	►市民意識調査・・・10.5%
(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方方に反対、どちらかといえば反対と回答した男性の割合	52.9%	60.4%	►市民意識調査・・・65.5%
(4) 子どもへの意識啓発の推進	「学校教育の場」で平等と感じる人の割合	46.7%	58.9%	►市民意識調査・・・55.1%

[基本目標2] 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況（R4）
		現状H29	目標R4	
(1) 労働環境の見直しの推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む事業所の割合	81.9%	現状値より向上	►事業所アンケート・・・86.6%
	「職場」で平等と感じる人の割合	19.9%	29.7%	►市民意識調査・・・19.4%
(2) 子育て、介護への支援の充実	子育てをしやすいと感じる市民の割合	—	53.8%	►市民の声アンケート・・61.3%
(3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方方に沿った講座等の参加者の満足度	—	80.0%	►市の調査・・・94.0%
	子宮頸がん検診の受診率	※H28 14.8%	現状値より向上	►市の調査・・・5.7%
	乳がん検診の受診率	※H28 12.9%	現状値より向上	►市の調査・・・6.6%
(4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備	自立相談支援事業登録者のうち、支援が終了した人の割合	※H28 70.6%	現状値より向上	►市の調査・・・81.5%
	必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合	※H28 12.0%	6.0%	►市の調査・・・2.6%

[基本目標3] 女性が活躍できる社会づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況（R4）
		現状H29	目標R4	
(1) 女性の能力発揮への支援	女性の能力を活かす取組を行っている事業所の割合	69.8%	現状値より向上	►事業所アンケート・・・64.7%
(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	管理職に女性を登用している民間企業の割合	46.8%	現状値より向上	►事業所アンケート・・・47.0%
(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	市の審議会等の女性登用率	※H28 28.7%	50.0%	►市の調査・・・27.5%
	女性委員を含む審議会等の設置率	※H28 93.0%	100.0%	►市の調査・・・92.7%

[基本目標4] 推進体制の整備

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況（R4）
		現状H29	目標R4	
(1) 男女共同参画推進センターの充実	センター講座参加者の満足度（満足、概ね満足の合計）	76.0%	80.0%	►市の調査・・・87.4%
(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	「男女共同参画の考え方」を業務の中で実践できている職員の割合	86.1%	現状値より向上	►市の調査・・・88.6%

■施策の分野II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

[基本目標1] 暴力を許さない社会づくり

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況（R4）
		現状H29	目標R4	
(1) 暝力防止に関する人権教育の推進及び啓発	家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合	55.8%	66.0%	►市民意識調査・・・60.2%
(2) 相談窓口の充実	市の女性相談窓口の認知度	16.4%	40.0%	►市民意識調査・・・13.1%

[基本目標2] 被害者等への支援

重点目標	指標項目	指標値		進捗状況（R4）
		現状H29	目標R4	
(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	女性が抱えている悩みの相談窓口のうち認知度30%以上の相談機関	1か所	3か所以上	►市民意識調査・・・2か所
(2) 自立への支援	女性相談を原因とする苦情件数	なし	なし	►市の調査・・・なし

8 第4次基本計画の特徴的な取組

平成30年3月に策定した第3次基本計画が令和5年3月をもって計画期間が終了することを受け、市では、条例に基づき第4次基本計画を策定することとしました。

計画の策定に当たっては、これまでの取組を継承しつつ、国・県の計画や市の関連計画との整合や、社会情勢の変化、第3次基本計画の取組の検証結果などを反映させ、引き続き男女共同参画社会の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

(1) 計画の策定における主な視点

- ①基本目標とする「男女共同参画を正しく理解できる社会づくり」では、意識啓発の強化に取り組みます。
 - ▶いまだに根強く残っている「性別による固定的役割分担意識」の解消
 - ▶家庭や地域などの身近な場所における普及・啓発の強化
 - ▶男性に向けての意識啓発の推進
- ②「男女共同参画を実践できる環境づくり」では、労働環境の整備に関することや多様性の尊重などを重点目標として位置付け、計画の中で進めています。
 - ▶ワーク・ライフ・バランスの実現
 - ▶女性の市内定住、U・Iターンに向けた取組
 - ▶貧困等による困難に対する支援と多様性を尊重する環境整備
- ③「暴力を許さない社会づくり」では、全国的に「DV」が増加している中、国や新潟県の対策強化や市民の認識の高まりに合わせて、特に女性への暴力根絶に向けた取組を強化します。
 - ▶暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

(2) 市民意識調査の結果の反映

令和3年11月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査の結果では、男女共同参画社会の認知度・理解度は向上しているものの、男女の地位の平等感については学校教育の分野を除き低い傾向にあり、男女の家事時間の格差や夫婦の役割分担の状況からも、依然として家庭や地域など身近な環境での性別による固定的役割分担意識が根強く残っていると考えられます。

職業生活、女性活躍の推進に関する部分では、夫婦ともに仕事をしているが家事は主に妻がしている割合が多いほか、職場での労働条件や待遇、勤務内容、また退職や転職の理由などにおいても、女性にとって働きやすい環境になっているとはまだ言えない状況にあります。

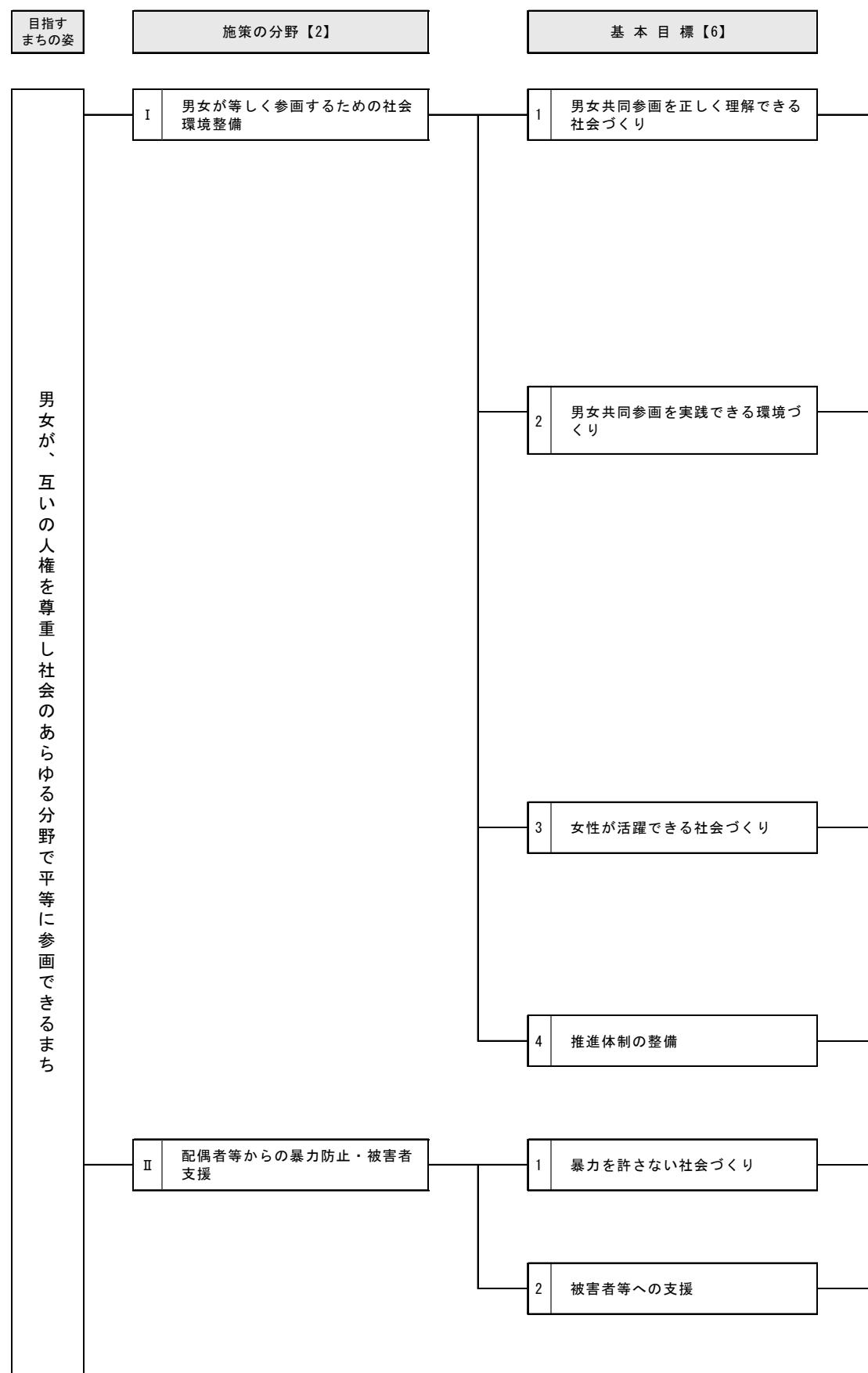
また、男女の人権、DVについては、女性の人権が尊重されていないものとして「DV」と回答する割合が最も多く、名称や言葉の認知度・理解度でも「DV」が高い結果であることから、女性に対する暴力としての認識が浸透していることがうかがえます。一方で、約3割の女性が「DV」に関連した暴力を受けたことがあったと回答していることや、その相談先としての当市の女性相談窓口の認知度が低い状況にあることは、改めて女性に対する暴力の根絶に向けた取組の必要性を示しています。

(3) 第3次基本計画の達成状況の反映

第3次基本計画における重点目標ごとの評価指標の達成状況、及び、計画に基づき各課等で取り組んだ事業実績等の評価・検証の結果から、「根強く残る性別による固定的役割分担意識」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「市の審議会等の女性登用率の伸び悩み」、「複雑・多様化する相談に対する女性相談の充実」などについて、更なる取り組みを強化していくことが必要です。

第4次基本計画では、これらの評価・検証結果や社会情勢の変化等を施策の体系へ反映させつつ、これまでの計画との一貫性と継続性も保ちながら、男女共同参画社会の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

9 計画の体系



重 点 目 標 【18】	施策の方向 【38】	登載 ページ
(1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発	①広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進	22
(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施	24
(3) 男性にとっての男女共同参画の推進	①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進	26
(4) 子どもへの意識啓発の推進	①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実	29
(1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現	①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組	31
(2) 子育て、介護への支援の充実	①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実	35
(3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備	①多様な働き方の推進と女性移住者の増加に向けた取組 ②男女共同参画の視点に立った女性定住やU・Iターン促進に向けての啓発推進	38
(4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実	39
(5) 貧困等による困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③多様な価値観への理解の促進	42
(1) 女性の能力発揮への支援	①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援	45
(2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進	①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表	48
(3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大	①市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用	51
(1) 男女共同参画推進センターの充実	①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援	54
(2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進	①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進	56
(1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発	①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発	58
(2) 相談窓口の充実	①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携	61
(1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護	①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供	64
(2) 自立への支援	①生活再建の支援 ②同伴者への支援	67

10 施策の分野と基本目標

■施策の分野Ⅰ 男女が等しく参画するための社会環境整備

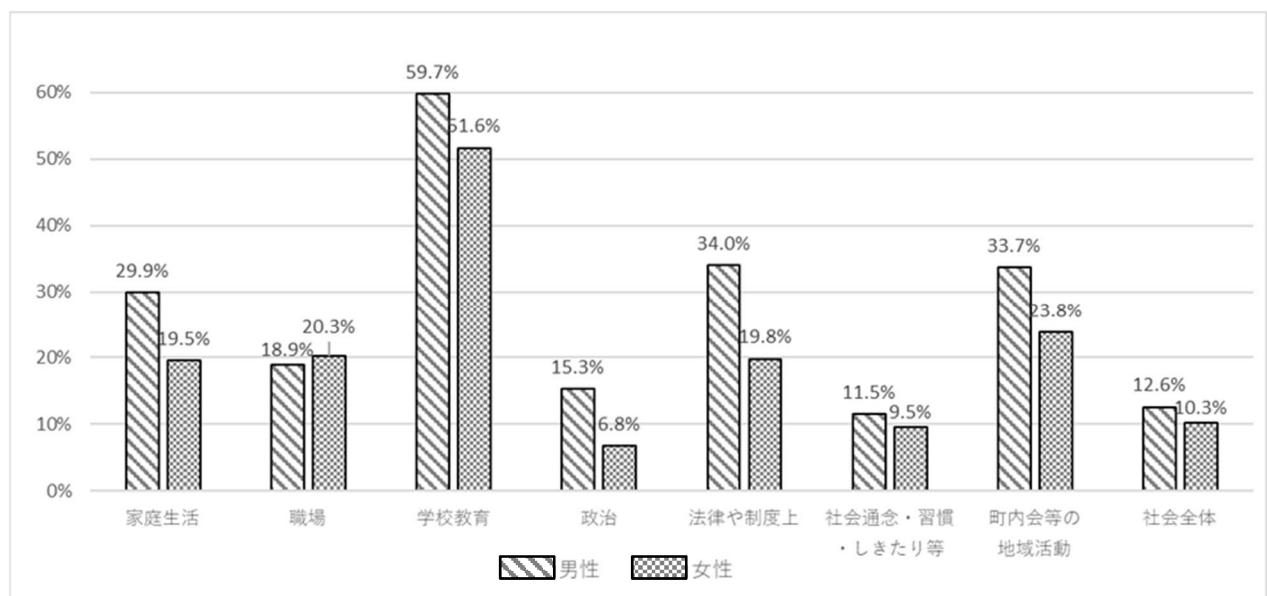
市民一人一人が性別にかかわりなく、社会の対等な構成員として、個性と能力を發揮し、自ら社会のあらゆる分野で平等に参画していくことができるよう、個人として尊重される社会づくりが重要です。

また、多様な生き方を尊重し、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）など古くから根強く残る社会通念やしきたり等を見直していくことが必要です。

男女共同参画社会の実現に向けて、家庭、職場、地域等のあらゆる場面においてジェンダーの視点を持って、性別にかかわらず互いの意見や能力、人格を大切に、全ての人が自分らしく生き生きと暮らすことのできるまちを目指します。

< 再掲 >

男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合） 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○男女の地位の平等感（各分野で平等と感じる人の割合）

▼市民意識調査 25.0% (以下の7分野の平均値)

・家庭生活	24.4% (男性 29.9%、女性 19.5%)
・職場	19.4% (男性 18.9%、女性 20.3%)
・学校教育	55.1% (男性 59.7%、女性 51.6%)
・政治	10.9% (男性 15.3%、女性 6.8%)
・法律や制度上	26.4% (男性 34.0%、女性 19.8%)
・社会通念・習慣・しきたり等	10.5% (男性 11.5%、女性 9.5%)
・町内会等の地域活動	28.4% (男性 33.7%、女性 23.8%)

男女の地位の平等感では、「学校教育」が全分野の中で最も高く55.1%でしたが、他の分野では10~20%台にとどまり、特に「社会通念・習慣・しきたり等」の分野が最も低くなっています。また、「職場」を除く全ての分野において、女性の方が男性に比べ平等と感じている人の割合が低い

傾向がみられました。中でも、「家庭生活」と「法律や制度上」については、男女の差が10ポイント以上あり、性別による認識や実態の相違があるということ、法律や制度は整備されてきているものの実感が伴っていないということが伺われます。

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
男女の地位の平等感（各分野での平均）	市民意識調査	23.4%	25.0%	30.0%

<基本目標>

① 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

男女共同参画を推進するためには、性別にかかわりなく誰もが男女共同参画社会を正しく理解することが前提です。個人の価値観や生き方が多様化していく中で、男女共同参画社会を実現していくには、互いに相手の考えを尊重することがより大切となります。そのためには当然ながら、男性も女性も共に意識改革を図っていくことが重要となります。市民意識調査では、働き手や稼ぎ手は男性で、女性は家庭を守る又は家計を助ける程度に働くという意識が、依然として男性の方が多く持っている傾向が伺えます。男女共同参画社会の実現に向けて、女性の地位の向上などへの取組はもとより、男性に対しては性別により役割分担を固定する意識や無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）からの脱却を促すとともに、長時間労働の抑制や育児・介護休業の取得等、働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの推進により、男性の家庭生活や地域生活への参画を進めていく必要があります。

また、幼少期からの男女平等教育は、子どもたちが成長し社会に出てからも、多様な個人の価値観や生き方を自然なものとして受け入れることが期待でき、互いの人格を認め合い、それぞれの個性と能力を發揮できる社会を形成する上で大変重要と考えます。

社会情勢が変化していく中で、ますます男女共同参画社会が大切であることを認識してもらうため、市民がジェンダーの視点を持って、家庭や職場、地域等の身近な場面での習慣や慣行に関する不平等又は不均衡に気付いてもらうことを通じて、引き続き男女共同参画を正しく理解し合う社会づくりを推進します。

② 男女共同参画を実践できる環境づくり

人口減少・少子高齢化が進む中で、持続可能な社会を築いていくためには、家庭や職場、地域等あらゆる場面において、性別にかかわりなく互いに理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持ちながら社会に参画していくこと、すなわち男女共同参画の考え方方が大切になります。

男女雇用機会均等法の施行以来、職業分野での女性の進出が進み、あらゆる分野で多くの女性が活躍する姿も見られます。しかし、「仕事も家事も共に夫婦で行う」を理想としながらも現実は「家事は主に妻が行う」という実態に見られるように、まだ多くの女性が、育児や介護などの家事労働の負担を抱えており、依然として女性活躍・女性参画の推進が妨げられている状況を踏まえると、労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を図ることが必要です。

また、当市においても若者・女性の大都市圏への市外流出が課題となっていますが、女性の市内定

住やU・I ターンの推進に向け、市内で女性が能力を発揮していける環境整備や女性の活躍に向けた意識改革も重要となります。

一方、女性は生涯の中で妊娠や出産の可能性を有しているなど、男性とは大きく異なる健康上の問題に多く直面しますが、女性が自らの健康を守るため、自らの判断で今後のライフ・ステージを決定する権利を尊重する視点がますます大切となります。

さらに、就労環境や社会情勢の変化などに伴い、非正規雇用者、ひとり親家庭あるいは、高齢者・障害のある人などを中心に、貧困等による生活上困難に陥りやすいおそれがある中、性別を始め多様な属性の人々への理解や人権の尊重を大切することは極めて重要であり、それぞれの状況に応じ、的確な支援と多様性を尊重する意識の啓発を図ることが重要です。

③ 女性が活躍できる社会づくり

性別にかかわりなく互いに個性と能力を発揮し、自らの意思によって参画していくことは、男女共同参画社会を築いていくために大切なことであり、あらゆる分野において、女性の活躍や参画の推進が期待されている中、企業等の管理職や議員、地域の団体の役員など、リーダーシップを発揮する場への女性の登用の重要性が高まっています。

しかし、多くの女性の場合、育児や介護等を担うことを理由に、いったん職を離れてしまうことが多く見受けられ、しかも、家庭生活と仕事の両立の難しさから再就職も困難となってしまう実態があります。これらは女性の活躍や参画の推進を妨げている大きな要因の一つであり、仕事と育児等の両立や再就職に対する支援が必要とされています。

性別による格差を解消していく取組の一つとして、市が設置する審議会等の委員に男性及び女性を偏り無く登用して両性の意見を施策に反映させていくなど、積極的な取組を継続的に実施し、女性が活躍できる社会づくりを進めています。

④ 推進体制の整備

男女共同参画社会を実現させていく上で、行政の役割が重要であることはいうまでもありません。様々な分野における男女共同参画社会を実感できるまちを念頭に、職員一人一人が男女共同参画の理念を意識しながら業務に携わることは、効果的な事業の推進につながるとともに、その姿は市民への啓発にもつながります。

第4次基本計画においても、計画に基づく施策への取組を着実に進めていくため、各事業の達成度を測るための評価指標を設定し、進捗管理を図っていきます。

なお、市の男女共同参画の拠点である男女共同参画推進センターでは、男女共同参画推進のための各種講座の開催や関係する情報の発信などを通じて、今後も市民の意見を取り入れながら効果的な事業運営を図っていきます。

■施策の分野Ⅱ 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

配偶者や交際相手などの親密な関係において、一方を暴力で支配する「DV」は、重大な人権侵害であると同時に、個人を尊重することを前提とする男女共同参画の視点からも解消すべき重要な課題です。DV防止法では被害者を女性に限定していませんが、一般的には男性の方が、身体的、経済

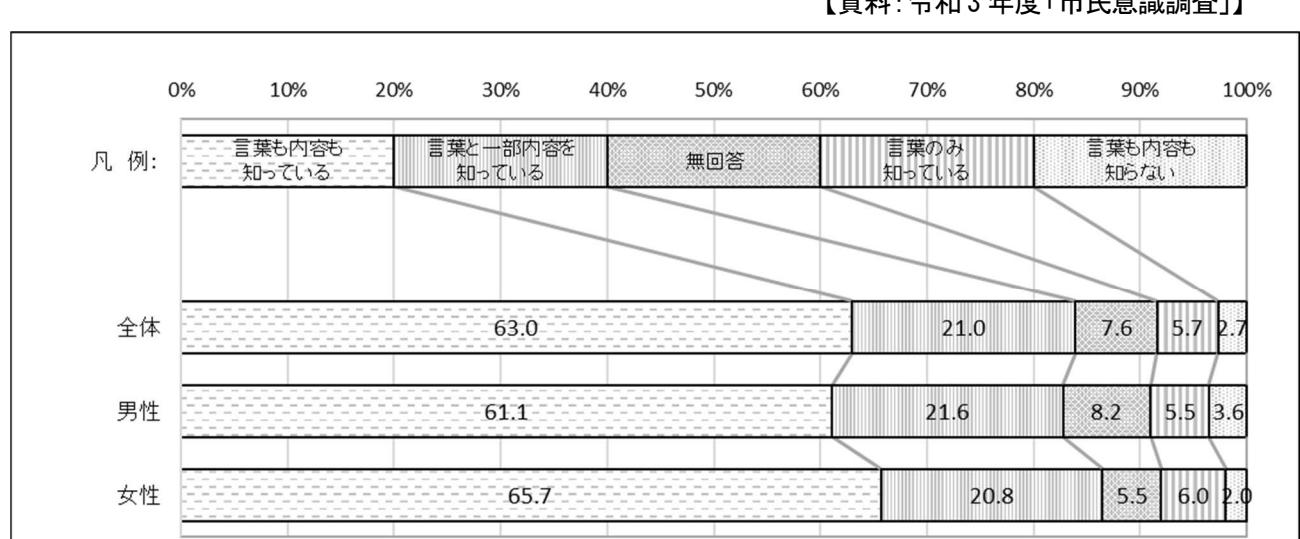
的及び社会的な「力」を持ち、このような力の差を利用して女性に向けて起こる場合が多い傾向にあると思われます。

「DV」は家庭内や親密な関係の中において起こるため、潜在化しやすく周囲の人は気が付きにくい側面があるため、事件までの発展や相談などにより表面化するものは一部であり、潜在的な件数は膨大な数に上ると推定されます。近年、親しい間柄で起こる「DV」が「暴力・犯罪」であるとの認識が浸透してきたことに加え、コロナ禍での外出自粛や在宅勤務、休業に伴う影響を背景に、全国的に被害件数が増えている中、暴力を未然に防ぐとともに、被害者を的確に救済する対策も講じる必要があります。

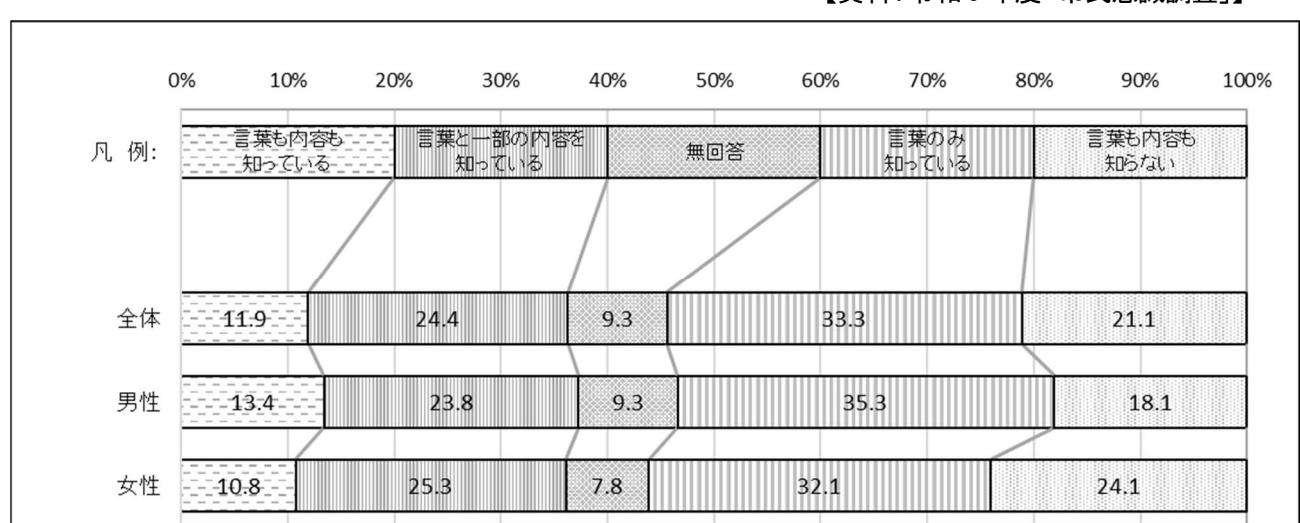
信頼していた人からの暴力は、身体はもとより心を深く傷つけてしまい、被害者のその後の人生を大きく変えてしまう場合もあります。身体的なものに限らず、あらゆる暴力は決して許されない行為との認識の下、誰もが安心して健やかに生活できるよう、暴力を許さないまちを目指します。

< 再掲 >

【資料:令和3年度「市民意識調査」】

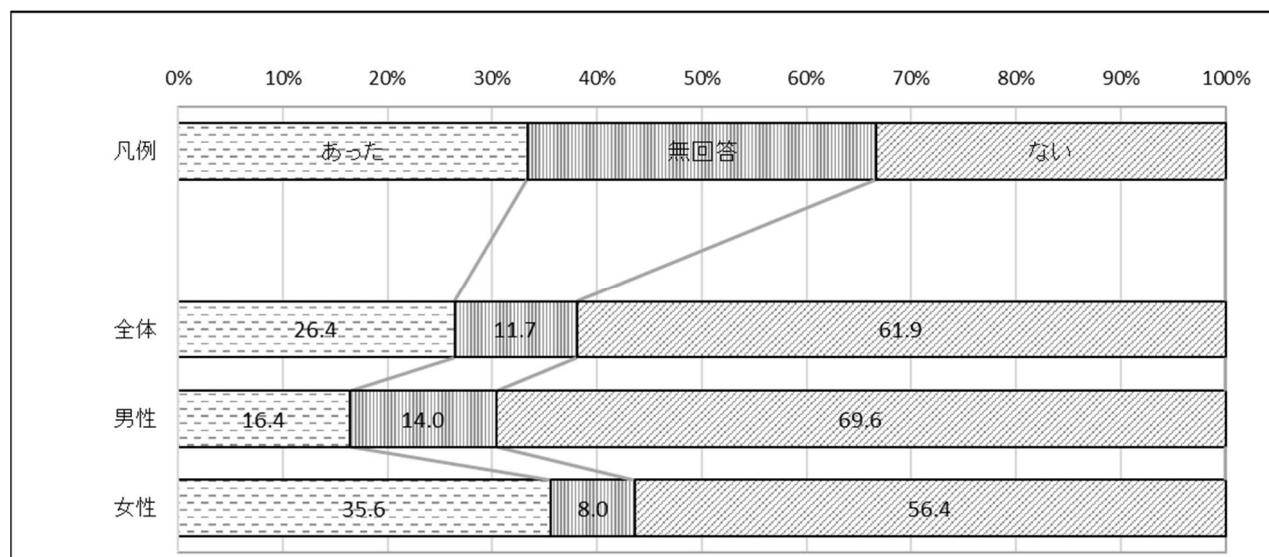


【資料:令和3年度「市民意識調査」】



配偶者等から身体的、精神的、経済的、性的暴力を1つでも受けたことがある人の割合

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○DV…ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等からの暴力）の認知度

▼市民意識調査……83.9%

「DV（ドメスティック・バイオレンス）」は、「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計で83.9%となりました。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度

▼市民意識調査……36.3%

「DV防止法」は、「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計で36.3%となりました。

○配偶者から身体的、精神的、経済的、性的暴力を1つでも受けたことがある女性の割合

▼市民意識調査……35.6%（男性16.4%）

配偶者から何かしらの暴力を受けたことがある女性は、約3割の35.6%を占めた一方で、男性は16.4%となり、数は女性より少ないものの男性に対する暴力もみられました。

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
配偶者等から暴力を受けたことがある女性の割合	市民意識調査	31.2%	35.6%	30.0%

<基本目標>

① 暴力を許さない社会づくり

市民意識調査では、3割以上の女性が配偶者等から暴力を受けたことがあると回答しています。また、「殴る・蹴る」等の身体を傷つける行為については、多くの人が暴力と認識していますが、行動の監視や拘束、存在の無視といった行為は暴力と感じない傾向がみられました。

身体への直接的な暴力だけではなく、行動の監視や拘束、心ない暴言など精神的苦痛を与えることも含め、いかなる理由があっても配偶者等からの暴力は犯罪になり得る行為であり、重大な人権侵害であるという認識を一人一人が持つことが必要です。

男女共同参画の推進の妨げとなるあらゆる暴力の根絶に向けて、暴力防止の取組や相談業務の充実を図ります。

② 被害者等への支援

配偶者等からの暴力被害の多くは女性という現状があり、その背景には女性の人権の軽視や社会の無関心など、様々な問題が存在しているものと考えられます。この状況に対しては、「DV」が重大な人権侵害であるという意識啓発のほか、女性が経済的、社会的、精神的に自立できるための支援など多岐にわたる取組が必要となります。

また、被害者に対する急迫の危険が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに警察へ通報するとともに、被害者に対し、時期を逸すことなく一時保護を受けることを促すなどの措置を講ずることも必要です。

被害者の安全の確保を最優先に自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら的確な助言や支援の充実を図ります。

第2章 基本目標、重点目標、施策の方向

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (1) 男女共同参画についての理解の促進と意識啓発

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現には、全ての人がその必要性を正しく理解し、一人一人へ広く浸透することが不可欠です。

市民意識調査の男女共同参画に関する名称等の認知度や理解状況の回答で、「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計が、「男女共同参画社会」、「DV」、「ジェンダー」、「ワーク・ライフ・バランス」の4項目では50%を超えたが、「男女共同参画都市宣言」や「男女共同参画基本条例」、「男女共同参画推進センター」、「女性相談窓口」などについては20%にも及ばず、市が掲げる理念や取り組む制度、施設などへの認知度は大変低いという結果となっています。

【施策の方向】

男女共同参画に関する言葉と内容の理解と認識が深まるよう、基礎知識部分の広報・啓発活動を継続的に行い、男女共同参画社会の理念の浸透と意識の向上を図ります。

① 広報などを通じた継続的な意識啓発活動の推進

＜取組例＞

男女共同参画コーナーでの情報提供と啓発、啓発情報紙の発行【男女共同参画推進センター】、

男女共同参画関係図書等の閲覧スペースの設置【人事課】など

② 男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進

＜取組例＞

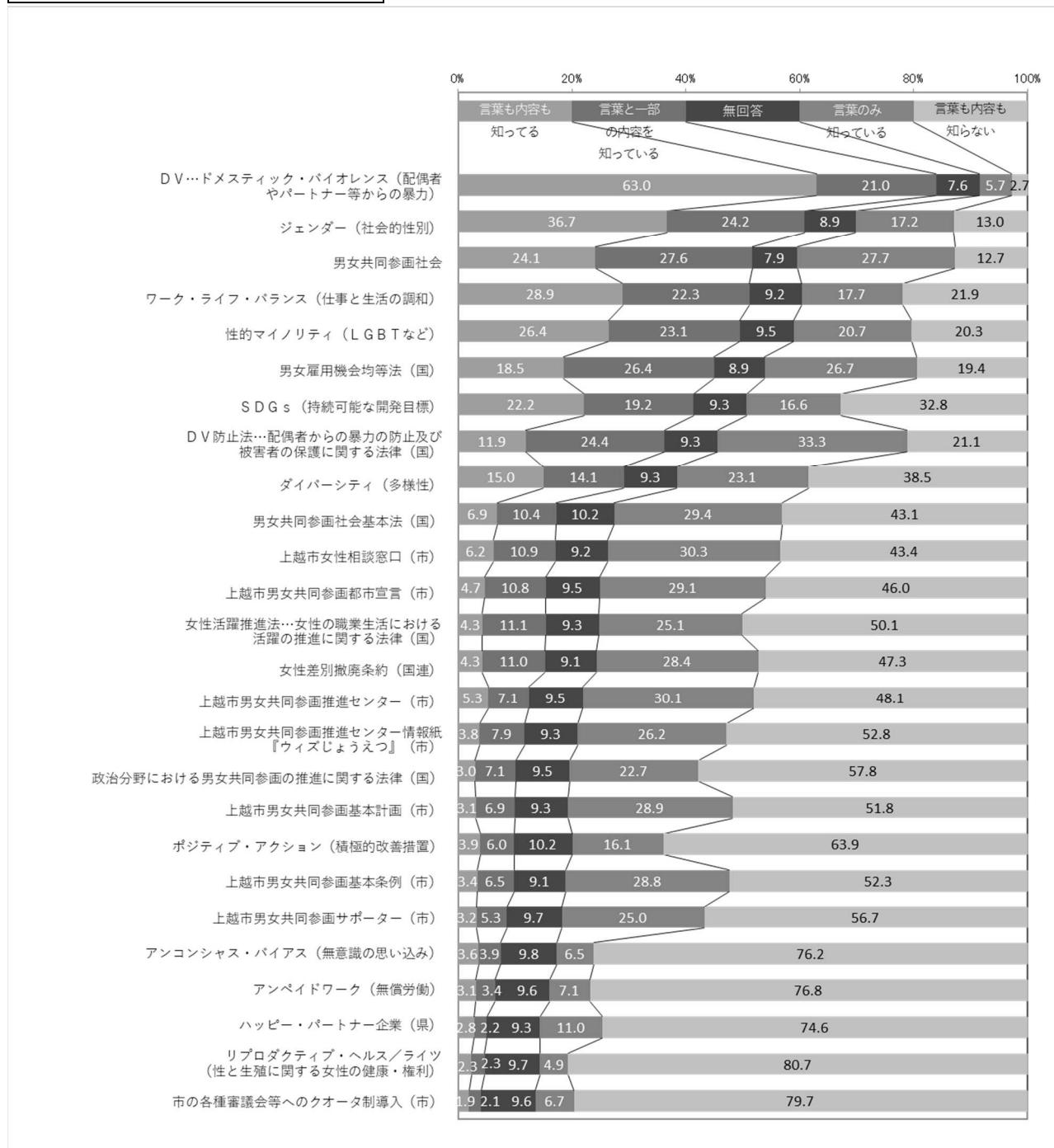
施策の方向に沿った各講座の開催【男女共同参画推進センター】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
男女共同参画社会の認知度	市民意識調査	46.1%	51.7%	55.0%

男女共同参画に関する言葉等の認知度

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○「男女共同参画社会」の認知度・理解状況

▼市民意識調査……… 51.7%

▼事業所アンケート……… 63.9%（「男女共同参画社会基本法」の認知度・理解度を問う設問）

認知度・理解状況を「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計で判定した場合どちらも半数を超えているものの、市民意識調査での男女共同参画に関する理念（男女共同参画都市宣言）や制度、施設など（法律や条例、センター等）への認知度については大変低い結果となりました。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現を阻害する要因の一つと考えられる、長い年月の間に生活に根付いた性別による固定的役割分担意識は、これまでの教育や社会情勢の変化により徐々に緩和されてきてはいるものの、依然として社会生活の中に根強く残っているのが現状です。また、価値観や働き方など様々な場面で多様化が進んでいる中で、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）による性別を理由とする様々な固定観念なども男女共同参画社会の実現を難しくしています。

職場での女性の地位や就労環境は、平成28年4月に全面施行された女性活躍推進法などを始めとする法整備により改善されつつありますが、市民意識調査の結果では職場の分野を始め、家庭生活、政治、社会通念・習慣・しきたりなどでの平等感については、「男性の方が優遇されている」との回答が多い状況にあります。

【施策の方向】

全ての人たちが男女共同参画社会の実現への進展を実感できるようにするために、家庭内や職場、地域など身近な環境で性別にかかわりなく平等になるよう取り組みます。

① 出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施

＜取組例＞

地域人権懇談会の開催【人権・同和対策室】、地域における男女共同参画の啓発や人材情報の提供、出前講座の開催【男女共同参画推進センター】、保護者への啓発・連携方法の工夫、教育関係者への意識啓発【学校教育課】、人権を考える講話会の開催【社会教育課】など

② あらゆる分野における性別による固定的役割分担意識の解消への周知啓発活動の実施

＜取組例＞

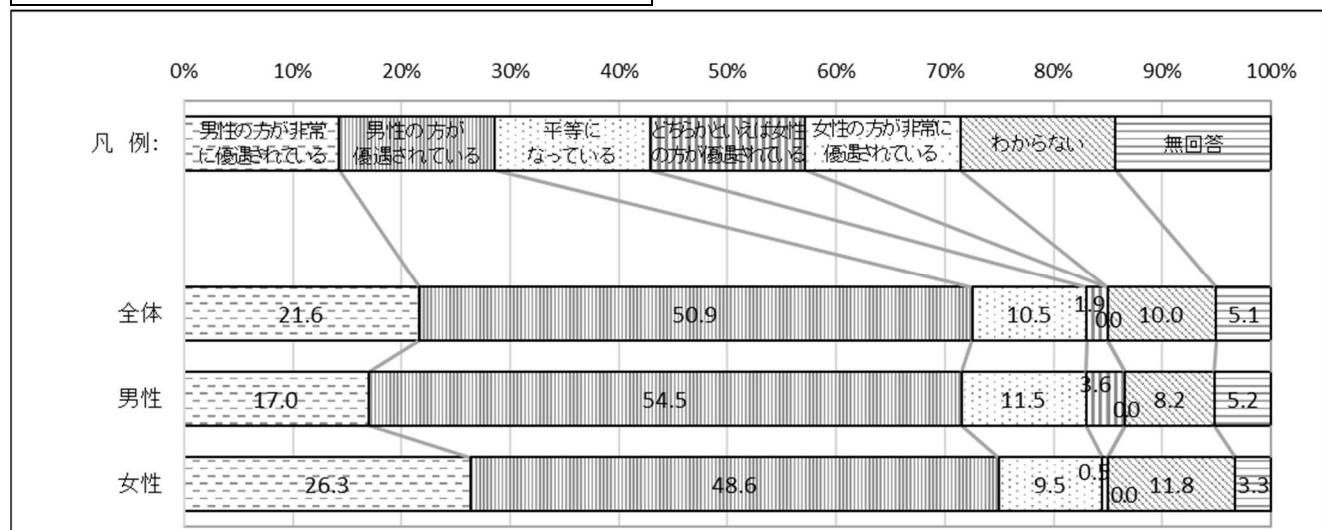
消防団の活動に対する男女共同参画の意識啓発【危機管理課】、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた講座の開催【男女共同参画推進センター】

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
「社会通念・習慣・しきたりなど」で男女が平等と感じる人の割合	市民意識調査	10.1%	10.5%	15.0%

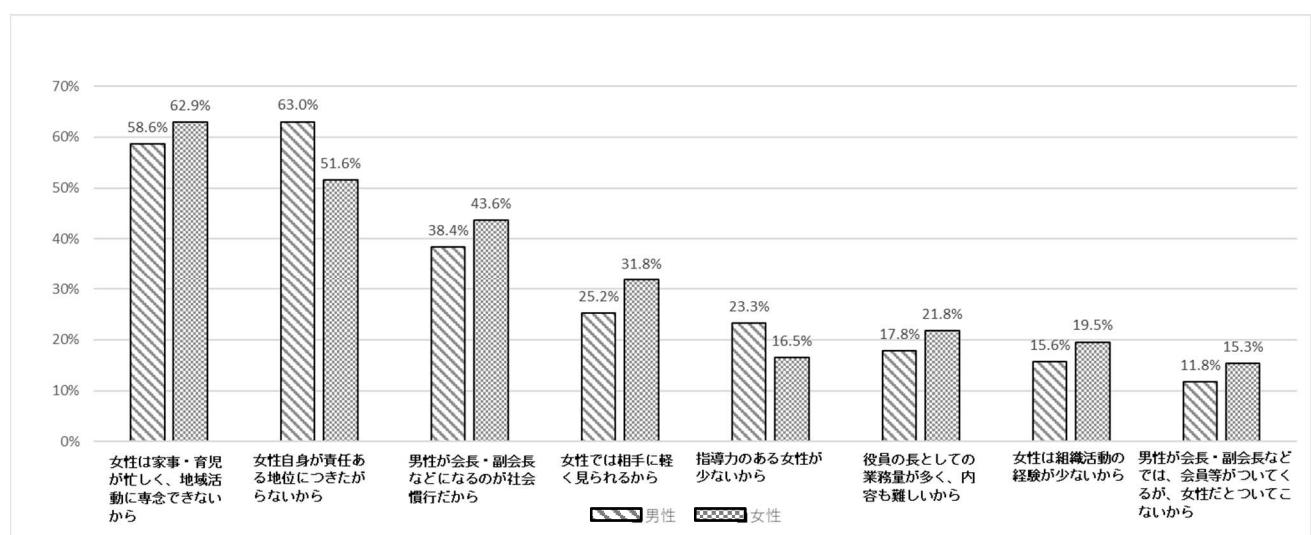
社会通念・習慣・しきたりなどの男女の地位の平等感

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○社会通念・習慣・しきたりなどの男女の地位の平等感

▼市民意識調査・・・・・・10.5%（全体）

○PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因

▼市民意識調査

- ・男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから

・・・・・・40.7%（男性38.4%、女性43.6%）

市民意識調査で「PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因」を聞いたところ、「男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから」を挙げる人が男性は38.4%、女性は43.6%に上り、性別により役割分担を固定する意識が根強く残っていることが伺えます。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

【現状と課題】

国際連合経済社会理事会の機能委員会の一つである国連女性の地位委員会では、男女共同参画社会の形成に向けて、男性が全面的に関与することが重要であると指摘しています。

国も、男女共同参画は男性にとっても重要で男女が共に進めていくものであり、男性の子育てへの参画促進や育児・介護休業の取得促進などワーク・ライフ・バランスの推進を始めとして、男性にとっての男女共同参画の推進がますます重要になっていると考察しています。

市民意識調査において「家庭での夫婦の役割分担の理想と現実」を聞いた結果は、理想としては「夫も妻も共に仕事をし、共に家事等をする」という回答が最も多い一方で、現実は「夫も妻も共に家事をし、妻が主に家事等をする」の回答が最も多くなっています。実態はまだ理想に及びませんが、男性、女性とも、家事等を共に行う意識が高いことは伺えることから、男性の意識の持ち方や行動いかんによっては、女性の負担が大きく減少していく可能性が期待できます。

【施策の方向】

男性の行動変容を促すため、男女共同参画社会の理解を男性に向けて積極的に働きかけます。

① 男性における男女共同参画の意義の理解促進

＜取組例＞

男性に向けた男女共同参画の啓発のための広報活動【男女共同参画推進センター】など

② 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

＜取組例＞

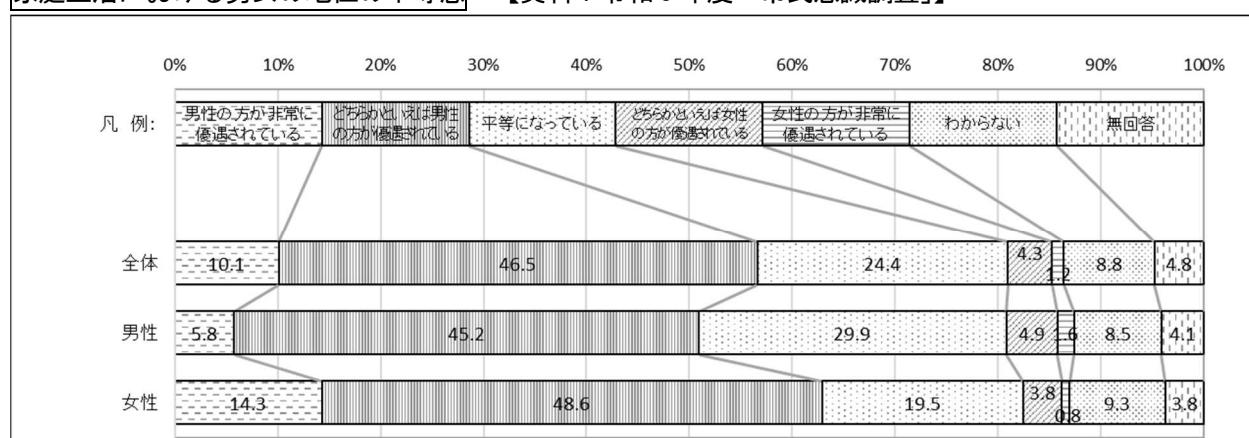
すぐすぐ赤ちゃんセミナー等の母子保健事業における意識啓発【健康づくり推進課】、施策の方向に基づく講座の開催、関連情報の周知広報【男女共同参画推進センター】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する反対、どちらかといえば反対と回答した男性の割合	市民意識調査	52.9%	65.5%	70.0%

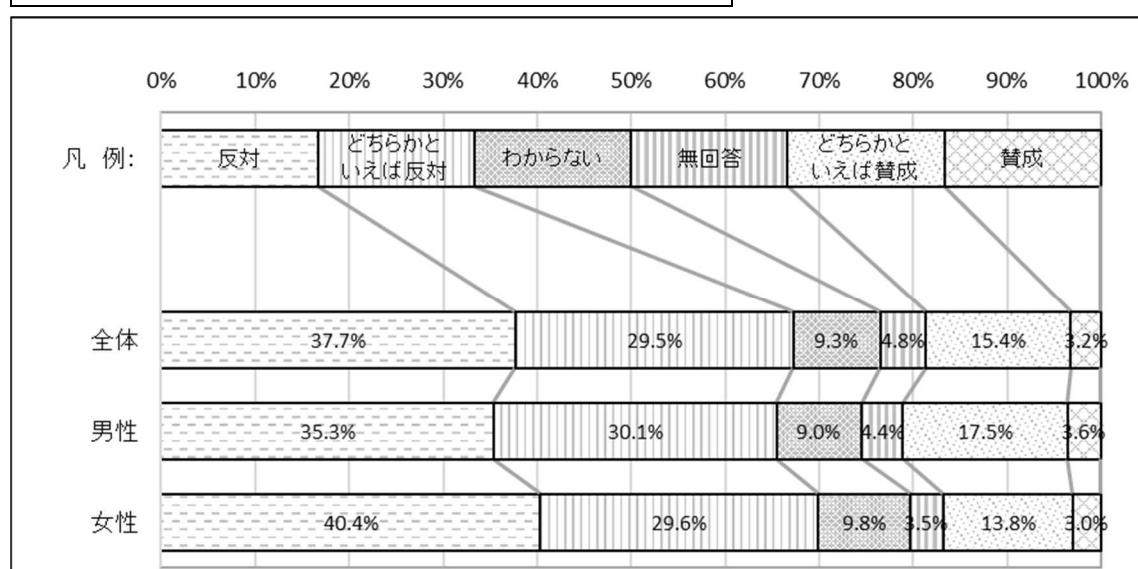
家庭生活における男女の地位の平等感

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



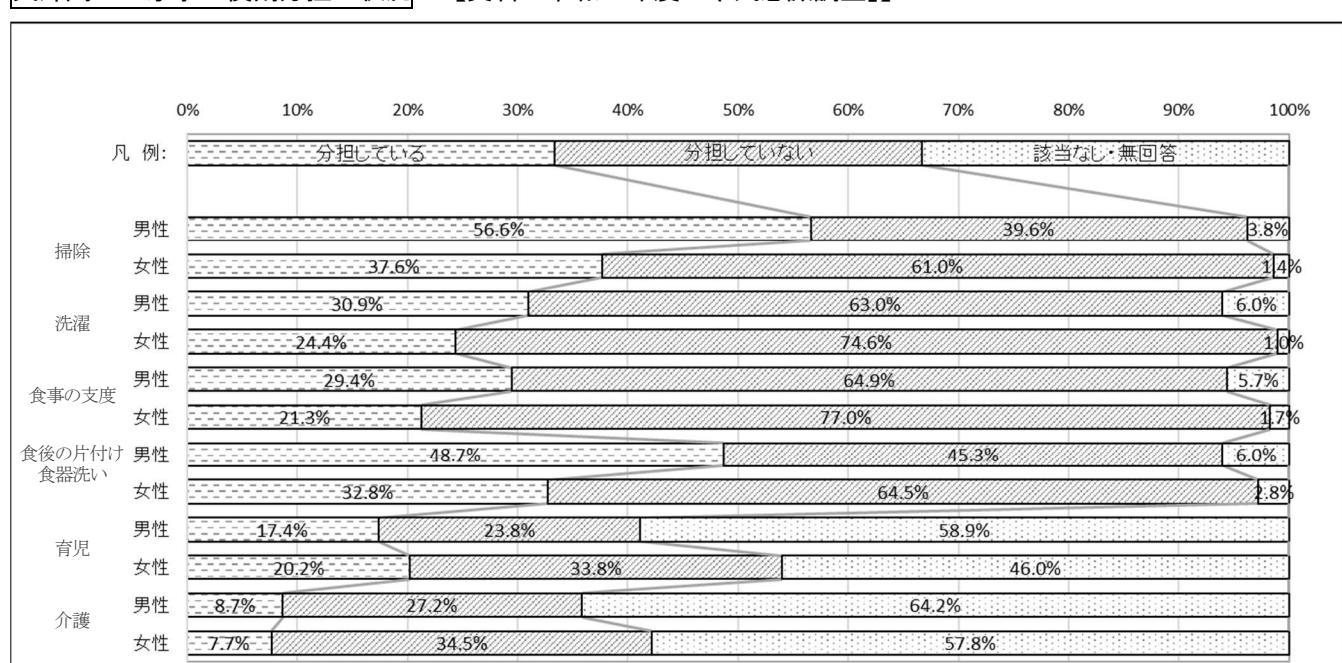
< 再掲 >

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



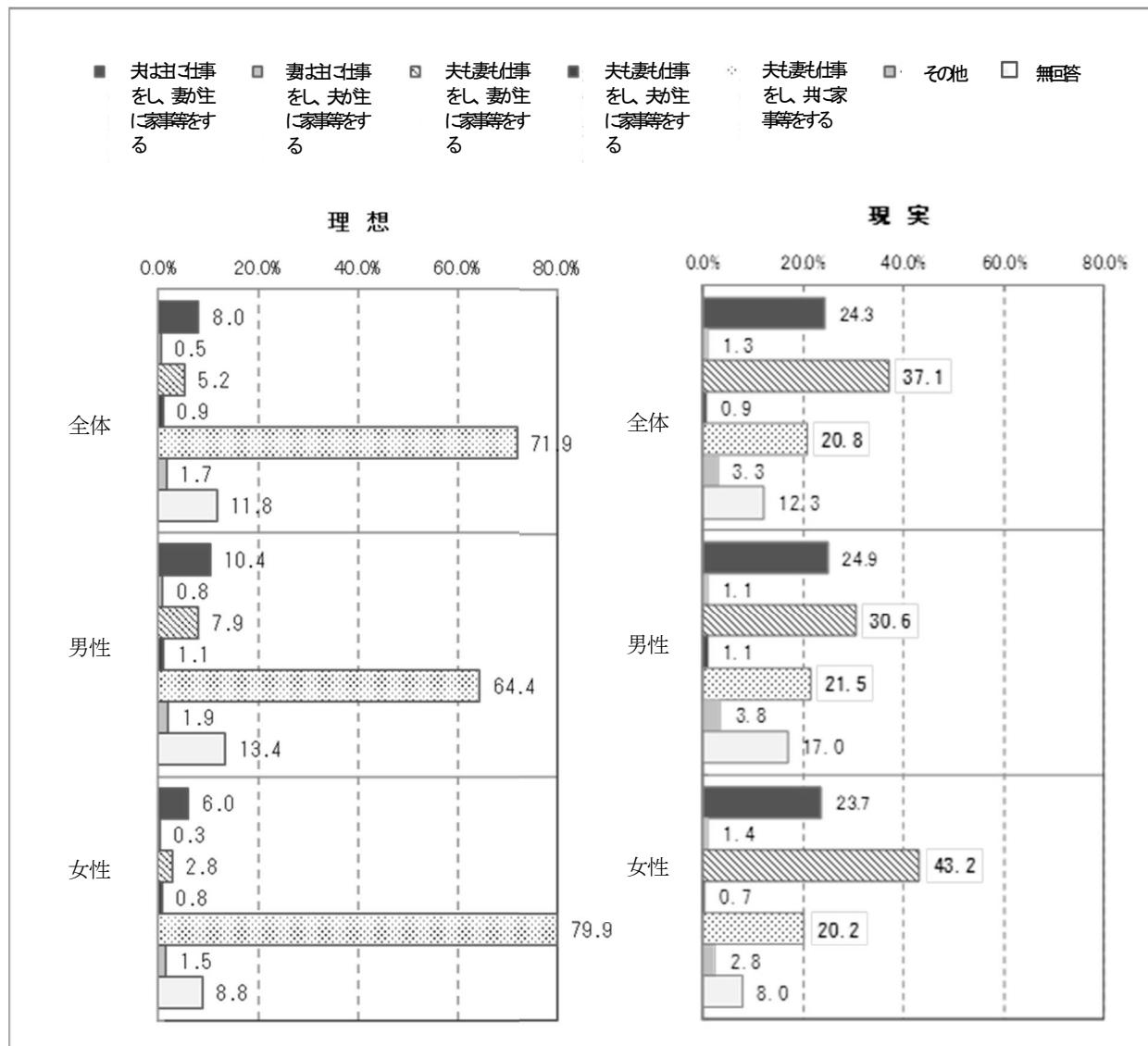
夫婦間での家事の役割分担の状況

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



< 再掲 >

夫婦の役割分担の理想と現実 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○家庭生活における男女の地位の平等感

▼市民意識調査・・・24.4% (全体)

家庭生活で男女が「平等」と感じている人の割合は全体では約4分の1でした。男性の29.9%に比べて女性は19.5%となり、女性の方が平等感が低くなっています。

○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

▼市民意識調査（「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の割合）・・・18.7% (全体)

この考え方については、「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の割合が、男性21.1%、女性16.8%となり、男性の方が性別による固定的役割分担意識を持つ人の割合が高い傾向が見られます。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり

重点目標 (4) 子どもへの意識啓発の推進

【現状と課題】

幼児期から男女共同参画の視点に立った教育を受けることや生活環境に身を置くことは、その後の人格形成に大きな影響を与えます。当市では全ての市立小・中学校において、担当者を置き、職員への研修や男女平等教育に基づく授業を行っています。

しかし、社会にはいまだに「男らしく」「女らしく」という性別による振る舞い方を求める考え方を持つ人もいます。性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消は学校での教育だけではなく、あわせて幼児期から体験し経験を積むことも重要であり、その中で、幼稚園教諭や保育士の指導は男女共同参画の実現に大きな影響力を持つと考えます。

文部科学省が定める「幼稚園教育要領」には「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を規定しています。また、厚生労働省が定める保育所保育指針には「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」を規定しています。

【施策の方向】

子どもへの意識啓発に際しては、男女共同参画の考え方が全ての子どもに浸透するよう、子どもが健やかに成長し、個性を發揮できる環境づくりに努めます。

① 保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底

＜取組例＞

乳幼児期からの男女平等の意識啓発と情報提供【保育課】、男女平等教育の推進・授業実践【学校教育課】など

② 教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実

＜取組例＞

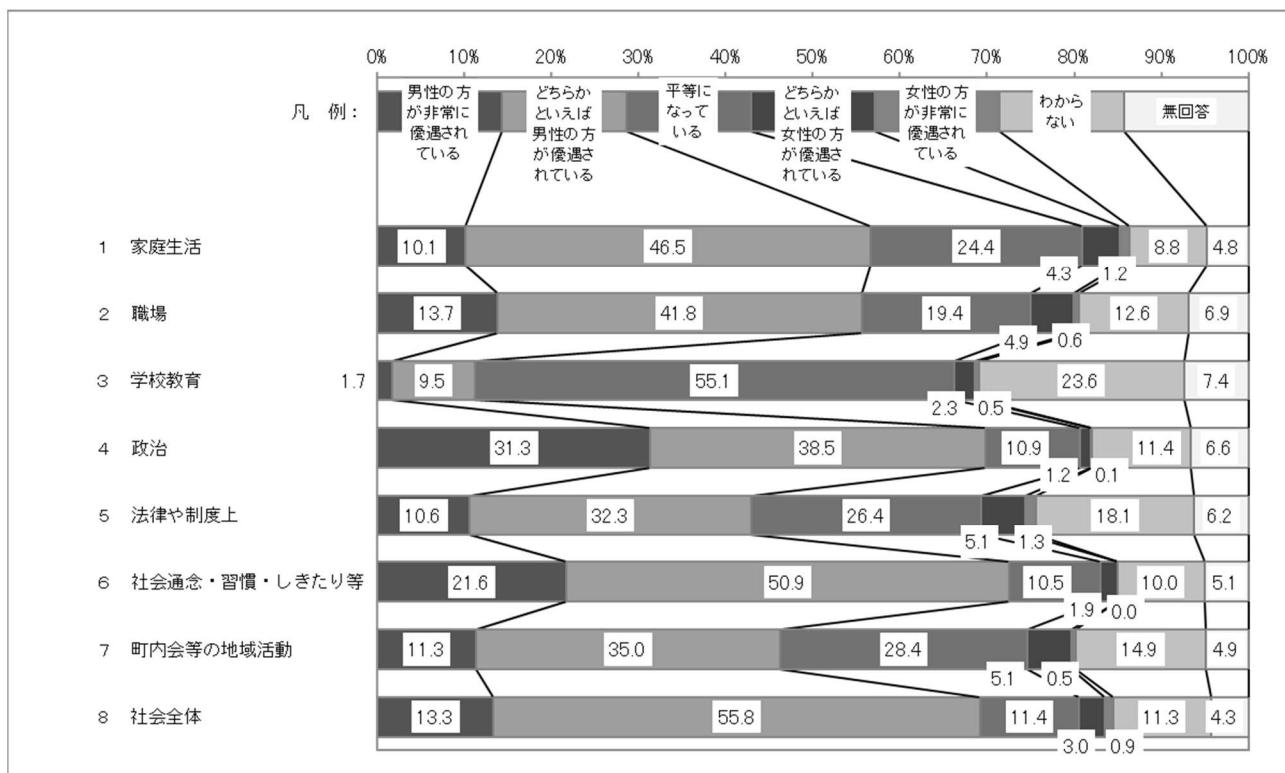
男女平等教育の推進、男女平等教育推進状況調査の実施【学校教育課】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
「学校教育の場」で平等と感じる人の割合	市民意識調査	46.7%	55.1%	60.0%

「男女の地位の平等感」について

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

- 「学校教育の場」で平等と感じる人の割合

▼市民意識調査・・・55.1%

他の分野が10~20%台と依然として低い割合となる中、「学校教育の場」での平等感は、最も高い55.1%でした。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (1) 労働環境の見直しの推進とワーク・ライフ・バランスの実現

【現状と課題】

少子高齢化が進み人口減少が深刻な社会問題となっている中にあって、性別にかかわりなく共に個性と能力を發揮し、あらゆる分野において参画できる、男女共同参画の視点による社会環境づくりが重要になってきています。

近年では、行政や企業によるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組として、育児休業や介護休業などの休業制度、短時間労働やフレックス制など法制度の面については整備が進められているものの、市民意識調査では3割以上が「仕事・家庭・地域等をともに優先する」を理想としながらも現実は「仕事を優先する」という回答が最も多いなど、市民の仕事への意識や現場の実態としては、従来からある「仕事優先」という労働慣行が根強く残っていると言えます。

この傾向は男性の方に多く見られることから、家事や育児等への男性の参画促進や、男性社員が前提の長時間労働を始めとする男性中心型労働慣行の解消など、男女共同参画の視点からもワーク・ライフ・バランスを推進させていくことは、性別にかかわりなく共に働きやすい職場環境を整えていく上で、とても重要な取組となります。

次代を担う子どもたちの健やかな育成を図る観点からも、親が子どもと向き合う時間が十分確保されるよう、育児休業制度などを積極的に活用してもらうための周知・啓発のほか、企業への出前講座などを通じて企業の主体的な労働環境の見直しが加速していくよう働きかけていく必要があります。

【施策の方向】

産業、業種、企業の規模に関わらず、全ての人が自分らしく生活できる社会を目指し、男性中心型労働慣行の改善や職場におけるあらゆるハラスメントの防止など、労働環境の見直しを促進します。

① ワーク・ライフ・バランスの浸透

＜取組例＞

こころの健康づくり【健康づくり推進課】、市民及び市内事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発【男女共同参画推進センター、産業政策課】、仕事と育児・介護の両立のための情報提供【産業政策課】など

② 男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進

＜取組例＞

国等が行う取組の啓発、情報提供【産業政策課】、育児・介護休業法による努力事項実施事業者への総合評点加点制度導入【契約検査課】、家族経営協定締結の啓発、農業者年金加入促進【農業委員会】など

③ 職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組

＜取組例＞

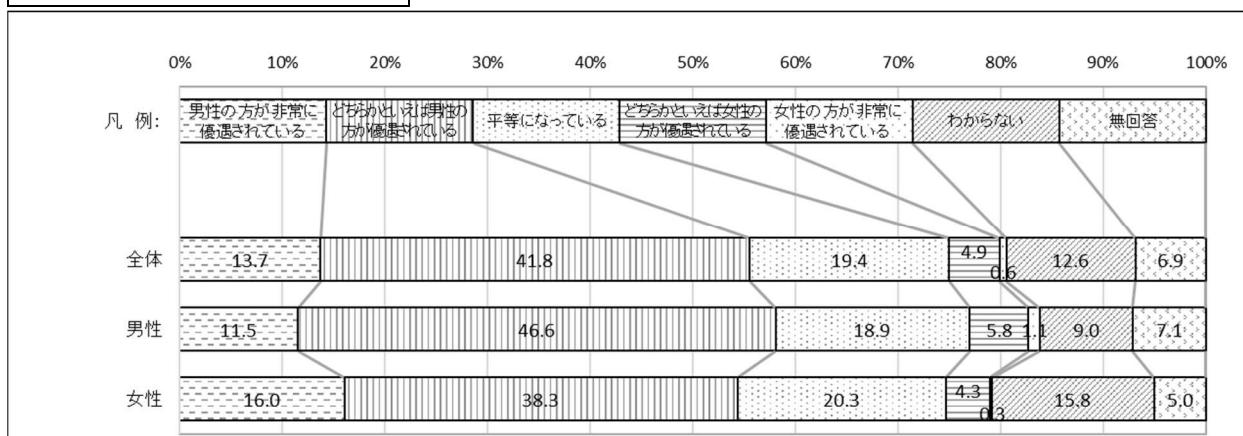
市民及び市内事業所への職場におけるあらゆるハラスメントの防止に関する意識啓発【男女共同参画推進センター、産業政策課】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む事業所の割合	事業所アンケート	81.9%	86.6%	90.0%
「職場」で平等と感じる人の割合	市民意識調査	19.9%	19.4%	25.0%

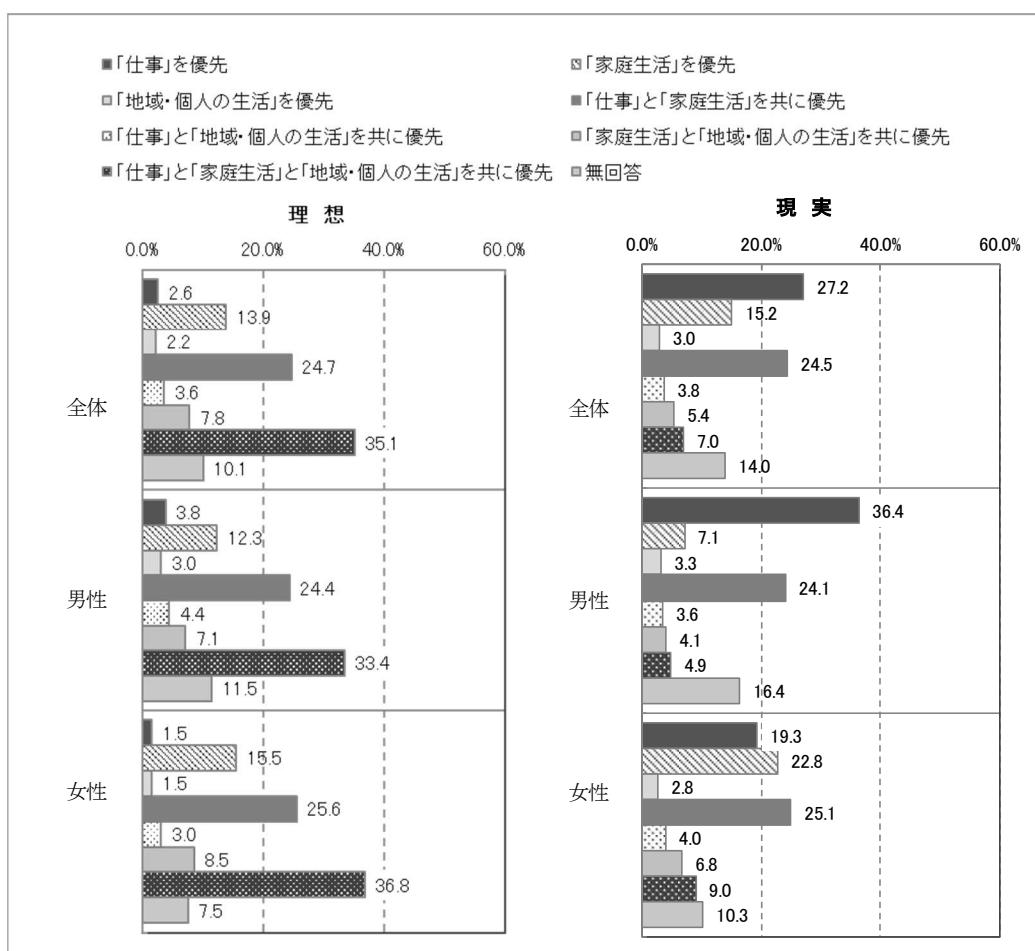
職場における男女の地位の平等感

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



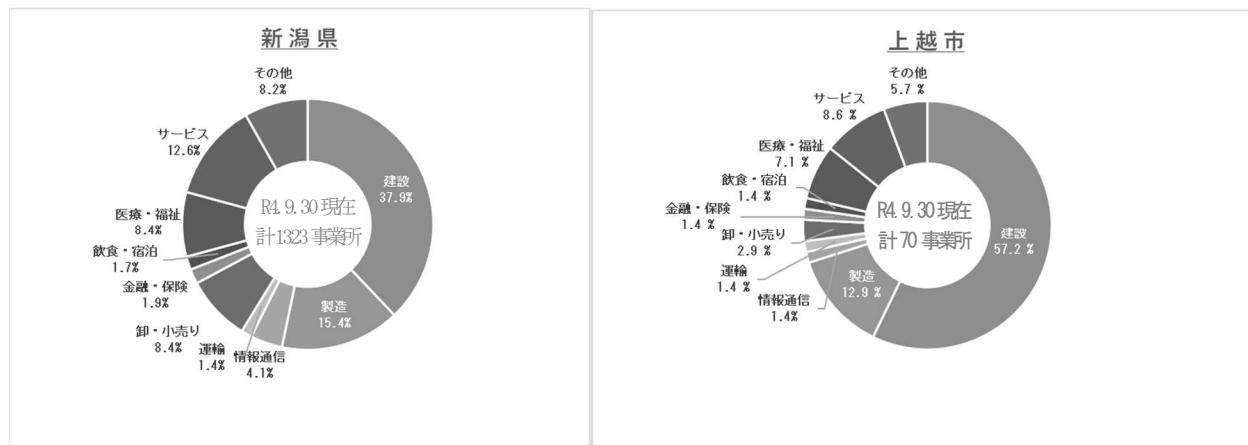
生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての理想と現実

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



新潟県ハッピー・パートナー登録企業業種別登録状況

【資料：新潟県ホームページ／男女平等・共同参画推進室】



< 再掲 >

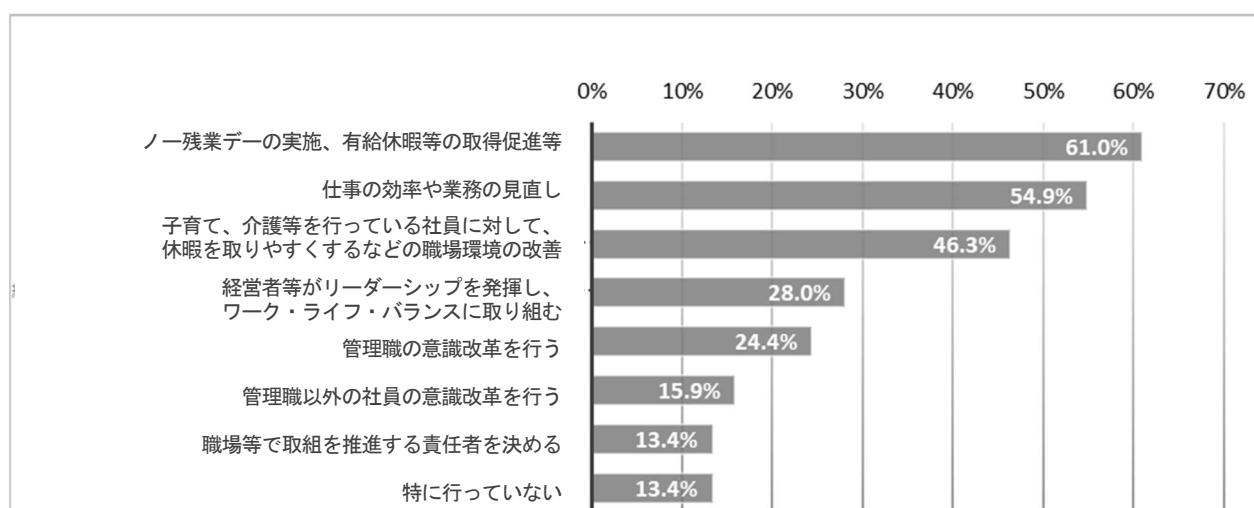
今後力を入れていくべき行政の取組

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況

【資料：令和3年度「事業所アンケート」】



<調査等の結果>

○職場における男女の地位の平等感

▼市民意識調査・・・・・・19.4%（全体）

○職場における男女の差について

職場における男女の差について、全体の結果と女性の結果では、「職種にかかわらず、お茶くみなどの雑用は、女性がすることが多い」が最も多くなりました。一方、男性の結果を見ると、「女性が配属されない職種がある」が最も多くなっており、他の項目についても性別によって労働環境や役割分担意識が違うという傾向がみられます。

○今後力を入れていくべき行政の取組

市民意識調査では、「育児や介護」に関連する3項目が男性女性とも回答の上位を占め、しかも女性からの回答が多い結果という特徴が見られました。また、「働き方の見直し」や、「政策決定の場への女性の登用」などを求める回答も30%以上あった一方で、セミナーや講演会等の「学習機会の充実」については、それぞれ10%台で他の項目と比べて低い結果となりました。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (2) 子育て、介護への支援の充実

【現状と課題】

最近では男性の家事や育児等への参画が増えてきている傾向が見られ、家事や育児を共同することにより新たな視点や価値観が生まれ、男性自身にとっても生きていく上で多くのメリットを受けられると考えます。行政や企業の育児休業の取得や短時間労働の実施に向けては、法律や制度の整備が着実に進められているところですが、育児休業を取得する男性は、実際には少数と言わざるを得ない状況と言えます。

市民意識調査での、家庭での夫婦の役割分担についての「理想」と「現実」を聞いた結果では、男性の6割、女性の約8割が「夫も妻も仕事をし、共に家事等をする」を理想としている一方で、実践できているのは、男性女性とも約2割程度という状況になっています。また、平日の生活時間の使い方では、「家事・育児・介護など」を担う時間が男性に比べて女性が3時間も長い結果となりました。

性別にかかわりなく自らの意思でライフスタイルを選ぶことができる環境を築いていくためには、市民意識調査の結果に多く見られた、性別による固定的役割分担意識や、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）を私たちの生活の身近なところから払拭していくかなくてはなりません。

現在、子育てや介護への支援については、様々な施策を推進していく上で、個々の家庭環境に寄り添いながら取り組んでいるところですが、社会経済情勢や子育て・介護を取り巻く環境の変化に伴うニーズの多様化に対応していくためにも、誰もが男女共同参画の視点を持つことはとても重要となってきます。

【施策の方向】

家庭内での役割分担はもとより、企業内での育児・介護に関する制度や行政サービスの充実を進めます。

① 男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実

＜取組例＞

子育てセミナー、ファミリーサポートセンター【こども課】、放課後児童クラブ【学校教育課】、待機児童数ゼロ維持、ニーズに対応するための保育サービス【保育課】、
施策の方向に基づく講座の開催【男女共同参画推進センター】など

② 男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実

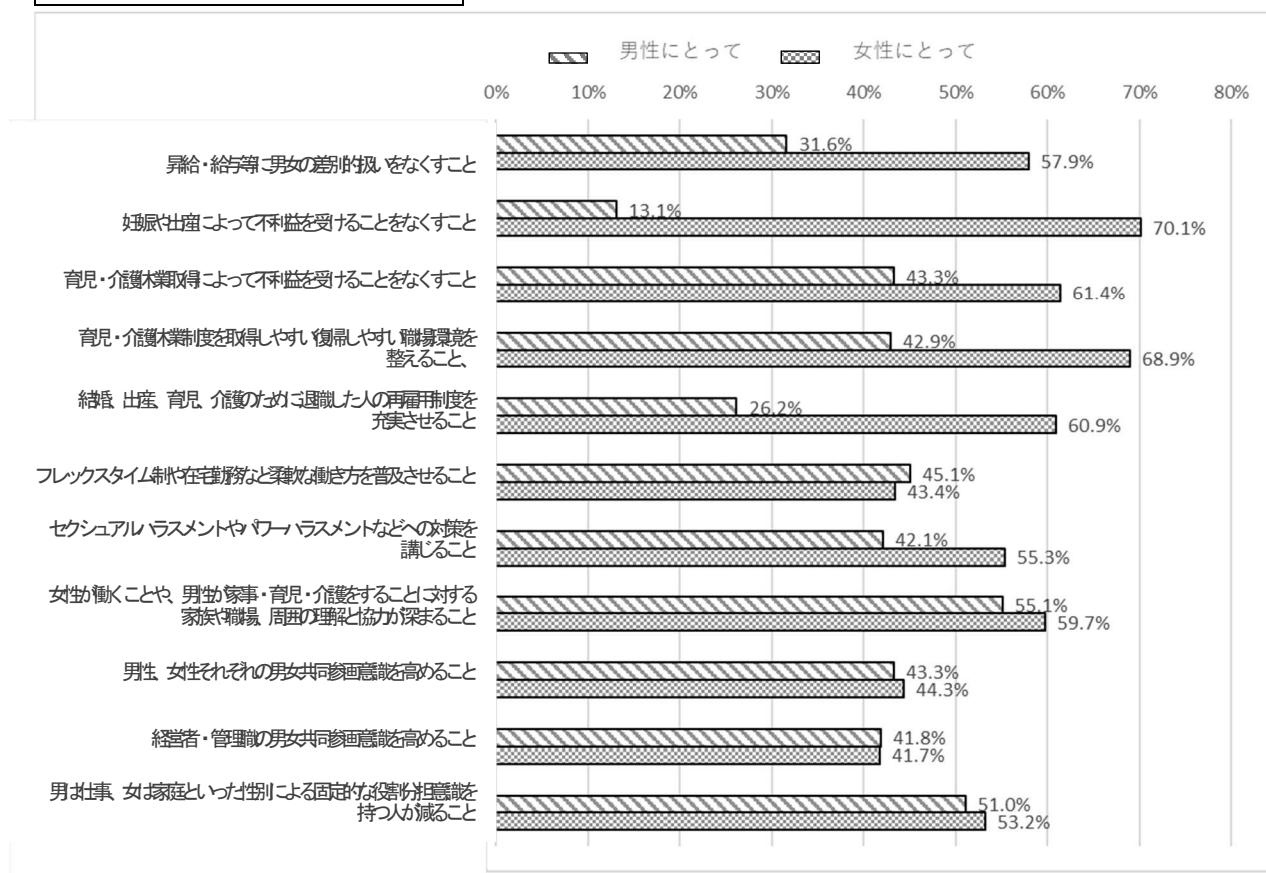
＜取組例＞

施策の方向に基づく講座の開催【男女共同参画推進センター】など

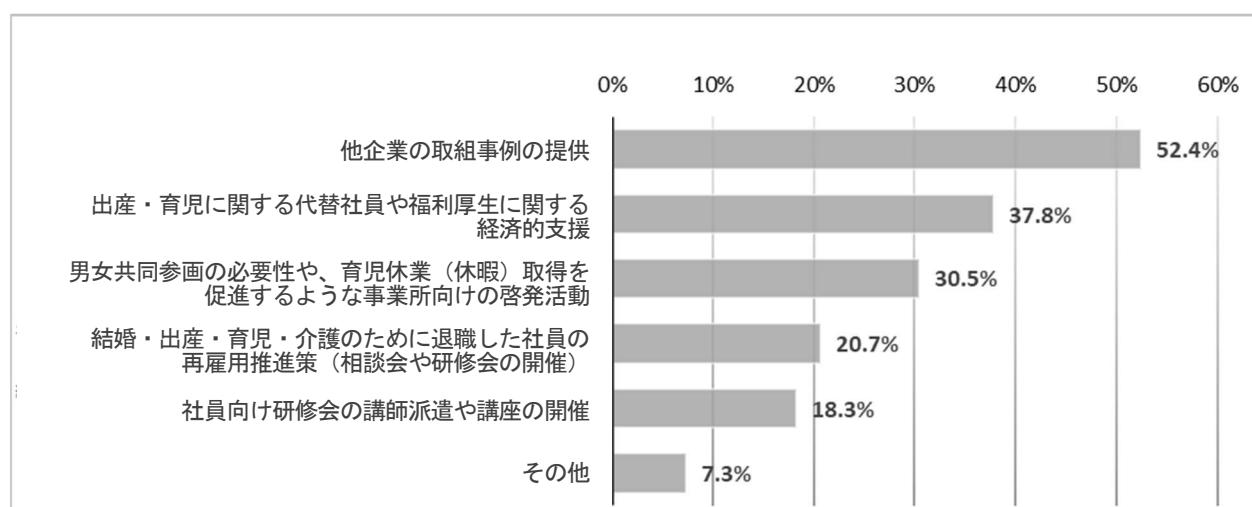
【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
子育てをしやすいと感じる市民の割合	市の調査	—	61.3%	66.2%

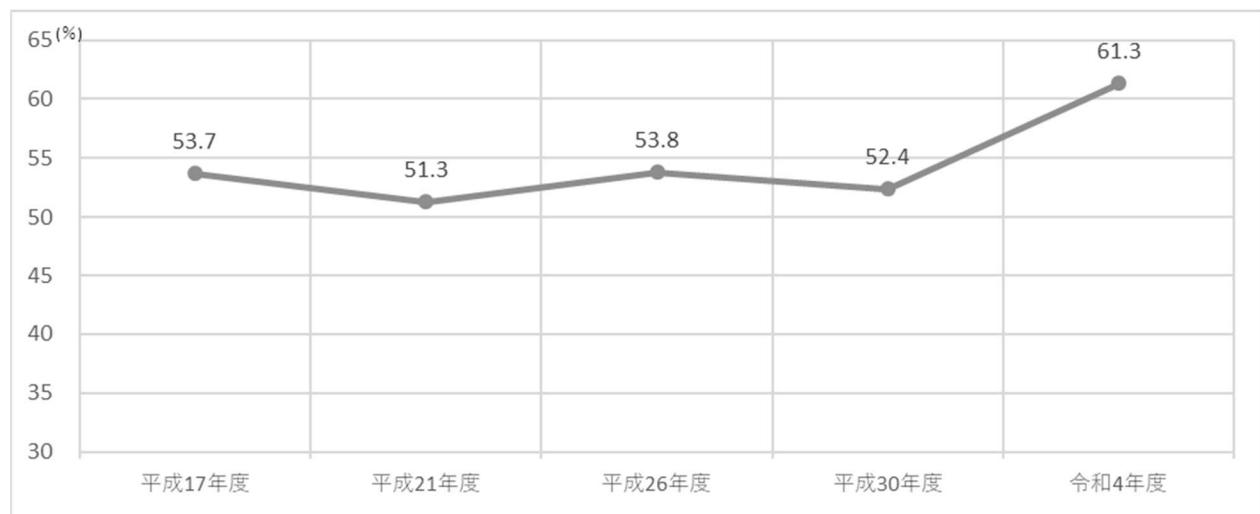
働きやすい環境づくりに必要なこと 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



市に対して臨む施策 【資料：令和3年度「事業所アンケート」】



子育てをしやすいと感じる市民の割合 【資料：市民の声アンケート】



<調査等の結果>

○働きやすい環境づくりに必要なこと

▼市民意識調査

「男性と女性それぞれにとって働きやすい職場をつくるにはどのようなことが必要か」を聞いたところ、男性にとっては「女性が働くことや男性が育児等をすることに対する周囲の理解」、「固定的性別役割分担意識の解消」、「フレックスタイム制など柔軟な働き方」とする回答が多く、女性にとっては「妊娠や出産による不利益をなくす」、「育児・介護休業制度を取得しやすく復帰しやすい職場環境」、「結婚、出産、育児、介護のために退職した人の再雇用制度の充実」が多く挙げられ、子育て・介護と仕事に関する項目が回答の上位を占める結果となりました。

○今後力を入れていくべき行政の取組

▼事業所アンケート

「市に対して望む施策」について聞いたところ、「他企業の取組事例の提供」に次いで、「出産・育児に関する代替社員や福利厚生に関する経済的支援」と「男女共同参画や育児休業取得推進の啓発」を挙げた回答率が共に30%台という結果になりました。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (3) 女性の市内定住、U・Iターンのための環境整備 《新設》

【現状と課題】

当市の人口は、平成12年頃から人口減少の加速が始まり、以降20年間で約1割の減少となっています。死亡数が出生数を上回る自然減の状態に加えて、転出数が転入数を上回る社会減の状況が継続していることが主な要因となっています。

また、20歳代から30歳代の女性人口の減少傾向が継続しており、このことは自然減の要因の一つとも考えられます。背景には、就学や就労環境の違いから、進学や就職を契機に東京圏や新潟市域に転出していることが挙げられるほか、性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込みや偏見(アンコンシャス・バイアス)が地域に根強く残っていることで暮らし難さを感じていることも考えられます。

【施策の方向】

全ての人が性別に関係なく働きやすい環境整備に取り組みます。

① 多様な働き方の推進と女性移住者の増加に向けた取組

＜取組例＞

男女共同参画に関する意識啓発【男女共同参画推進センター】、国等の施策の周知・啓発、移住就業支援金、就労促進家賃補助金【産業政策課】など

② 男女共同参画の視点に立った女性定住やU・Iターン促進に向けての啓発推進

＜取組例＞

男女共同参画に関する意識啓発【男女共同参画推進センター】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
現在の社会は「女性」にとって働きやすい環境にあると思う人の割合	市民意識調査	17.0%	13.7%	30.0%

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (4) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援

【現状と課題】

性別にかかわらず心と身体及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識や情報を得ることは、自らの健康を維持していく上で必要なことです。

女性の心身の状態は、思春期、成熟期、更年期、高齢期など年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利) の視点が特に重要なっていますが、未だにこの考え方への認識が低い状況にあることは否めません。自らの性と生殖については、自らが決定して、その意思が尊重されていくことが、自分らしく生きることができる社会づくりに必要であり、男女共同参画社会の実現に向けても大切なことであると言えます。

近年の社会経済環境の変化に伴い、性別や年代などに関わらず多様な健康上の課題や新たな問題が生じていますが、それらに対応するためには医療分野に限らず包括的な支援が必要であり、互いの性差に応じた支援に向けた取組を推進していくことが重要です。

【施策の方向】

生涯を通じた健康の保持増進のため、各ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相談・指導を取り組みます。

① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (女性の性と生殖に関する健康と権利) の普及啓発

＜取組例＞

女性の性と生殖に関する健康と権利の考え方沿った講座の開催 【男女共同参画推進センター】

など

② 生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実

＜取組例＞

思春期保健講座等の母子保健事業、がん検診等の保健事業【健康づくり推進課】、

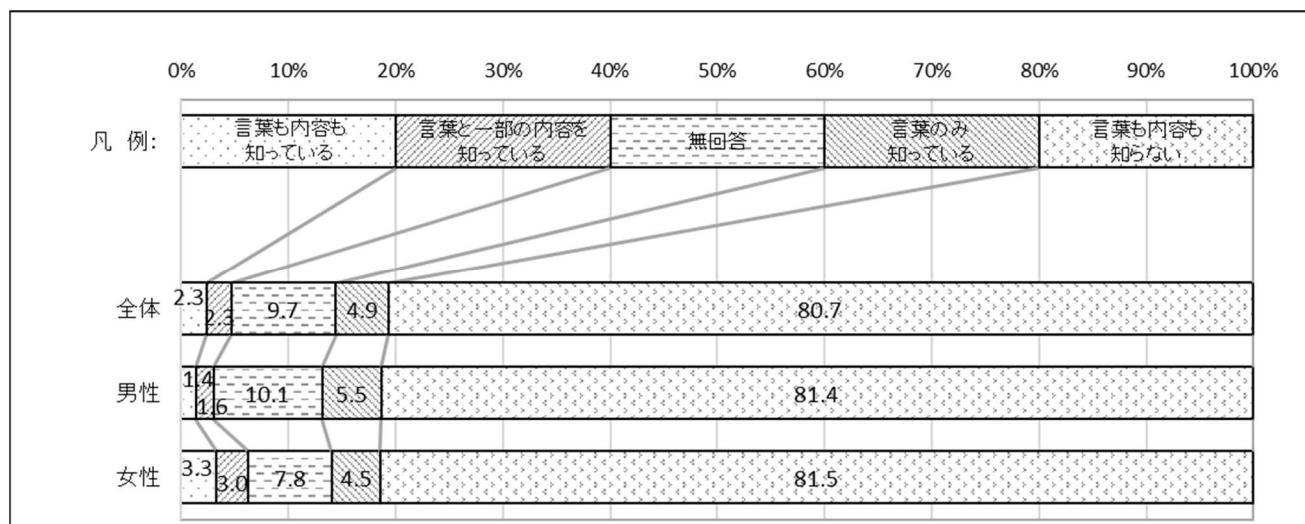
小学校体育及び中学校保健体育における保健分野の学習【学校教育課】、スポーツ・健康増進の機会提供【スポーツ推進課】 など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の考え方沿った講座等の参加者の満足度	市の調査	—	86.6%	87.5%
子宮頸がん検診の受診率	市の調査	※H28 14.8%	5.7%	現状値 より向上
乳がん検診の受診率	市の調査	※H28 12.9%	6.6%	現状値 より向上

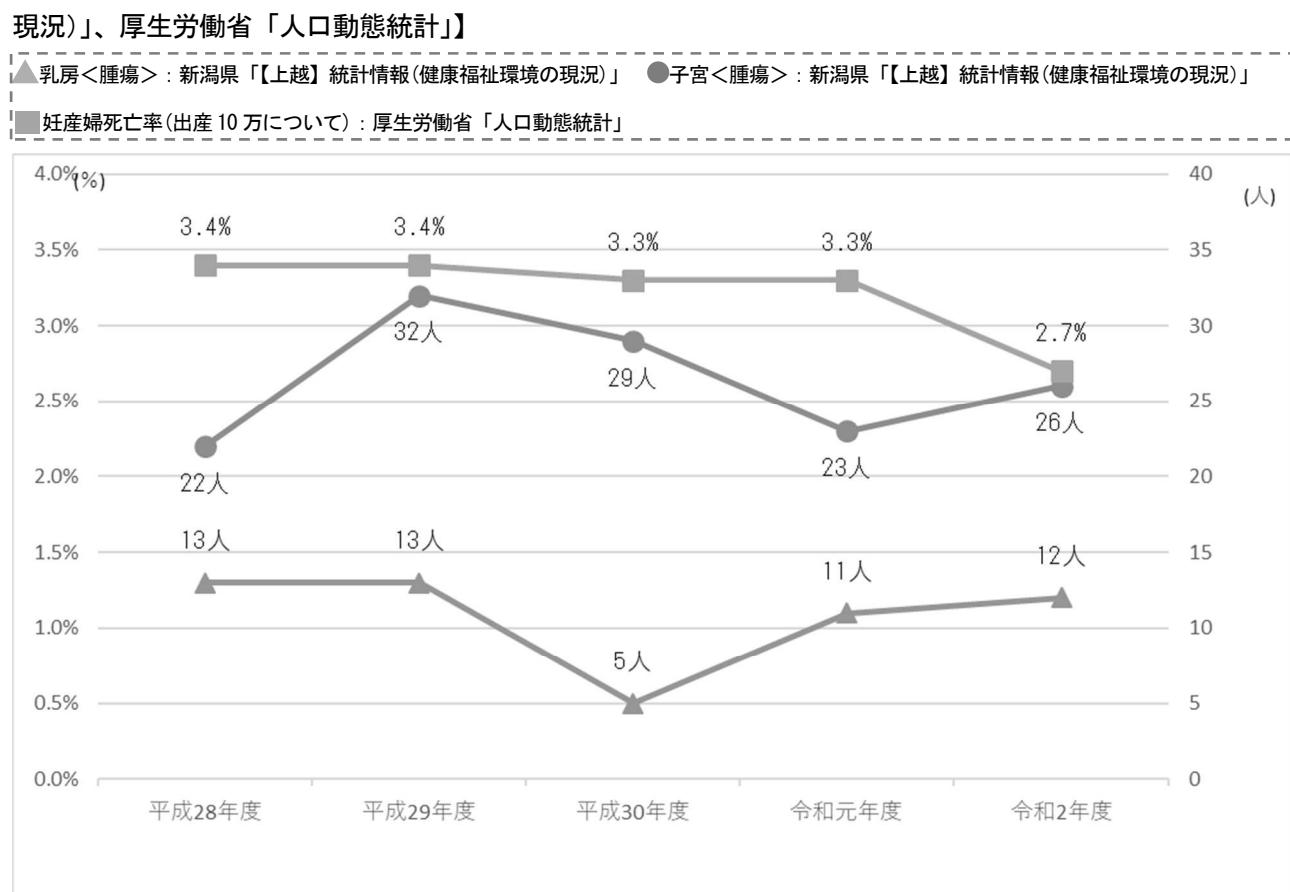
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）」の認知度・理解度

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



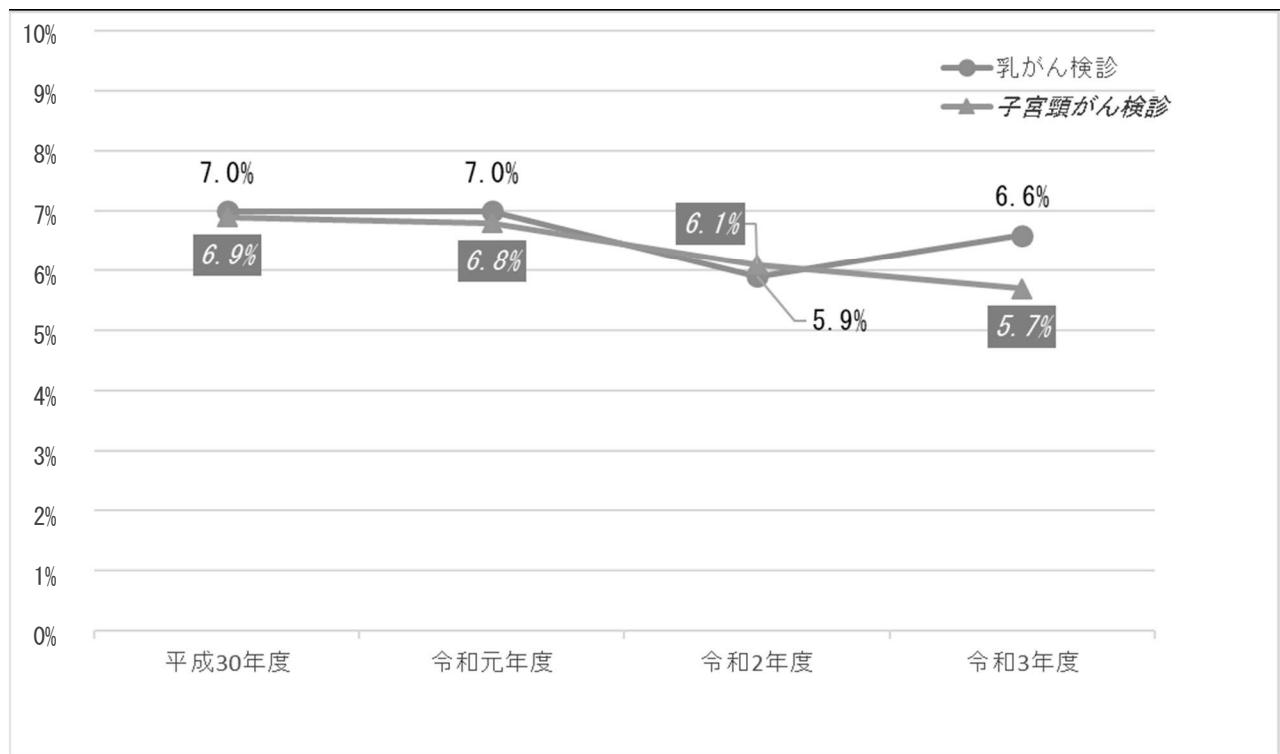
妊産婦及び悪性新生物による女性の死者の状況

【資料：新潟県「【上越】統計情報（健康福祉環境の現況）」、厚生労働省「人口動態統計」】



上越市における各種検診の受診率の推移

【資料：健康づくり推進課】



<調査等の結果>

- 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）」の認知度・理解度

▼市民意識調査・・・・・4.7%

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（女性の性と生殖に関する健康と権利）」は、「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計で4.7%となりました。男性が3.0%、女性で6.3%という結果で、認知度・理解度が非常に低い結果となっています。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 2 男女共同参画を実践できる環境づくり

重点目標 (5) 貧困等による困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

【現状と課題】

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、就労環境や社会構造の変化などに伴い、ひとり親世帯や高齢者、障害のある人などへの貧困等による生活困窮者の増加傾向が続いている現状があります。

その中でも、女性の貧困はひとり親世帯や非正規雇用による不安定な就労環境など、単身・世帯を問わずあらゆる年代で生じています。

市民意識調査の就業状況に関する結果では、同じ勤め人であっても正規社員・職員の従事割合は、男性が女性を約 20 ポイント上回る一方で、非正規の社員・職員では女性が男性を約 14 ポイント上回るなど、女性が男性に比べ経済的に不安定となる傾向が見られ、生活上の困難さがより深刻化・長期化してしまうことが考えられます。

このようなことから、親から子、さらには孫世代へと、世代を超えて貧困が連鎖していくことのないよう、生活に困窮している人や世帯への的確な支援が求められています。

また、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合には、性別による固定的役割分担意識、無意識の思い込みや偏見

（アンコンシャス・バイアス）などを背景に更なる困難を抱えがちですが、多様な属性の人々の人権を尊重することが結果として女性の複合的な困難のリスクを減らすことにもつながります。

【施策の方向】

複合的な課題を抱える生活困窮者の自立や、ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るとともに、就労の支援に取り組みます。

① 生活困窮者の自立促進の支援

＜取組例＞

生活困窮者の自立支援【福祉課】 など

② ひとり親家庭等への支援の充実

＜取組例＞

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成【こども課】 など

③ 多様な価値観への理解の促進

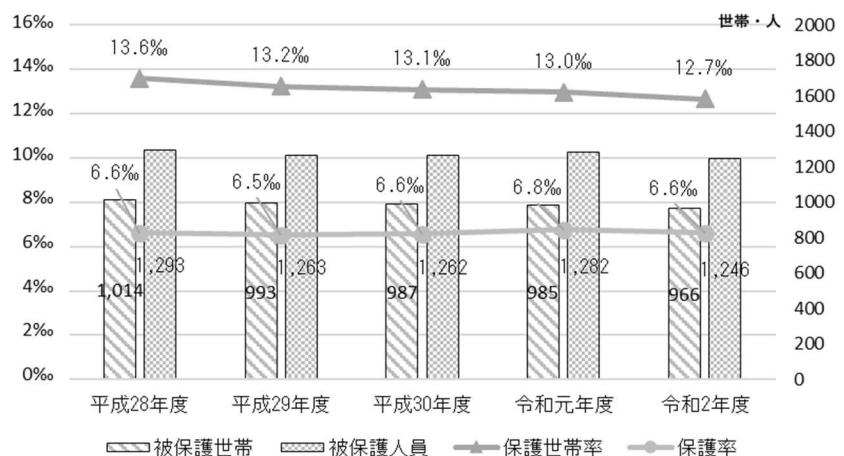
＜取組例＞

人権総合計画の施策の基本方向に基づく啓発活動の推進【人権・同和対策室等】 など

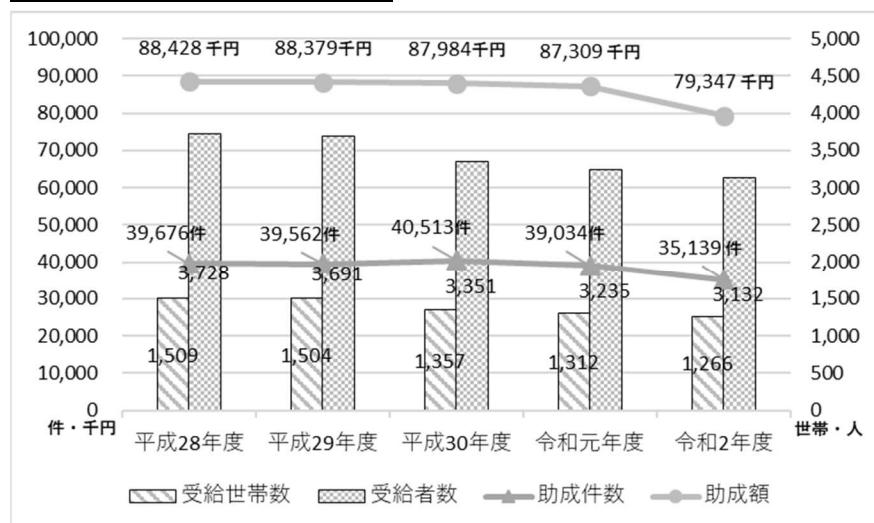
【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
自立相談支援事業登録者のうち、支援が終了した人の割合	市の調査	※H28 70.6%	81.5%	82.0%
必要な支援や助成が受けられていないと感じる人の割合	市の調査	※H28 12.0%	2.6%	2.5%

生活保護の動向 【資料：「上越のふくし」2021年（令和3年）版】

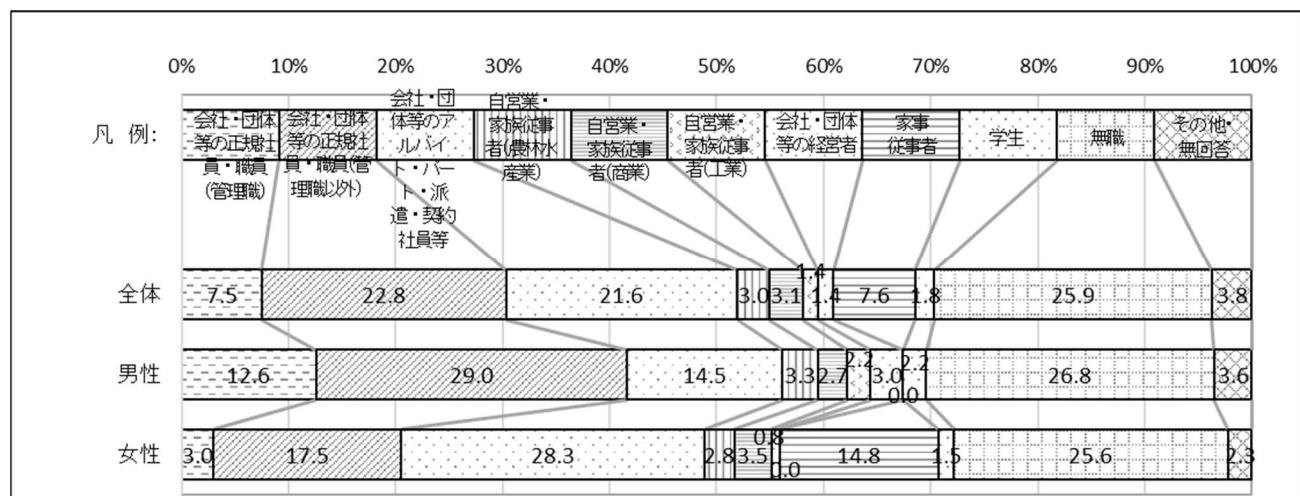


ひとり親家庭等の医療費助成状況 【資料：「上越のふくし」2021年（令和3年）版】



性別による就業状況 【資料：令和3年度「市民意識調査」】

（全体・男性・女性／各項目）



<調査等の結果>

○性別による就業状況

▼市民意識調査

- ・正規社員・職員・・・・・・・・・・・男性：41.6%、女性 20.6%
- ・アルバイト・パート・派遣・契約社員等・・・・男性：14.5%、女性 28.3%
- ・家事従事者・・・・・・・・・・・・・・・男性： 0.0%、女性 14.8%

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (1) 女性の能力発揮への支援

【現状と課題】

国はこれまで、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、育児・介護休業法などの法律や制度の制定や改正などにより、男女が等しく共に参画していくための社会環境の整備を進めてきました。しかし、企業においては、ワーク・ライフ・バランスの推進などのように職場の環境整備に取り組んでいるものの、現状においては男性中心型労働慣行や性別による固定的役割分担意識、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などに基づく社会通念や習慣、しきたり等が妨げとなり、女性の参画拡大の進捗が遅れている状況にあります。

急速な少子高齢化や人口減少が進むなど社会経済情勢の変化にあって持続可能な社会の実現のためにには、あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が共に参画する中で、特に女性の活躍が広がっていくことが重要です。

育児や介護を担う状況になった場合でも、希望する就労形態で働くことができる環境の整備が必要であり、やむを得ず離職した後、再就職を希望する場合においても、経験不足を補うための専門性の高い能力を備える学習機会や情報の提供を行い、その能力が発揮できる社会を目指していく必要があります。

また、職業分野だけでなく、地域社会や市民活動の場なども含め、幅広い分野で女性の能力が発揮できるよう支援していくことも重要です。

【施策の方向】

職場、町内会、地域活動などにおける問題解決や活性化のためには女性の参画と女性ならではの視点が不可欠であることから、女性の能力の発揮を支援します。

① 女性の人材育成に向けた各種講座の開催

＜取組例＞

ワーク・ライフ・バランスの推進を図るためのセミナー開催、国等の取組の情報提供、相談窓口の開設【産業振興課】、施策の方向に基づく講座の開催【男女共同参画推進センター】など

② 女性の再就職への支援

＜取組例＞

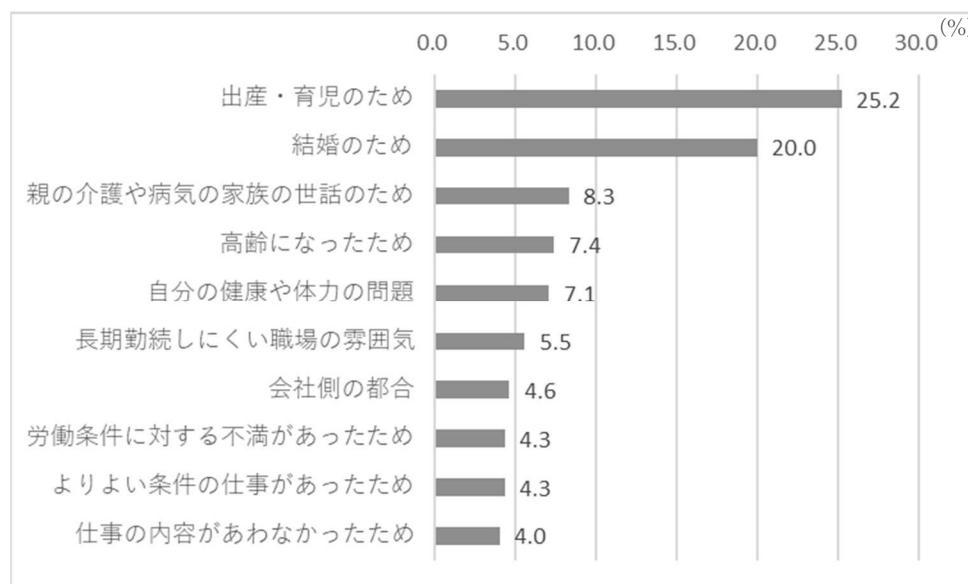
女性の再就職セミナーの開催【産業政策課】、各種研修会等の情報提供【男女共同参画推進センター】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
女性の能力を活かす取組を行っている事業所の割合	事業所アンケート	69.8%	64.7%	70.0%

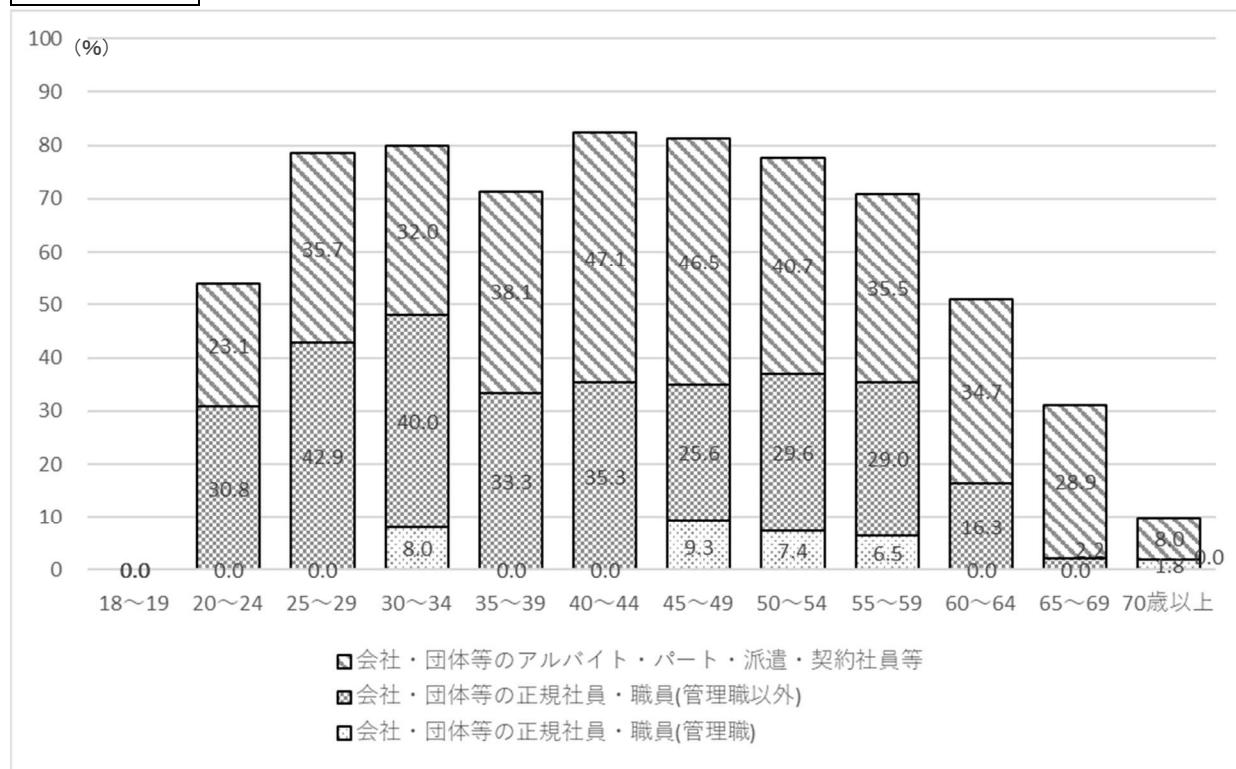
女性が仕事を辞めた理由又は中断した理由

【資料：令和3年度「市民意識調査」】

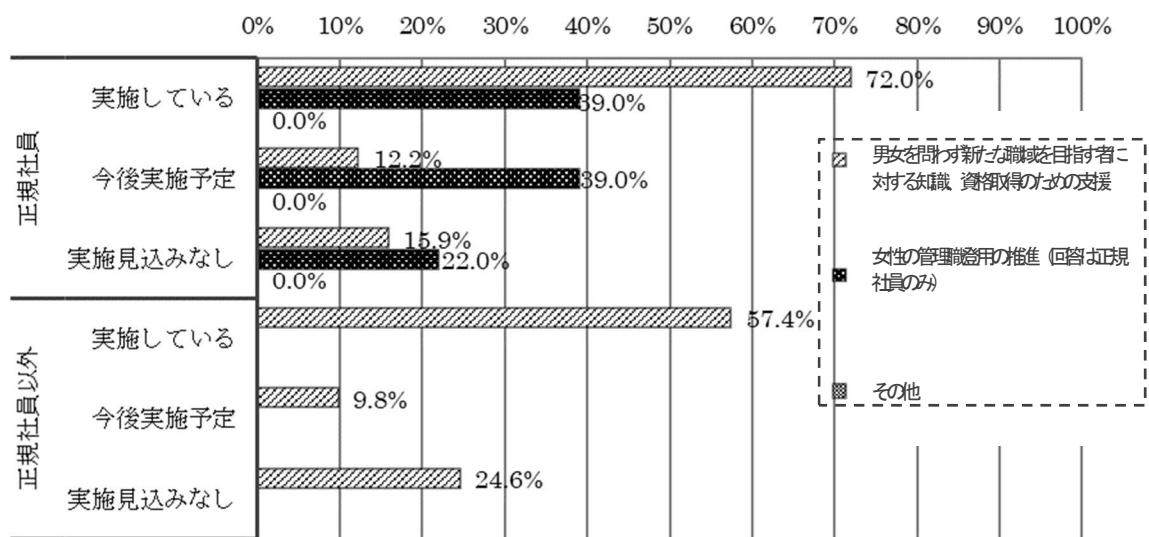


女性の就業状況

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



女性の能力を活かす取組 【資料：令和3年度「事業所アンケート】



<調査等の結果>

○女性の能力を活かす取組

事業所アンケートでは、「男女を問わず新たな職域を目指す者に対する知識、資格の取得のための支援」について「実施している」との回答が、正規社員で72.0%、正規職員以外では57.4%となりました。また、「女性の管理職登用の推進」について、実施又は今後実施予定とする回答が合わせて78.0%となった一方、22.0%の事業者が実施見込みなしと回答しています。また、市民意識調査で「離職・転職等の経験とその理由」を聞いたところ、女性の81.5%が離職・転職等を経験しており、その主な理由として「出産・育児」と「結婚」を挙げた女性が全体の約半数近くを占める結果となりました。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

厚生労働省が発表した「令和3年度雇用均等基本調査」によると、係長相当職以上の役職に女性が就いている企業の割合は20%前後で停滞しており、政府が定めた「2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標」に対しても低い状況にあります。

市内の女性の管理職への登用状況について市内事業所を対象にアンケートを実施した結果、管理職に女性を登用している事業所の割合は徐々に上昇してきているものの、管理職に占める女性の割合は10%に達していない結果となっています。また、女性の登用に支障となることとして、「家事、育児、介護など、女性に時間外労働や、深夜労働をさせにくいこと」と「女性自身が昇進・昇格を望まないこと」という回答が、それぞれ約40%と高い結果となっています。

一方、市民意識調査では、「PTAや町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因」を聞いたところ、「女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」と「女性自身が責任ある地位に就きたがらない」がそれぞれ50%以上で上位を占めたほか、「男性が会長・副会長などになるのが社会慣行だから」も40%を占めるなど、性別により役割分担を固定する意識が根強く残っていることが伺えます。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、職場だけではなく、町内会やNPOなどの地域・市民活動など、いずれかの性に偏ることなく意見などが聴けるよう、平等に役割を担える体制を整えていく必要があります。

【施策の方法】

女性の参画をあらゆる分野において進めることにより、多様な意見が公平・公正かつ的確に反映される社会を目指します。

① 女性人材の情報収集、整備、提供

＜取組例＞

農業経営に対する女性参画の推進【農政課】、女性人材バンク【男女共同参画推進センター】

など

② 女性の参画情報の調査、公表

＜取組例＞

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく第2次上越市特定事業主行動計画の実施

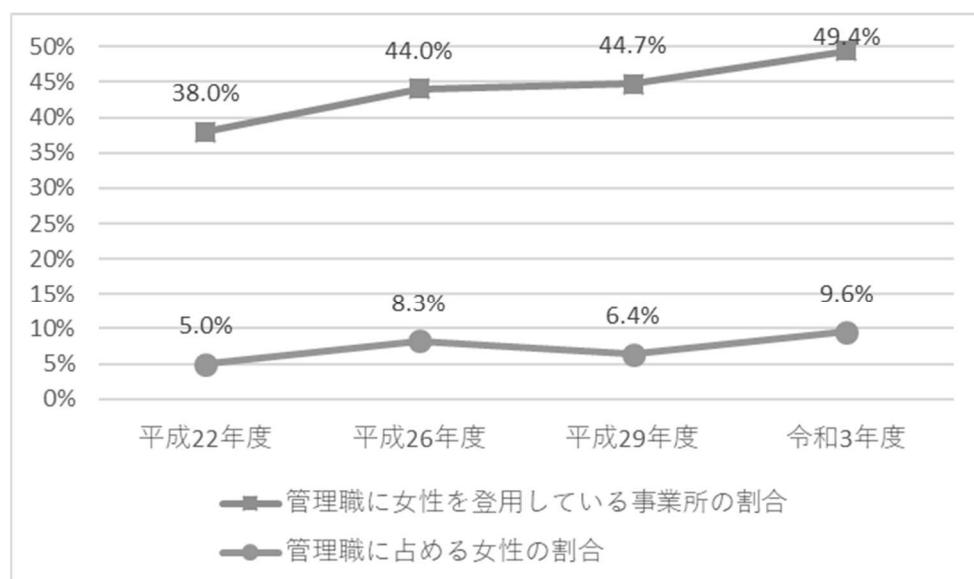
【人事課】 など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
管理職に女性を登用している民間企業の割合	事業所アンケート	46.8%	47.0%	50.0%

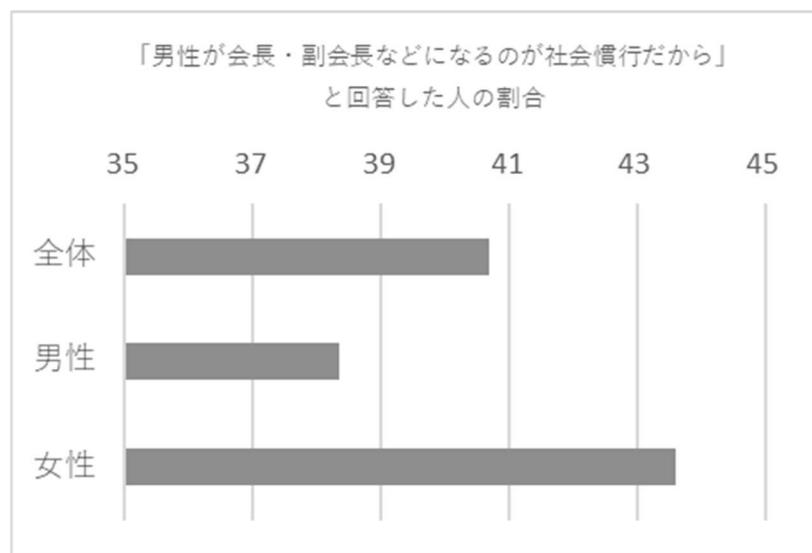
市内事業所における管理職への女性の登用状況

【資料：令和3年度「事業所アンケート」】



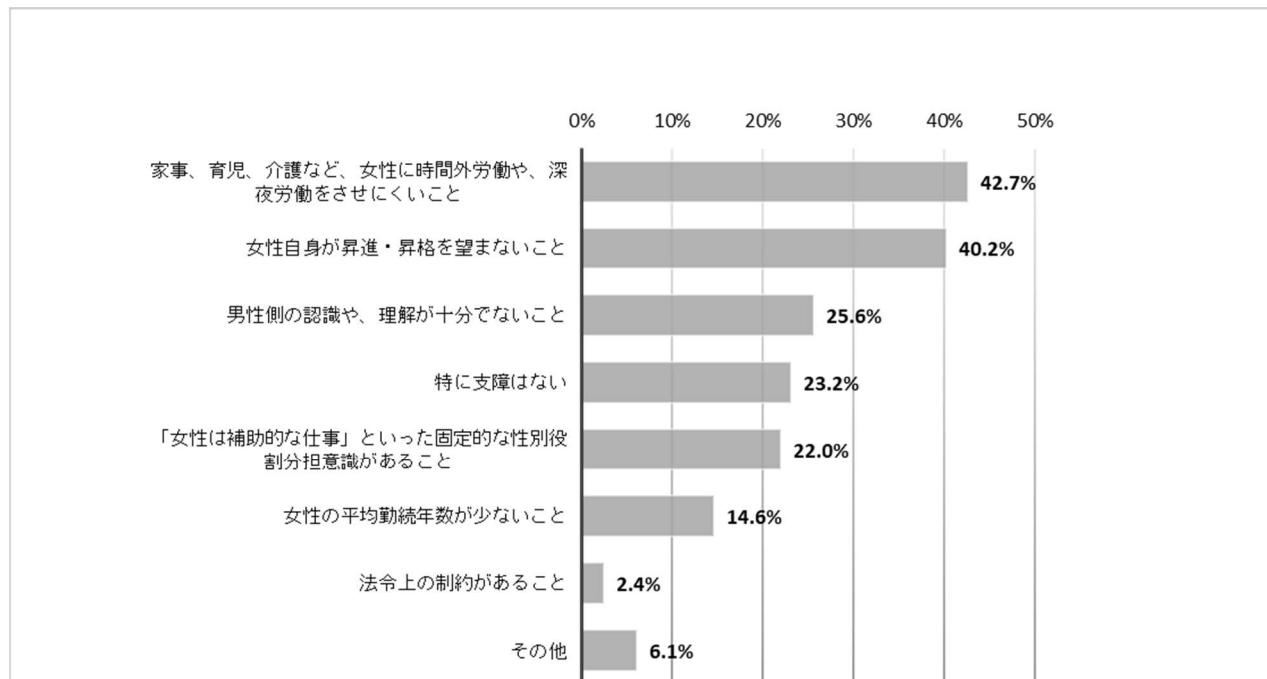
P T A や町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



女性人材の活用に当たり、支障になると思われること

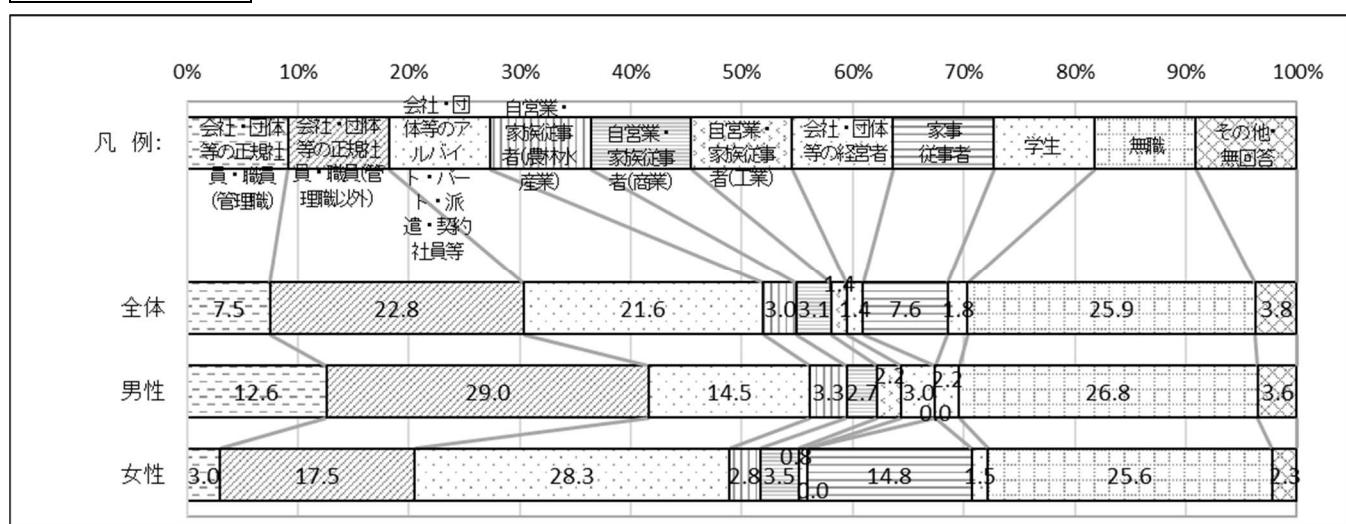
【資料：令和3年度「事業所アンケート」】



< 再掲 >

性別による就業状況

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○市内事業所における管理職への女性の登用割合

事業所アンケートでは、従業員が10人以上の事業所で49.4%が登用しているとの回答でした。また、「女性の管理職登用の推進」について実施又は今後実施予定との回答が合わせて78.0%となった一方、20%以上の事業所では実施見込みなしとの回答でした。

また、市民意識調査において就業状況について聞いたところ、「管理職の正規社員・職員」では男性の方が女性よりも約10ポイント高い結果となりました。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 3 女性が活躍できる社会づくり

重点目標 (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

市民意識調査を始め、国や県の調査等の結果からは、依然として性別による固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っている傾向が伺え、あらゆる場面において性別にかかわりなく平等に参画できる機会を確保していく上での大きな妨げとなっています。多様な意見や発想、価値観などを取り入れることができる参画の機会を確保することは、男女共同参画の推進とともに、暮らしやすいまちづくりに関してもとても大切なことです。

市では、市の施策・方針決定過程への女性の参画を積極的に進めることとし、平成14年3月に制定した「上越市男女共同参画条例」では、市におけるクオータ制の実施に当たり、審議会等の委員が男女同数となるよう配慮しなければならないとしています。しかしながら、近年は女性登用率の低い傾向が続いていること、改めて審議会等の委員選任に当たっては、男女同数を基本とする考え方を庁内で認識するとともに、女性登用率の向上に資する具体的な取組を進めていくことが必要です。

また、同条例では、女性職員の職域の拡大及び積極的な登用を図るとともに、性別にかかわりなく均等に研修を受けることができるよう配慮することとしています。

市の施策・方針決定の場に多くの女性が参画し、男女共同参画の視点や発想が活かされることは、市民ニーズを反映した市政運営やバランスの取れた質の高い行政サービスの実現にもつながるものとなります。

【施策の方向】

各種審議会等の委員が男女同数となるよう配慮しながら、意識啓発を通じて公募委員への女性の応募を促すなど、女性登用率の向上に努めます。

① 市の各種審議会等へのクオータ制の活用による女性の参画推進

＜取組例＞

女性人材バンク、審議会等における女性登用率の向上【男女共同参画推進センター】、保育園やファミリーヘルプ保育園での一時預かり保育【保育課】など

② 女性職員の積極的な登用

＜取組例＞

職員を管理職の候補者とするための計画的な育成、女性職員の積極登用【人事課】、学校への管理職選考検査受検働きかけ【学校教育課】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
市の審議会等の女性登用率	市の調査	※H28 28.7%	27.5%	30.0%
女性委員を含む審議会等の設置率	市の調査	※H28 93.0%	92.7%	95.0%

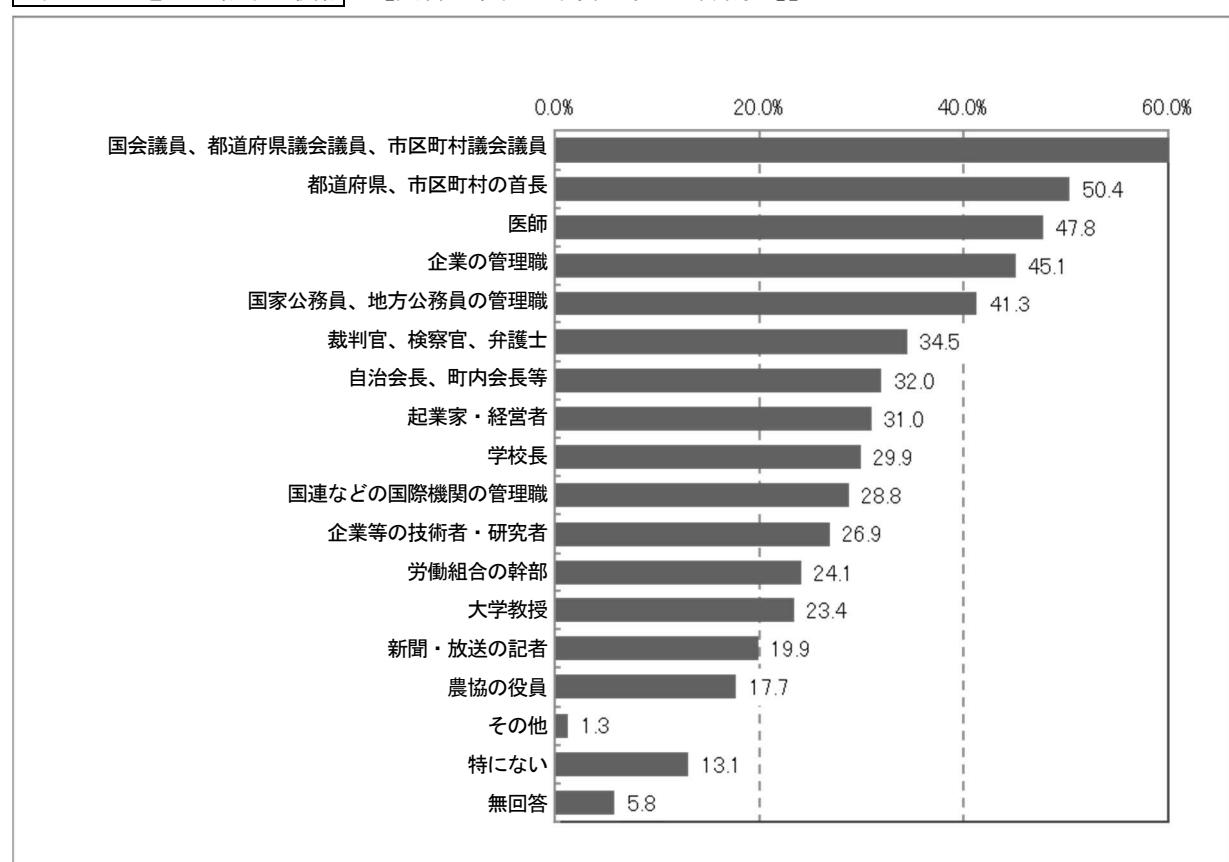
市の審議会等委員の女性登用率の推移と目標値

【資料：男女共同参画推進センター】



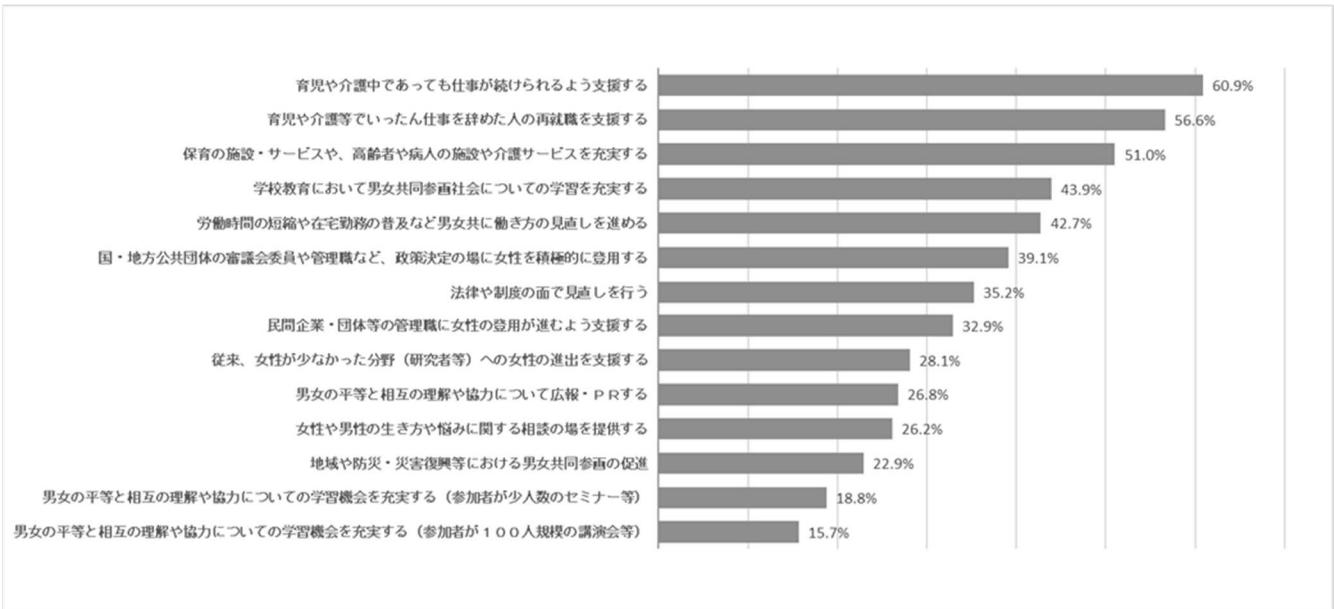
女性の進出を望む職業や役職

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきこと

【資料：令和3年度「市民意識調査】



<調査等の結果>

○女性の進出を望む職業や役職

市民意識調査では男性女性とも、「国会議員、都道府県議会議員、市区町村議会議員」、「都道府県、市区町村の首長」といった政治の分野への女性の進出を望む回答が上位となり、次いで「医師」、「企業の管理職」、「国家公務員、地方公務員の管理職」などが続く結果となりました。

○男女共同参画社会の実現のために今後力を入れていくべき行政の取組

市民意識調査では、子育てや介護に関する3項目が男性女性とも約半数を占め、特に女性からの回答が多い結果となりました。また、「働き方の見直し」や、「政策決定の場への女性の登用」などを求める回答も30%以上あった一方で、セミナーや講演会等の「学習機会の充実」については、それぞれ10%台で他の項目と比べて低い結果となりました。

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 4 推進体制の整備

重点目標 (1) 男女共同参画推進センターの充実

【現状と課題】

男女共同参画推進センターは、その名称のとおり上越市の男女共同参画を推進するための拠点施設として設置されており、男女共同参画について周知・啓発を図るための講座やセミナーの開催、関連図書の貸出し、悩みを抱える市民を対象にした女性相談事業などを行っています。

また、男女共同参画の実現に寄与する活動を行っている市民団体を協力団体としてセンターに登録し、各種講座等の開催案内や様々な情報の提供を行うほか、センターで開催する講座の企画・運営の委託や、センターが発行する情報紙の作成過程での協議など、市民意見を反映した事業展開となるよう連携を図っています。

さらに、地域などの身近な場面における市民への普及・啓発活動の一環として、男女共同参画サポート制度により、各種の講座等への参加を促す働きかけを通して、男女共同参画の一層の推進と広い範囲への意識啓発の浸透に向けた取組を進めています。

このような事業展開を継続して行っていますが、市民意識調査の結果では、市民が男女共同参画推進センターを知っている割合は12.4%と低く、設置から20年以上経過しても広く認知されているとは言えない現状となっています。

【施策の方向】

センターが一層活用されるよう、市民や活動団体が利活用しやすい環境づくりに努めるとともに、活動団体等との連携を強化します。

① 男女共同参画に関する情報発信の強化

＜取組例＞

男女共同参画の取組の公表、情報紙の発行、男女共同参画関係図書購入【男女共同参画推進センター】など

② 市民や活動団体への支援

＜取組例＞

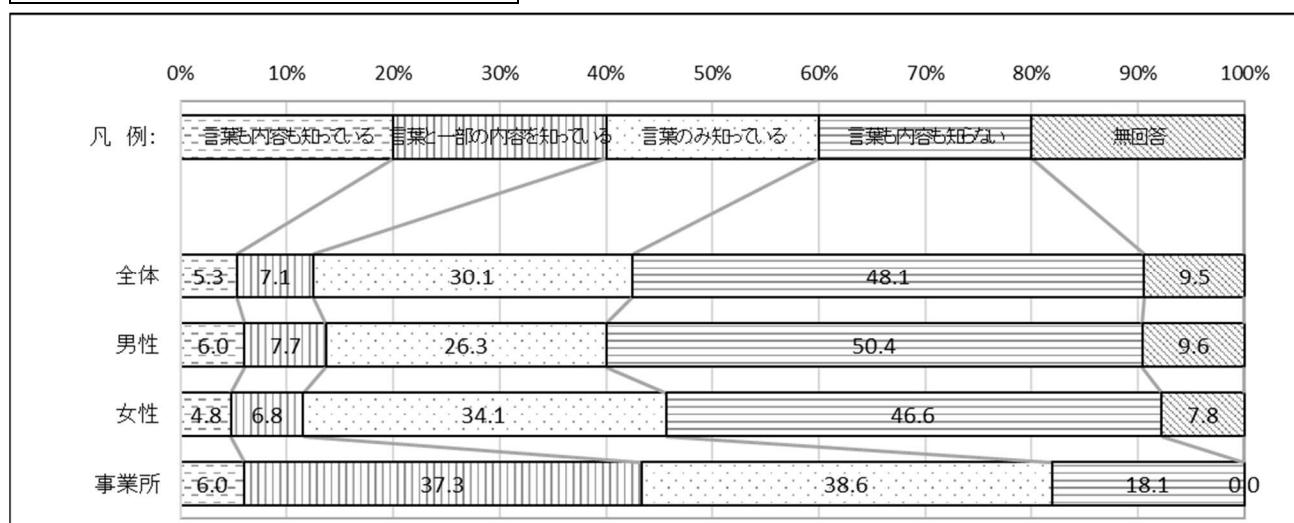
活動団体への支援、登録団体等との連携【男女共同参画推進センター】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
センター講座参加者の満足度（満足、おおむね満足の合計）	市の調査	76.0%	87.4%	90.0%

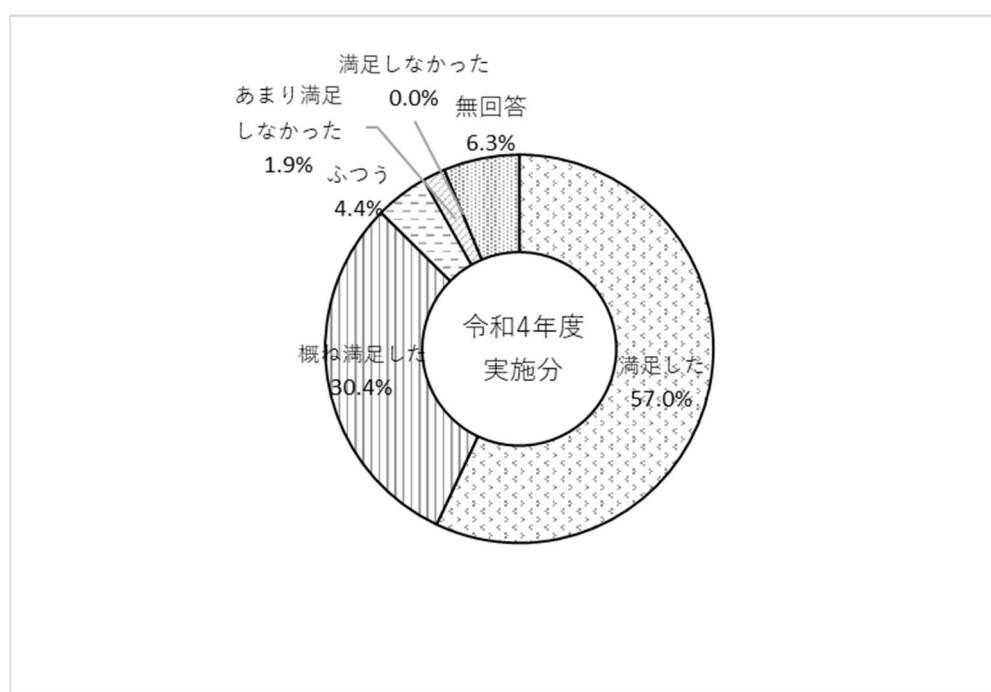
上越市男女共同参画推進センターの認知度

【資料：令和3年度「市民意識調査、事業所アンケート」】



センター講座参加者の満足度

【資料：男女共同参画推進センター】



<調査等の結果>

○男女共同参画推進センターの認知度・理解度

▼市民意識調査 · · · · · 12.4%

▼事業所アンケート · · · · · 43.3%

※「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計

＜施策の分野＞ I 男女が等しく参画するための社会環境整備

＜基本目標＞ 4 推進体制の整備

重点目標 (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進

【現状と課題】

行政の業務は市民生活のあらゆる分野に直結していることから、多岐にわたる行政の部署が男女共同参画の考え方を意識して業務を遂行することにより、市民生活のあらゆる分野に波及することも可能となります。また、民間企業のモデルとなるよう、率先して男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことも行政の大きな役割と言えます。

全庁の各課等を対象とする、男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進として、行政からの情報発信時におけるジェンダー視点からのチェックを実践している課等は 80%を超えていますが、引き続き広報やホームページ等のメディアの発信や各種文書の作成はもとより、職員一人一人が男女共同参画について正しい認識を持ち、業務の中で実践していくことが求められています。

【施策の方向】

あらゆる役職、職種向けの研修会を充実させ、通達や情報提供を通じ職員一人一人の意識啓発を進めることで、男女共同参画の考え方を意識し、業務の中で実践できるよう努めます。

① 市職員への研修会の実施

＜取組例＞

セクシュアル・ハラスメント防止対策の周知【人事課】、情報発信時におけるジェンダー視点でのチェックの実践についての意識付け（広報主任向け資料に明記）【広報対話課】、保育士及び幼稚園教諭、職員の研修会【男女共同参画推進センター】など

② 男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進

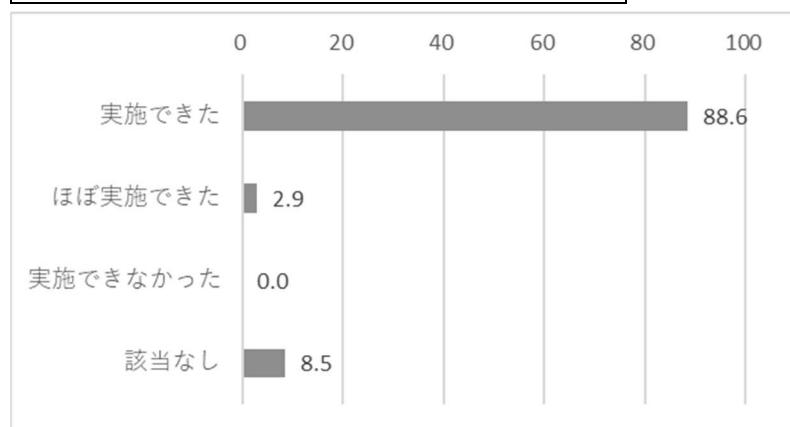
＜取組例＞

旧姓使用の認証、特定事業主行動計画、子育て・介護のための休暇取得推進【人事課】、男女共同参画に係る市民の意識調査、情報発信時におけるジェンダー視点でのチェック【男女共同参画推進センター】、男女の視点に配慮した避難所運営、女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保【危機管理課】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
行政からの情報発信時におけるジェンダー視点からのチェック	市の調査	—	88.6%	90.0%

情報発信時におけるジェンダー視点からのチェック 【資料：男女共同参画推進センター】



<調査等の結果>

○全庁を対象とする男女共同参画の考え方基づいた施策の推進

▼行政からの情報発信時におけるジェンダー視点からのチェック ····· 88.6%

ジェンダー視点からのチェックの実践状況について、「実践している」が 88.6%、「ほぼ実践できている」が 2.9%という結果となりました。

<施策の分野> II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

<基本目標> 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (1) 暴力根絶に向けた人権教育の推進及び啓発

【現状と課題】

DV（配偶者等からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢行為などは、決して許される行為ではなく、いかなる理由があろうとも認めることはできません。男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で根絶に向けて強力に取り組むべき課題です。

また、近年、交際相手間の暴力、いわゆる「デートDV」を始め、若年女性への性犯罪・性暴力も問題視されています。令和3年度の内閣府調査によると、20代から30代の女性は交際相手からの暴力を受けた経験があるとの回答が25%を超え、他の年代よりも高い結果となりました。これは女性だけにとどまらず男性にも同じことが言え、20代と30代の男性は、女性より低いものの、暴力を受けたことのある人の割合が他の年代よりも高い結果となっています。これらのことから、若年層にも男女間の暴力などに関する正しい認識の理解と意識啓発を促す必要があります。

あらゆる暴力の根絶に向けて共に人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりが今後ますます重要となっています。

【施策の方向】

男女間において、一方を暴力で支配することは重大な人権侵害であることから、男女間の暴力に関する正しい認識の理解と意識啓発を促します。

① 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発

<取組例>

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶を目指した相談・支援【男女共同参画推進センター】
など

② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発

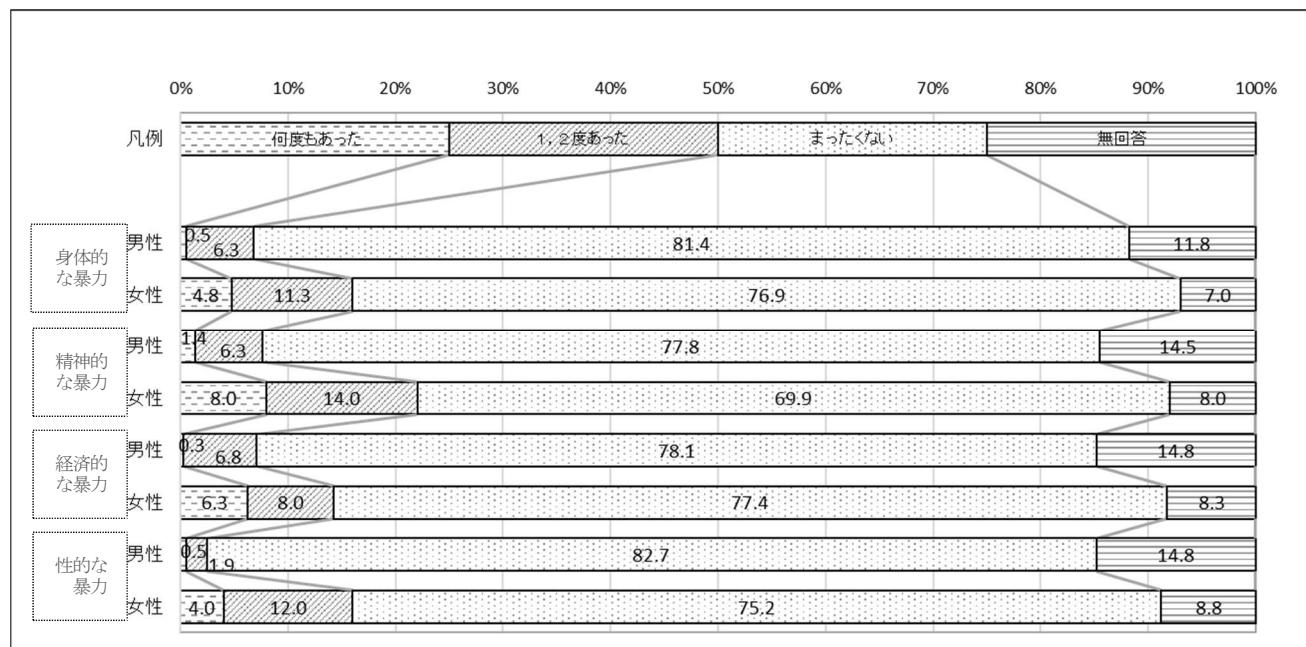
<取組例>

セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発【男女共同参画推進センター】など

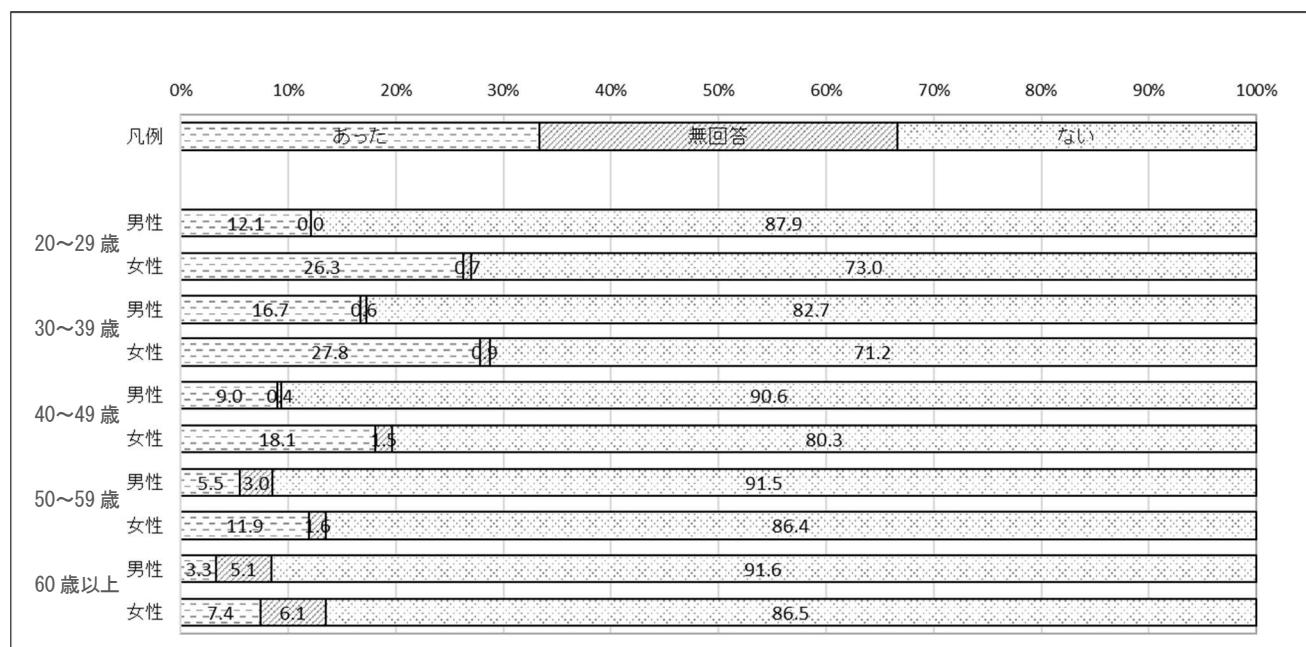
【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合	市民意識調査	55.8%	60.2%	70.0%

夫婦間の暴力の有無 【資料：令和3年度「市民意識調査」】

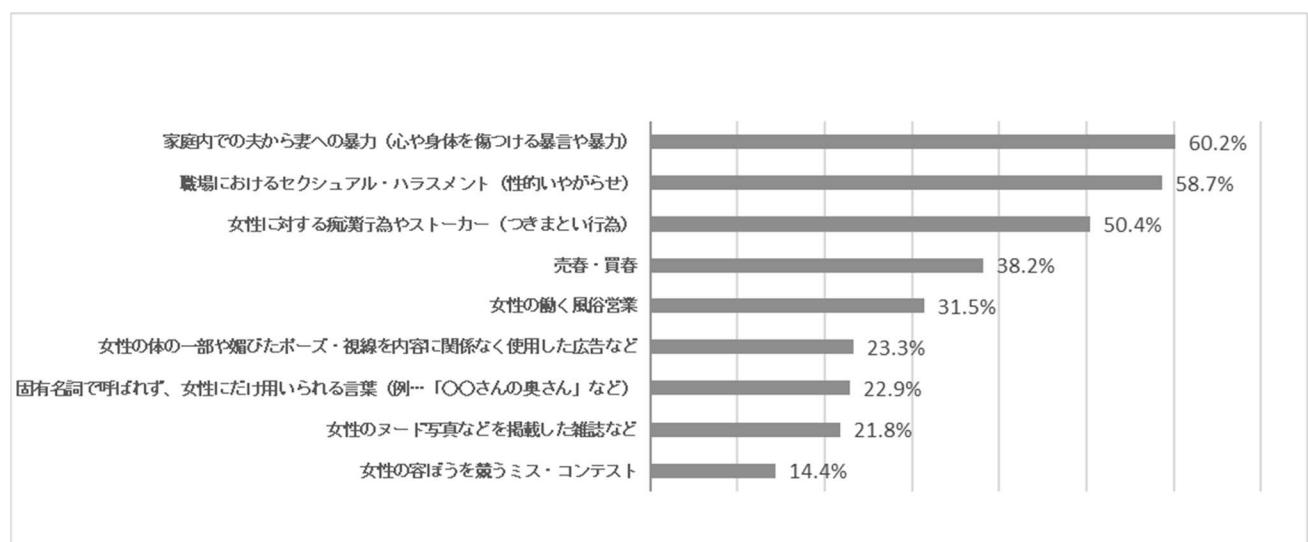


交際相手からの被害経験の有無 【資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和2年度）】



女性の人権が尊重されていないと感じること

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○家庭内での夫から妻への暴力は女性の人権が尊重されていないと感じる人の割合

▼市民意識調査・・・・・・・ 60.2% (男性 : 54.2%、女性 : 66.7%)

「女性の人権が尊重されていないと感じること」としては、このほか「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」、「女性に対する痴漢行為やストーカー」が男性女性とも上位を占める結果となりました。

<施策の分野> II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

<基本目標> 1 暴力を許さない社会づくり

重点目標 (2) 相談窓口の充実

【現状と課題】

配偶者や交際相手からの暴力に関する相談内容においては、被害者の安全を第一に考えて緊急の保護や自立の支援など、迅速に対応する必要があります。

また、相談内容は配偶者や交際相手からの暴力のみならず、結婚・離婚・養育などの家庭内や就労・借金などの経済的な問題など多岐にわたり、さらに複数の問題を抱えている場合も多く、相談員には相談者の意向に沿った適切な助言をすることはもちろんのこと、関係機関との連携による調整や支援先への仲介など、専門的な知識と迅速かつ適切な判断が求められています。

女性の悩みを相談する機関や窓口などについて市民意識調査では、男性女性ともに新潟県警察本部の「女性被害 110 番」の認知度が最も高かった一方、市の女性相談窓口の認知度は 10%台という低い結果になりました。

相談窓口の存在を知らずに悩みを抱え込んでいる人が潜在していることが考えられること、また近年相談経路として警察相談や福祉事務所などを通じた相談も多いことから、市役所内の関係課等との連携や定期的な情報交換に加え、県や警察などの関係機関との情報交換・連携を通じて、気軽に利用できる相談窓口としての周知の強化と相談者へのスムーズな支援につなげていく体制づくりが重要です。

【施策の方向】

女性相談窓口の周知強化に努めるとともに、庁内の関係課等や関係機関との連携強化と、相談に携わる職員のスキルアップを図ります。

① 女性相談事業の充実

<取組例>

女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指した相談・支援、女性相談窓口の周知【男女共同参画推進センター】など

② その他相談機関との連携

<取組例>

女性に対するあらゆる暴力根絶を目指した相談・支援【男女共同参画推進センター】、介護者と被介護者の暴力根絶を目指した相談・支援【高齢者支援課】、女性を始めとする健康相談窓口の充実【健康づくり推進課、すこやかなくらし包括支援センター】など

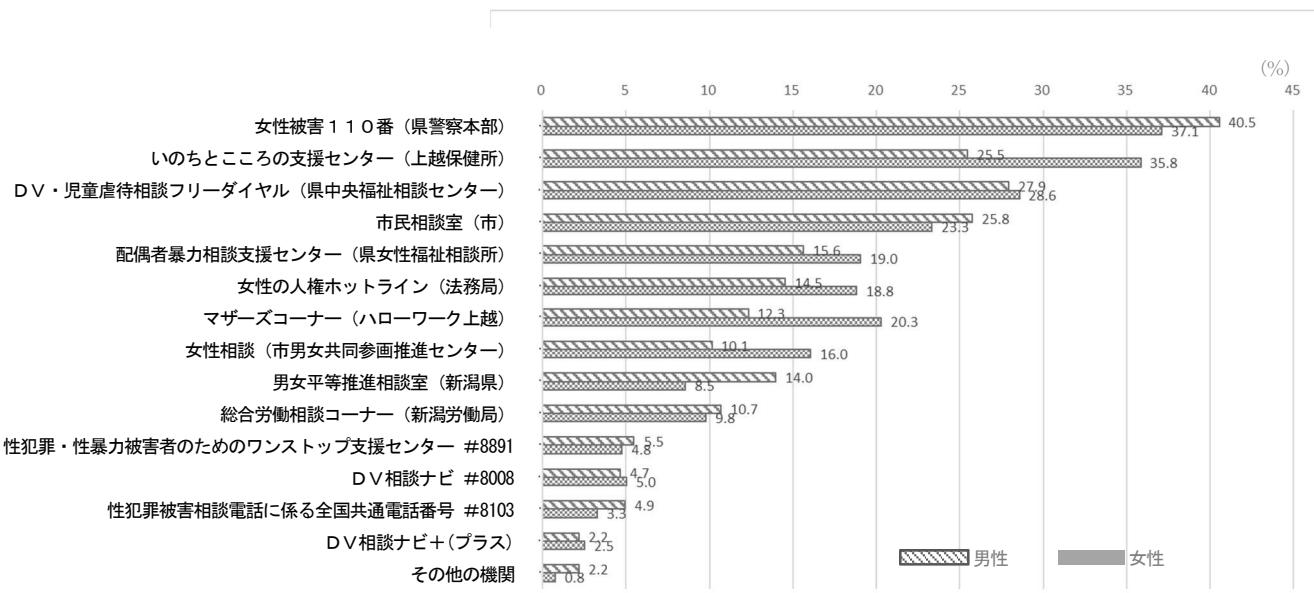
【評価指標】

指標名	調査区分	前回値(H29)	現状値(R4)	目標値(R9)
市の女性相談窓口の認知度	市民意識調査	16.4%	13.1%	20.0%

女性が抱えている悩みの相談窓口の認知度

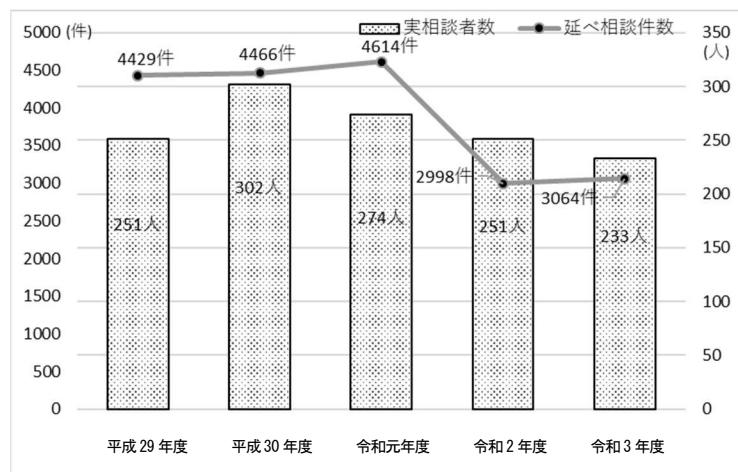
【資料：令和3年度「市民意識調査】

(「男性」・「女性」の各項目の回答率)



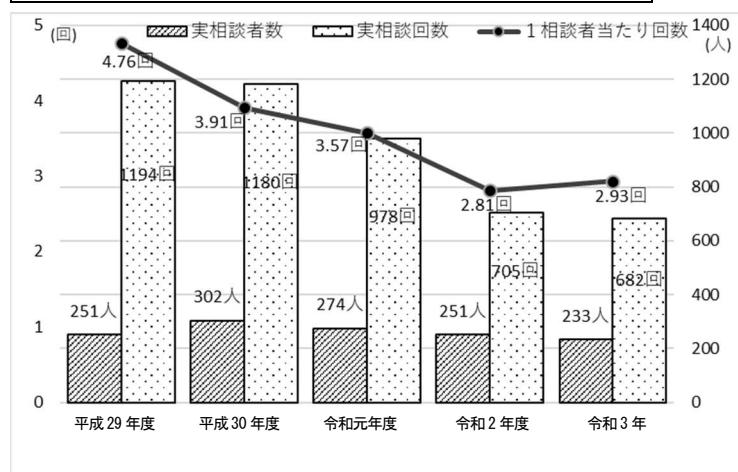
女性相談における相談受付状況(実相談者数、延べ相談件数)

【資料：男女共同参画推進センター】



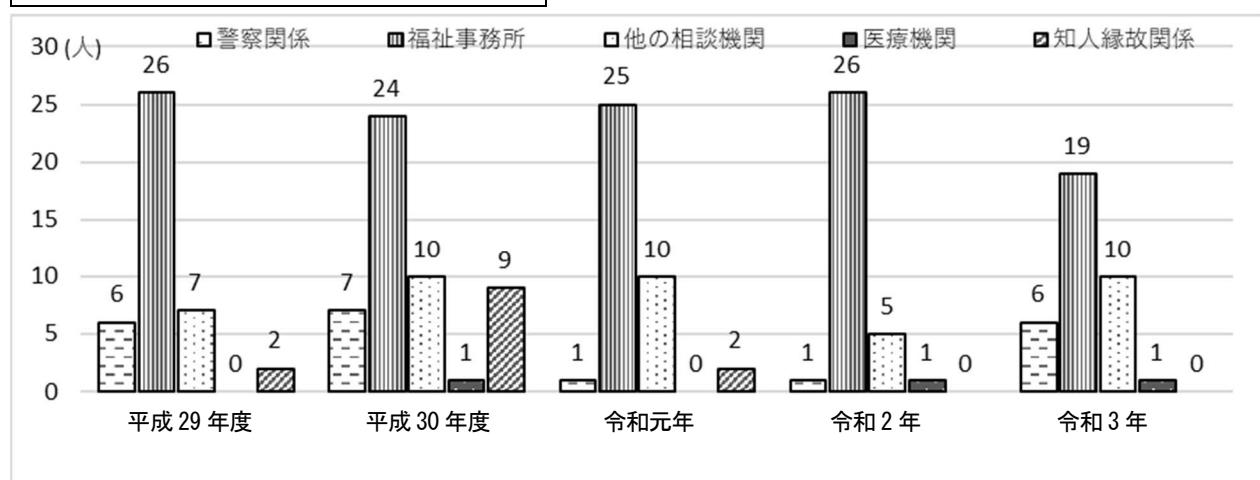
女性相談における相談受付状況(実相談者数、回数)

【資料：男女共同参画推進センター】



女性相談における主な相談経路の年度別推移

【資料：男女共同参画推進センター】



<調査等の結果>

○市の女性相談窓口の認知度

▼市民意識調査・・・・・・・・13.1%（男性 10.1%、女性 16.0%）

「女性の悩みを相談する機関や窓口など」について聞いたところ、「女性被害 110 番」が最も多く、次いで「いのちとこころの支援センター」、「DV・児童虐待相談フリーダイヤル」が上位を占めた一方、「女性相談」は 10% 台という低い結果となりました。

＜施策の分野＞ II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

＜基本目標＞ 2 被害者等への支援

重点目標 (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護

【現状と課題】

配偶者からの暴力の多くは家庭内で発生していて、加えて被害者は、加害者からの報復を恐れたり世間体を気にすることで他人へ救済を求めるなどを躊躇する傾向があるため、外部から発見することは困難な状況にあります。

DV防止法では、配偶者からの暴力を受けている者を発見した場合は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければならず、医師その他医療関係者については、通報することができると規定されています。このような中、内閣府の調査によれば、全国の配偶者暴力相談支援センターへ寄せられた配偶者からの暴力の相談件数は、継続して増加している傾向にあります。

また、配偶者から暴力を受けた被害者は、身体的、精神的な傷を負っていることが多く、身の安全確保を最優先に行う必要があります。相談中や保護施設への移送途中など、加害者からの追いかけが懸念される場合は、絶えず相談員も注意を払わなければなりません。

さらに、個人情報保護の面では被害者に関する情報管理も細心の注意を払う必要があります。住民票や子どもの学校から滞在地が判明しないように、個人情報を扱う部署も徹底した情報の管理及び連絡体制の構築が求められます。

【施策の方向】

被害者の安全確保のためには、関係機関や周囲の人からの情報も大切であり、啓発の際には通報の趣旨や重要性について周知に努めます。

① 制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進

＜取組例＞

DVに関する制度や法律の周知【男女共同参画推進センター】など

② 被害者への安全確保のための情報提供

＜取組例＞

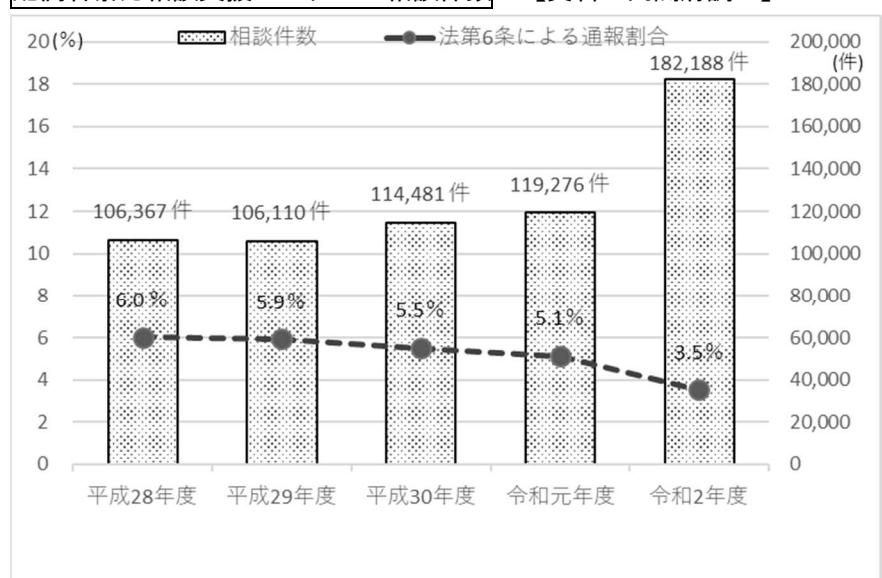
女性相談事業（売春防止法、DV防止法に基づき相談員を設置）、DV被害者の緊急一時保護の支援【男女共同参画推進センター】、女性を始め市民を対象とした相談窓口の充実【市民相談センター】など

【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
女性が抱えている悩みの相談窓口のうち認知度30%以上の相談機関	市民意識調査	1か所	2か所	3か所

配偶者暴力相談支援センターの相談件数

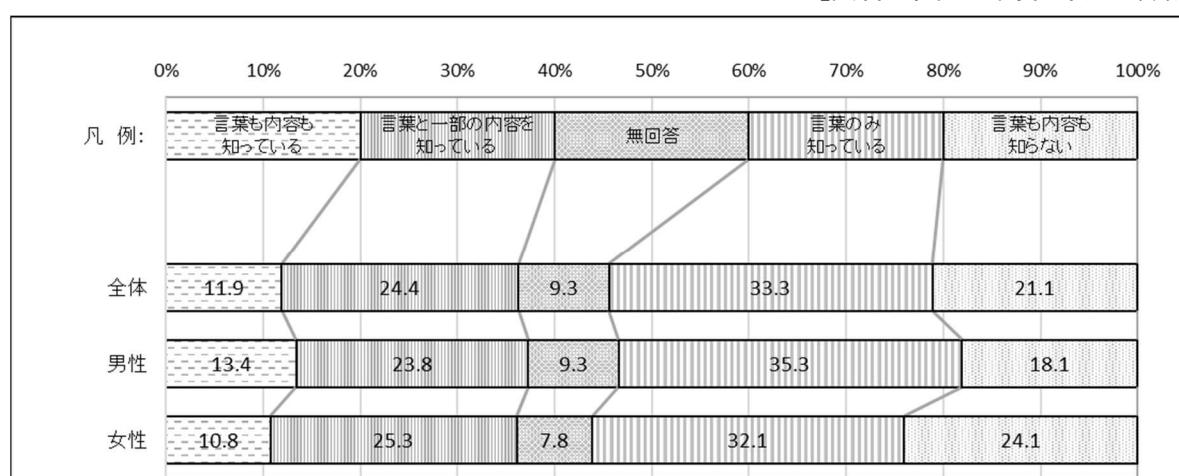
【資料：内閣府調べ】



< 再掲 >

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度

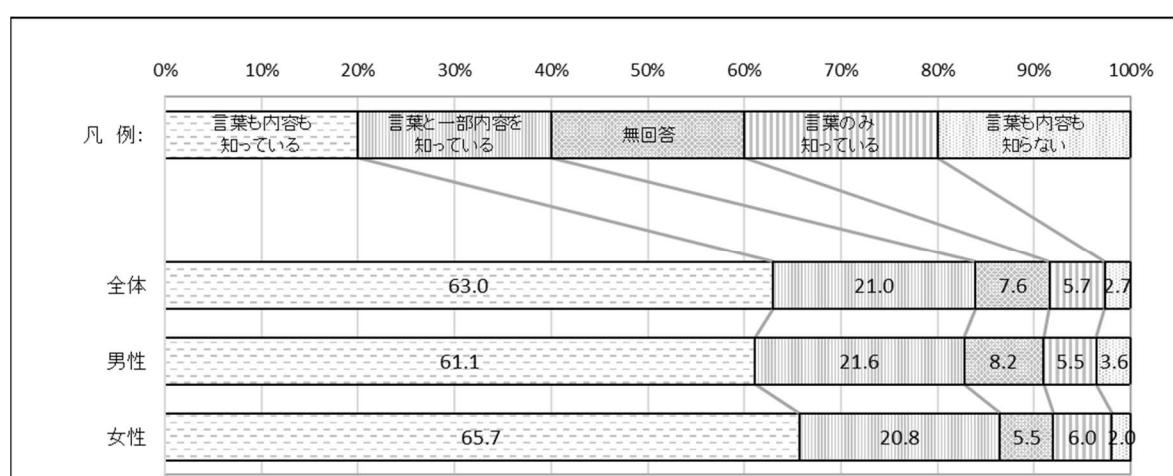
【資料：令和3年度「市民意識調査」】



< 再掲 >

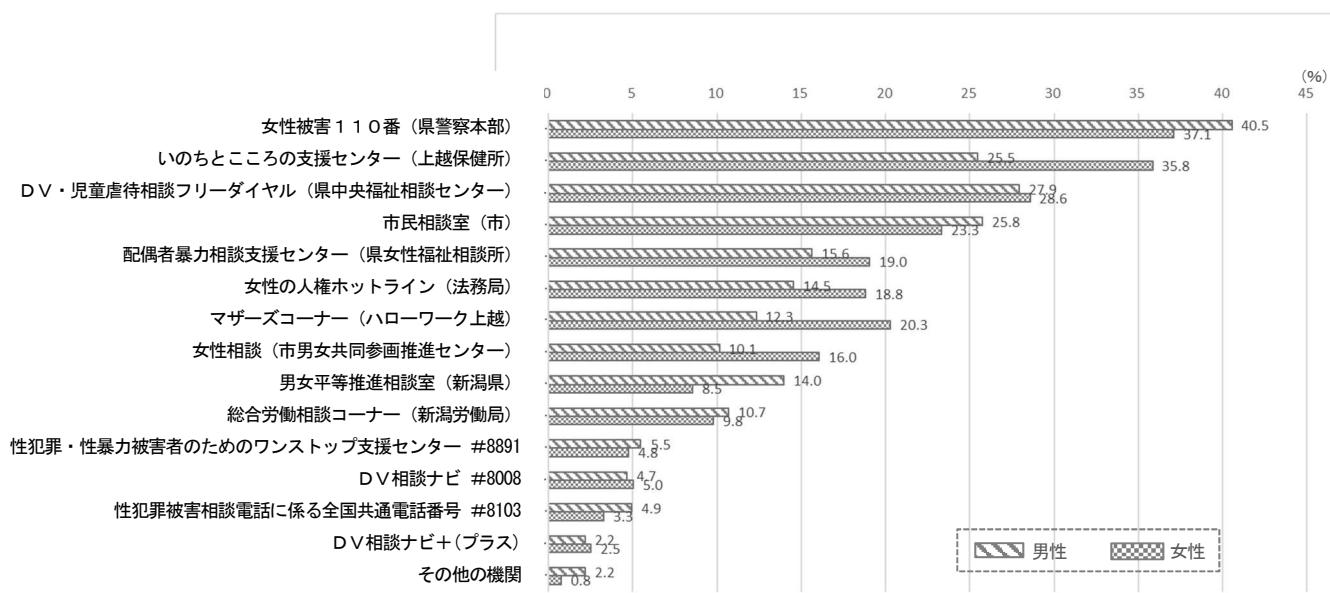
DV…ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー等からの暴力）の認知度

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



女性が抱えている悩みの相談窓口の認知度

【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）の認知度

▼市民意識調査・・・36.3%（男性 37.3%、女性 36.1%）

「DV防止法」は「言葉も内容も知っている」と「言葉と一部内容を知っている」の合計で36.3%となった一方、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」については83.9%となり、「DV防止法」はよく知らなくても「DV」は知っているという傾向が見られました。

<施策の分野> II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援

<基本目標> 2 被害者等への支援

重点目標 (2) 自立への支援

【現状と課題】

一般的に女性は男性と比べ経済的に不利な状況にあることが多く、配偶者からの暴力による被害者への対応においては、生活再建のための支援が不可欠となります。

被害者には心のケアを始め、住居の確保、自立のための安定した収入の確保など様々な支援が必要です。状況に応じた支援を有効に活用することも自立への手段となります。

また、被害者への支援と同時に、子や親、兄弟姉妹などの親族に対する支援も必要となる場合もあります。特に子どもは家庭環境の変化や学校の転校等、生活環境が大きく変わることにより精神的に不安定になることも考えられ、個々のケースに応じた柔軟な対応も大切です。

【施策の方向】

相談者に必要な支援に関する情報を的確に収集し、提供します。

① 生活再建への支援

<取組例>

女性相談事業【男女共同参画推進センター】など

② 同伴者への支援

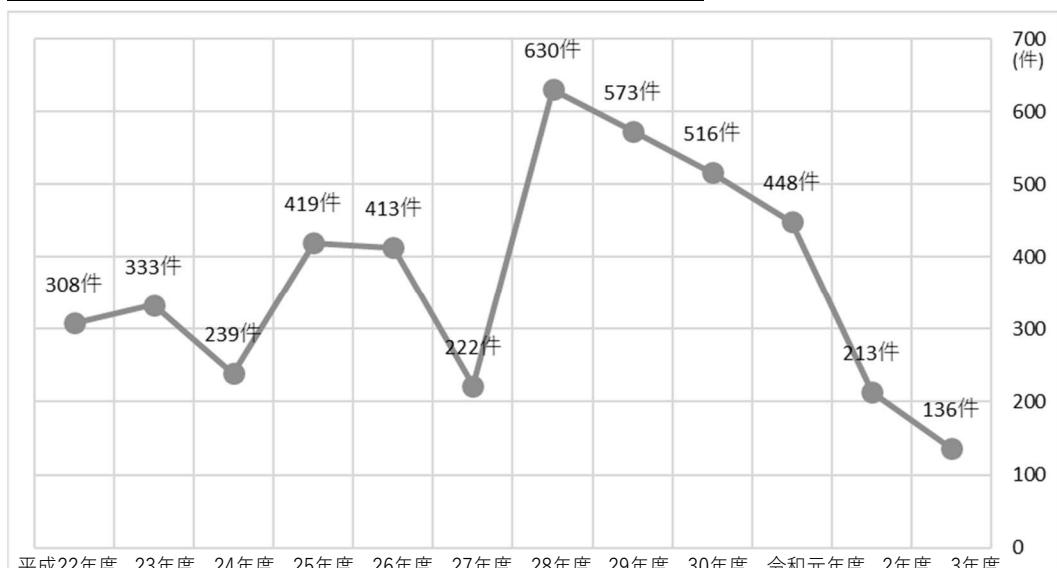
<取組例>

女性相談事業【男女共同参画推進センター】など

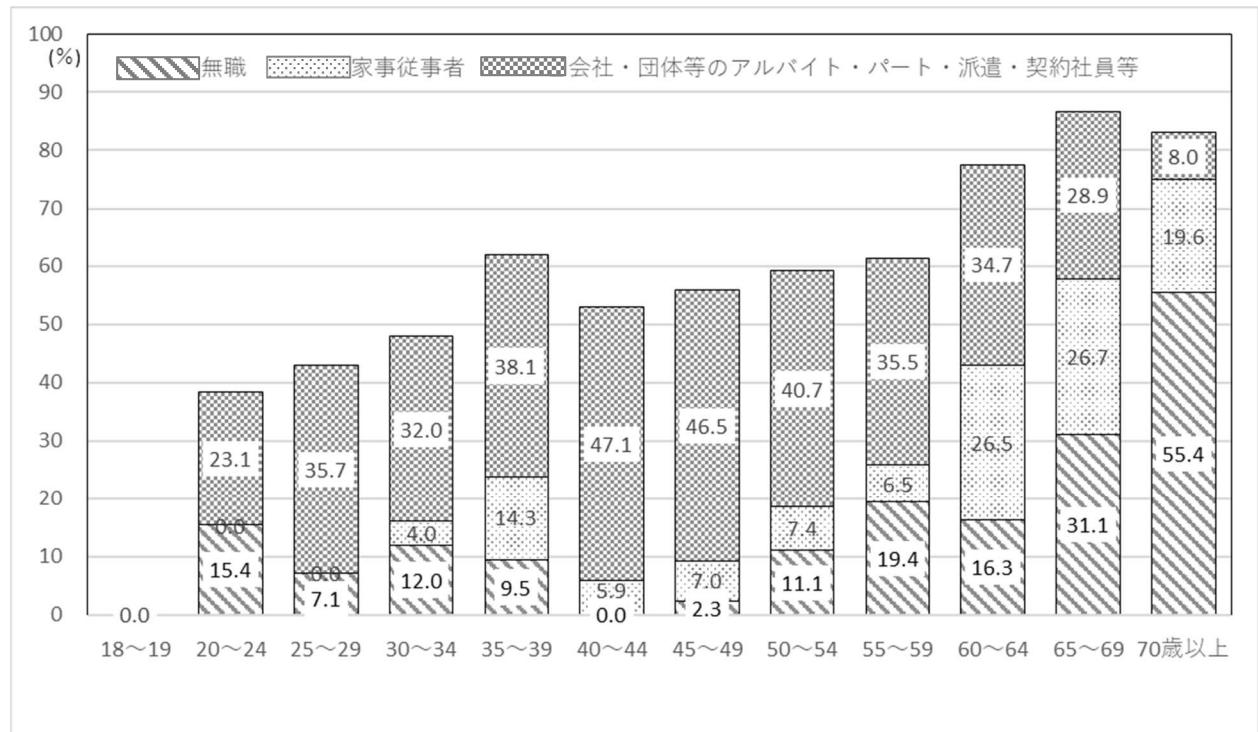
【評価指標】

指標名	調査区分	前回値 (H29)	現状値 (R4)	目標値 (R9)
女性相談を原因とする苦情件数	市の調査	なし	なし	なし

配偶者からの暴力に関する市女性相談への相談件数の推移 【資料：男女共同参画推進センター】

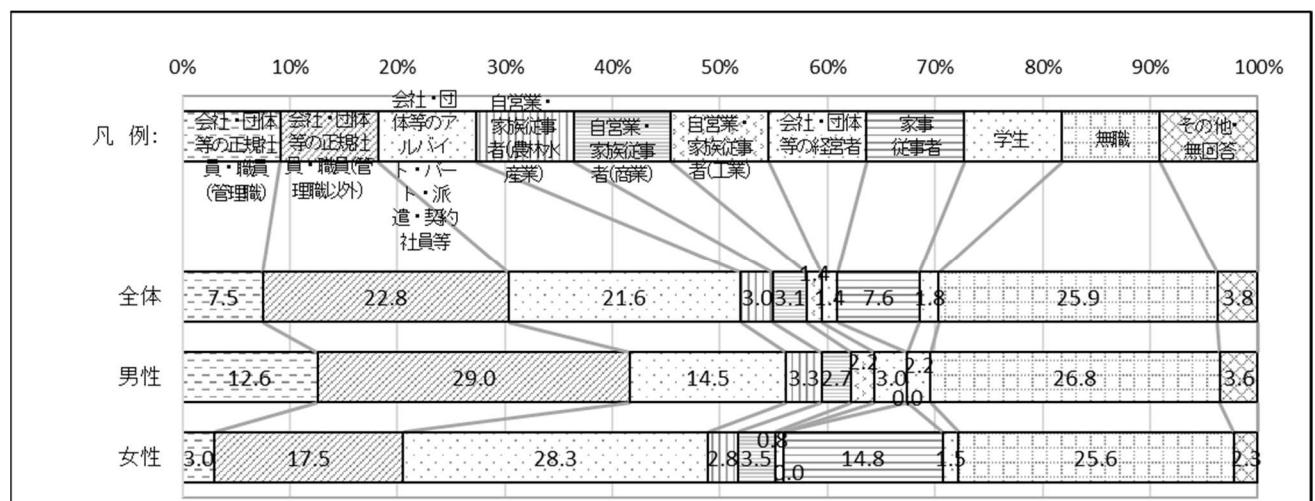


女性の就業状況 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



< 再掲 >

性別による就業状況 【資料：令和3年度「市民意識調査」】



<調査等の結果>

○性別による就業状況

▼市民意識調査

・アルバイト・パート・派遣・契約社員等・・・男性：14.5%、女性：28.3%

・家事従事者・・・男性：0%、女性：14.8%

性別によって就業状況に差があり、主に女性の方が経済的に不安定であるという傾向が見られます。

第3章 計画の推進

男女共同参画社会を実現させていくためには、行政が中心となって関連施策を展開させることはもとより、全ての市民、事業者及び地縁団体等が、それぞれの立場で主体的に男女共同参画に取り組むとともに、あらゆる分野において、互いに連携・協力しながら推進していくことが大切です。

1. 庁内推進体制の整備・充実と連携強化

本計画の実施に当たっては、関係部局相互の連携の下、全庁的に総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図っていきます。

2. 市民、事業者、地縁団体等との連携・協働

行政だけでなく地域全体で男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があることから、市民・事業者・関係団体等との連携・協働を図っていきます。

3. 関係機関との連携強化

各施策の実施に当たっては、必要に応じて国・県を始めとする関係機関との情報共有を図ることなどにより、それぞれの実施主体が中心となって、連携・協力しながらより効果的に取組を進めていくよう努めています。

